

外国人が集住する公的住宅団地の集住実態と共生に  
関する研究

2022年3月

王 爽

外国人が集住する公的住宅団地の集住実態と共生に  
関する研究

王 爽

システム情報工学研究科

筑波大学

2022年 3月

## 目次

序 研究の概要	1
序 1.研究背景	1
序 2. 日本における在留外国人の特徴及び動向	2
序 2.1 在留外国人国籍の特徴	2
序 2.2 入管法改正と在留資格での特徴	2
序 2.3 在留外国人属性の特徴	5
序 3. 日本における多文化共生取り組みの限界	7
序 4. 外国人の居住に関する傾向と課題	8
序 5. 研究目的	10
序 5.1 本研究の対象	10
序 5.2 本研究の目的	10
序 5.3 研究の構成	12
序 5.4 本研究の調査方法	13
序 7. 既往研究のレビュー	15
序 7.1 移民と共生意識に関する研究	15
序 7.2 外国人集住に関する研究	16
本章の参考文献	22
第一章 日本における外国人集住の傾向及び課題	25
1.1 本章の概要	25
1.2 小集計地区での外国人集住傾向	26
1.2.1 外国人集住地区の都道府県別傾向	27
1.2.2 外国人集住地区の類型	27

1.2.3 外国人が集住する住宅団地	30
1.3 外国人集住公的住宅団地の抽出	32
1.4 外国人集住公的住宅団地の分布及び特徴	33
1.5 外国人集住公的住宅団地における生活トラブル	35
本章の参考文献	37
<b>第二章 管理者からみる外国人集住団地における居住実態と取り組み</b>	<b>38</b>
2.1 管理者調査の背景、目的及び対象	38
2.1.1 本章の研究背景	38
2.1.2 本章の既往研究	38
2.1.3 本章の研究目的と対象	39
2.1.4 調査方法及び調査概要	39
2.2 外国人集住公的住宅団地の立地分布の特徴	41
2.2.1 外国人集住団地の国籍の特徴	41
2.2.2 外国人集住団地の集住開始時期	43
2.2.3 外国人住民の集住理由と住民属性の特徴	44
2.2.4 外国人が集住する公的住宅団地におけるトラブル	45
2.3 管理者による多文化共生推進の取り組みの限界	48
2.4 外国人集住公的住宅団地の空間と施設利用上の課題	53
2.4.1 団地空間と施設の課題	53
2.4.2 外国人住民に関する空間と施設の利用傾向	54
2.5 小括	57
本章の参考文献	59
<b>第三章 首都圏における新たな外国人集住団地の現状と課題</b>	<b>60</b>

<b>3.1 本章の研究背景、目的</b>	<b>60</b>
3.1.1 本章の研究背景	60
3.1.2 本章の既往研究	61
3.1.3 本章の研究目的と対象	64
<b>3.2 新たな外国人団地に居住する外国人住民の特徴</b>	<b>65</b>
3.2.1 高度専門職に従事する外国人住民の特徴	66
3.2.2 調査対象団地の確定プロセス	66
3.2.4 住民インタビュー調査の実施概要	69
3.2.6 新たな属性の外国人の公的住宅団地への入居経緯	72
<b>3.3 団地組織、地域活動、コミュニティでの課題</b>	<b>75</b>
3.3.1 団地内情報の獲得方法	75
3.3.2 自治会への参加状況と課題	75
3.3.3 団地内の付き合い状況と交流実態	76
3.3.4 地域活動への参加状況と参加意欲	77
<b>3.4 外国人住民による空間利用の実態と課題</b>	<b>80</b>
3.4.1 住戸内の居住実態	80
3.4.2 住棟内共用部の利用と表出	81
3.4.3 団地と地域で利用する生活施設	82
<b>3.5 新たな外国人集住団地における課題</b>	<b>85</b>
3.5.1 生活トラブルの発生と定住意向	85
3.5.2 家族の呼び寄せと課題	85
3.5.3 新型コロナウイルス感染症の影響	86
<b>3.6 小括</b>	<b>87</b>
<b>本章の参考文献</b>	<b>91</b>
<b>第四章 外国人集住団地における多文化共生推進市民団体による取り組み</b>	<b>93</b>
<b>4.1 本章の研究背景、目的と対象</b>	<b>93</b>

4.1.1	研究背景	93
4.1.2	本章の既往研究	94
4.1.3	本章の研究目的と対象	95
<b>4.2</b>	<b>調査対象の団体と団地</b>	<b>98</b>
4.2.1	調査対象になる事例団体の概要	98
4.2.2	外国人住民の属性と団地の現状	101
<b>4.3</b>	<b>外国人属性による多文化共生取り組み</b>	<b>104</b>
4.4.1	多文化共生推進活動の開始時期、開始要因と効果	108
4.4.2	調査事例の類型化	108
4.4.3	外国人率、団地規模と多文化共生推進活動の関係性	116
<b>4.5</b>	<b>多文化共生交流が生まれる空間と施設</b>	<b>117</b>
<b>4.6</b>	<b>新型コロナウイルス感染症の市民団体に対する影響及び対応策</b>	<b>118</b>
<b>4.7</b>	<b>小括</b>	<b>119</b>
	本章の参考文献	121
	結論：多文化共生対策の検討	123
1.	本研究の成果	123
2.	多文化共生対策に向けた検討	126
3.	本研究の課題	132
4.	本章の参考文献	133
	謝辞	134
	付録1 外部投稿一覧	135
	付録2 調査質問票と質問項目	136

## 序 研究の概要

### 序 1. 研究背景

近年、グローバル化の進展や多発する紛争の影響で、世界中の移民や難民が増加している。長期に渡って大量の移民を受け入れてきた欧米諸国では、移民増加による問題が多発している。欧米諸国は移民を社会の構成員に位置づける一方で、移民は言葉の不自由や就職困難により貧困から抜け出せない状況が頻繁に発生し、移民の存在が社会の不安要素となってきた。移民問題の対処策として、移民を対象とする受け入れ国への適応を支援、社会保障による生活基盤形成支援や、他分野が連携した社会的包摂支援など様々な取り組みが行われている。

移民政策がないと強調し続けてきた日本では、長年の間、移民受け入れに消極的な姿勢をとっているが、実際には中長期の在留外国人人口は毎年増加している。外国人の受け入れについては、戦前から日本で生活し始めた在日韓国・朝鮮人をはじめ、戦後の1980年代に中国帰国者とその呼び寄せ家族、インドシナ難民は日本への移住が開始した。そして、1990年に「入国管理法」を改正してからブラジルの日系人が増加しつづける。また、近年、急増したフィリピン、ベトナムとネパール籍の東南アジア外国人住民など、アジア国籍の外国人を中心に、各国籍の増減傾向が変化しながら、外国人の総人口数が全体的に増加している。在留外国人の人口総数（中長期在留者&特別永住者）からみると、2017年12月までに2,561,848人、2018年までに2,731,093人に上昇し、1年間で16万9千人も増加した。その後、2019年までに2,933,137人に上昇して、1年間で20万人以上も増加した。増加するだけでなく、1年あたりの外国人人口数も上昇する傾向にある。過去の増減を見ると、2008年のリーマンショック、2011年の東日本大震災と2019年末に発生した新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少に転じたが、長期的に見ると増加傾向にある。日本の高齢化、少子化が進んでいる中で、労働力不足が続けば、この傾向は続くと思われる。

## 序2. 日本における在留外国人の特徴及び動向

### 序2.1 在留外国人国籍の特徴

過去日本の中長期在留外国人人口数の国籍内訳の推移を見ると、外国人の人口数が増加している中で、外国人の国籍別人口数も変化し続けていることが確認できた。日本における外国人の人口の総数で上位5ヶ国の中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナム、ブラジルの人口数（図1）をみると、韓国・朝鮮は戦前から日本に居住していたが、近年は毎年減少していることがわかる。韓国・朝鮮以外の国籍は「出入国管理及び難民認定法」（以下、入管法とする）改正の影響で1990年から顕著に増加し始めた。2007年前後に中国籍の外国人人口が初めて韓国・朝鮮の人口数を超え、現在に至るまで、最も多い外国人になっている。近年、ベトナム籍をはじめ、インドネシア籍やネパール籍の東南アジア系の外国人も大幅に増加している。このように日本の中長期の在留外国人の国籍は多様化しており、各国籍の人口数も変化し続けている。

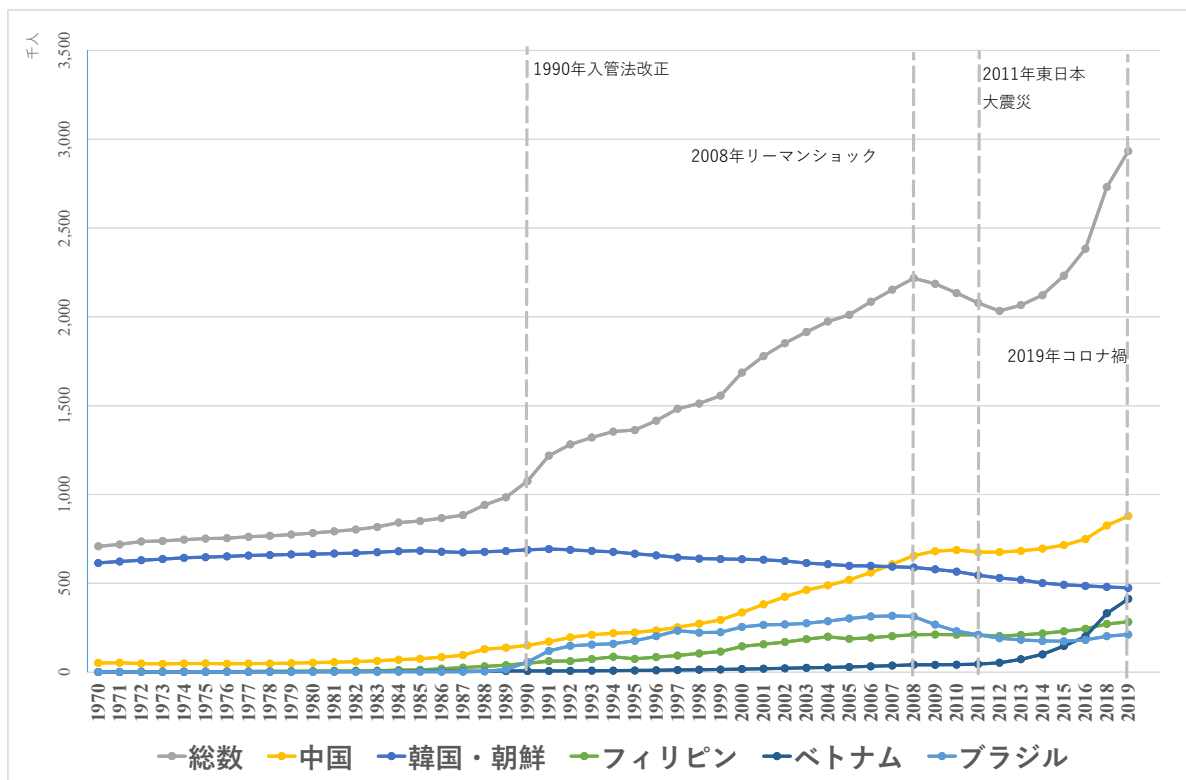


図1 在留外国人国籍別人口数の変化（人口上位の5ヶ国）

注：法務省「外国人登録国籍別人員調査一覧表」及び「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」より作成。中国は台湾を含む。



## 序2.2 入管法改正と在留資格での特徴

入管法は外国人の日本在留に関する要件、手続きなどを定めている。外国人の受け入れに大きな影響を与えたと考えられるため、中長期在留外国人の出国、入国、滞在などに関わる重要な改正をまとめる必要があり、以下で示す。

1951年 「出入国管理及び難民認定法」（入管法）制定。

1982年 難民認定関連手続に関する条項を追加。

1990年 在留資格を再編

- ・「人文知識・国際業務」「短期滞在」「日本人の配偶者等」などの在留資格を具体化。
- ・外国人労働力を受け入れ政策として「定住者」の在留資格が創設、南米の「日系人」が増加。

2009年 外国人登録制度の廃止及び在留カードの交付など新たな管理制度を導入。

- ・住民基本台帳法の改正により中長期在留者（在留カード交付対象者）や特別永住者などへ住民票を交付。
- ・「就学査証」を「留学」に統一された。

2012年 「高度人材ポイント制」導入及び「高度人材査証」を創設。

2014年 改正法案により在留資格と上陸審査を緩和

- ・「高度人材査証」に加えて「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の在留資格を新たに創設。
- ・「技術査証」と「人文知識・国際業務査証」を新たな包括的在留資格として「技術・人文知識・国際業務査証」に再編。

2018年 外国人労働者も受け入れ拡大政策を決定（2019年4月実施）。

- ・在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」を創設
- ・出入国在留管理庁を新設
- ・生活・教育・就労に関する情報提供や、外国人を受け入れることができる基幹的医療機関の体制整備などを拡充。

入管法改正の歴史と内容を見ると、バブル期の労働力不足問題を解消ための「定住者」在留資格の創設から、高度人材を受け入れるための「高度専門職」の設立、現在の特定の労働技能を持つ労働力の受け入れなど、外国人労働力を受け入れる政策が変化していることがわかる。これからの外国人受け入れも多様な在留資格が混在すると推測される。

日本における中長期の在留外国人の在留資格の人口数は、法務省在留外国人統計2019

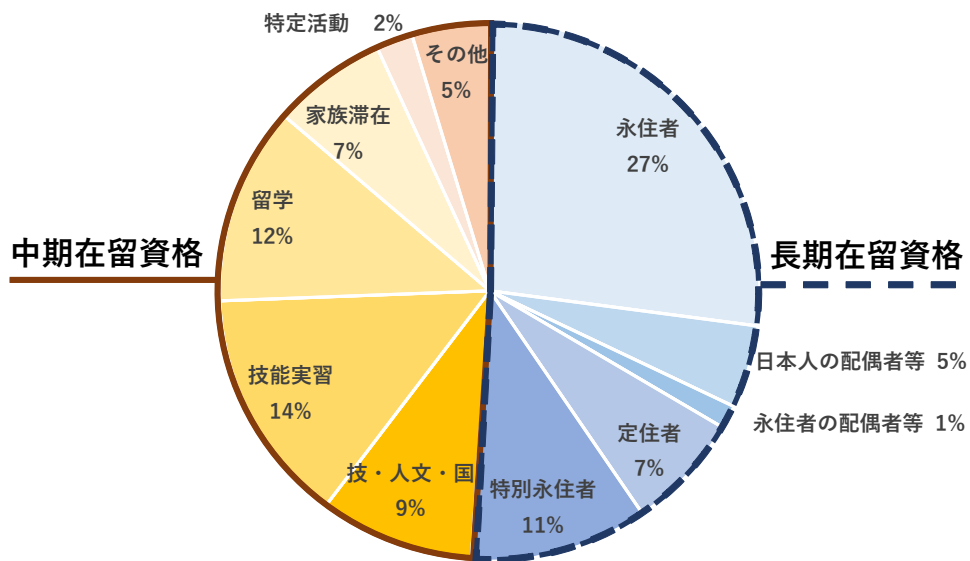


図2 在留外国人在留資格別の割合

注：2019年「在留外国人統計」の「国籍・地域別 在留資格（在留目的）別 在留外国人」より作成した。

年12月のデータ（図2）の在留資格の人口数内訳をみると、長期在留資格は外国人総数の半数以上を占める。在留期限は就労の制限がない「永住者」「特別永住者」「永住者の配偶者など」「日本人の配偶者など」といった在留資格がある。中期在留資格は「技術・人文知識・国際業務」（以下「人文国」）、「技能実習」、「留学」が多くを占め、このような中期の在留資格は就労や職業と関連が強い。

各在留資格での割合変化をみると、長期在留資格のうち「特別永住者」はほとんどが在日コリアンでありながら、減少の傾向が続いている。一方で、永住者は増加しており、2019年末の永住者は793,164人で、2018年末比で2.8%も増加した。中期在留資格では、「留学生30万人計画」の影響を受け、「留学」の在留資格は2008年の12万人から2019年の31万人まで、10年間で19万も増加した。

在留資格の人口数変化は、このように政策と制度の影響以外には、社会状況の影響がある。直近では2019年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響がある。2020年の年末は2019年と比べて、「留学」は-18.8%、「技能実習」は-8.0%も減少したものの、永住者は2018年末比で807,517人で1.8%、「人文国」は4.2%も増加した。

また、制度の実施期間がまだ短い「高度専門職」は、2019年末で1万5千人弱、「特定技能」は1,600人前後しかいないが、これから制度の見直しに伴い、増加の可能性は考えられる。今後の日本における中長期の在留外国人は、多様な在留資格を持ちながら、在

留資格の内訳が変化していく可能性が高い。

### 序2.3 在留外国人属性の特徴

日本における在留外国人の年齢をみると、図3で示すように国籍別の外国人の年齢層の分布が異なる特徴がある。また、日本人と大きな差異がある。

日本全体の高齢化率（65歳以上）は28.4%、子供率（15歳以下）は12.1%であるのに対して、外国人の高齢化率は5.8%で、子供率は8.4%である。具体的な国籍別の子供率と高齢化率を表1で示す。

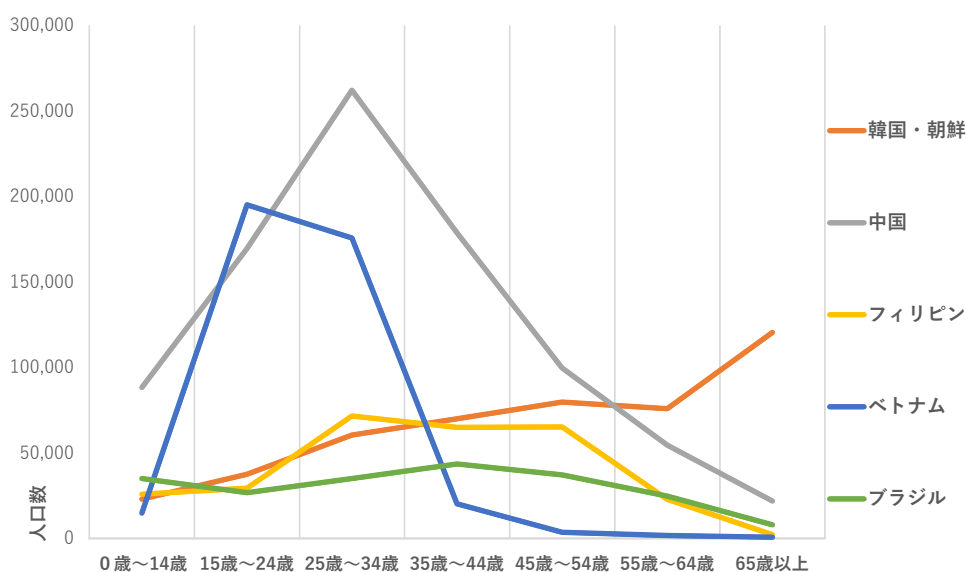


図3 在留外国人の年齢層分布 (上位5ヶ国)

注：2019年「在留外国人統計」の「2019年「在留外国人統計」国籍・地域別 年齢・男女別により作成した。

表1 在留外国人の子供率と高齢化率 (上位5ヶ国)

国籍	子供率 (15歳以下)	高齢化率 (65歳以上)
外国人総数	8.4%	5.8%
韓国・朝鮮	4.9%	25.4%
中国	10.0%	2.5%
フィリピン	9.1%	0.8%
ベトナム	3.6%	0.2%
ブラジル	16.5%	3.8%

注：2019年「在留外国人統計」の「2019年「在留外国人統計」国籍・地域別 年齢・男女別により作成した

国籍別に年齢構成をみる。韓国・朝鮮の高齢化率は日本の高齢化率と同じレベルだが、15歳以下の子供率が半減している。これは日本国籍への加入などが理由だと推察される。それ以外の国籍は働き盛り年齢層の人口がほとんどであり、特にベトナム籍の外国人住民の子供率と高齢化率は外国人の中でも非常に低い。ベトナム籍は2010年以降に急増しており、家族を滞同できない技能実習生が多く占めていることに加えて、まだ出産年齢層に達していない人が多いか、出稼ぎで子供を母国に置いたまま来日した可能性がある。また、中国籍は比較的に高い子供率である。中国籍外国人住民総数は80万人近く、おおよそ8万人の中国籍の子供が日本で育っていることがわかった。一方、ブラジル籍の外国人の子供率と高齢化率は他国籍より高い。1990年の働き盛り層が集中的に来日して30年経ったことと、家族を呼び寄せた結果だと考えられる。2019年のブラジル籍外国人の総人口は21万人ぐらいであるが、子供率は16.5%も達しており、日本では多数のブラジル籍の子供が生活していることがわかった。韓国・朝鮮国籍以外の外国人の中でブラジル籍の高齢化率は一番高く、これ方更に高齢化が進む可能性が高い。

全体的に外国人人口は働き盛り層が殆どであるが、年齢層や日本での滞在期間の長さによって、国籍別の高齢化率と子供率に異なる特徴が見られた。外国人の年齢構成の幅広さを考えると、近い将来では、外国人子供教育、外国人の就職支援、外国人高齢者の介護などの課題が国籍別に時間の差で発生する可能性がある。

### 序 3. 日本における多文化共生取り組みの限界

外国人増加に対応して、多文化共生の取り組みが推進されている。総務省（2006）では、「多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義した。つまり、日本人住民と外国人住民はお互いの文化を尊重することが多文化共生の前提に、外国人も地域の一員として生きていくことが求められる。

多文化共生を目指して、外国人人口の増加に対応した日本での対応をみる。まず、国レベルでは地域における多文化共生推進プランを策定している。内容は多岐に渡るが、大きな方向として、情報の多言語化、日本語学習の支援、居住、教育、就労支援、医療・保健・福祉、防災、地域社会に対する意識啓発、外国人住民の自立と社会参画に分けられる。

都道府県レベルの具体的な実施状況をみると、都道府県と指定都市を調査対象とした「多文化共生と外国人受け入れについてのアンケート調査2017報告書」によると都道府県と指定都市の多文化共生推進策は策定されているものの、就労、労務相談、外国人住民のコミュニティ形成支援、外国人住民に対する地域活動への参加促進はあまり進んでいないことがわかった。現在実施している政策は情報多言語対応、外国語相談、日本語教室に留まっており、トラブルも現場に任せてあることが多い。

さらに、市町村レベルでの実施状況については、総務省（2019）「多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況」によると、都道府県と指定都市の大半が多文化共生推進策を策定しているのに対して、一般市（指定都市除く）では33%が策定しておらず、区では22%、町は74%、村は87%が策定していない。一般の市町村レベルでは多文化共生の対策はまだ取り組んでいないところが多いことがわかった。

以上から、国と都道府県では多文化共生の推進の取り組みは策定されているが、実際に対応を行う現場では、まだ言語の壁をなくすための多言語化、日本語教室のみを実施することや無対応であることが確認した。そこで外国人はどこに集住しているのか、どんな問題が発生しているのか、そしてどんな仕組みと内容で対応策を実施しているかをより詳細に把握する必要がある。そこで本研究では、外国人が居住している現場での実態に注目することにした。

#### 序 4. 外国人の居住に関する傾向と課題

外国人の日本での居住現状に関して、外国人の住宅問題を扱った2017年実施の「外国人住民調査報告書」によると、「日本社会における差別・偏見の有無についてお聞きします」の大きな質問で、住居を探す時に永住資格の有無や日本語能力に関係なく、過去5年に「日本人の保証人がいないことを理由に入居を断られた」外国人は41.2%、「外国人であることを理由に入居を断られた」が39.3%も占めており、外国人は日本社会での入居では入居差別が存在していることがわかった。

このような状況に対して、入居差別は民間賃貸住宅より少なく、収入や同居者などの入居条件を満たせば、保証人なしで入居できるため、公営住宅やUR賃貸住宅が含まれる公的住宅団地の一部では外国人の集住が進んでいる。1992年に建設省通達で、公営住宅の入居条件が緩和された。「永住許可者、特別永住者とともに、その他外国人登録者についても公営住宅の入居申込資格を認めるものとする」となった。その結果、1992年以降に公的住宅で外国人入居者が大きく増加するようになった。2015年の国勢調査のデータから、公的住宅に入居する外国人住民の国籍には特徴があり、ブラジル籍外国人の15%は公的住宅に居住しているに対して、中国籍外国人の公的住宅居住率は9%で、平均値よりやや多い程度である。外国人は公的住宅団地への居住は国籍別での偏りが確認された。また、日本人の住公的住宅に入居する割合が約3.4%であったに対して、外国人が公的住宅に居住する割合は約2倍の7.2%となっている。

公的住宅では最初に居住した外国人が親族や友人を呼び寄せ、ある程度集住が進むと、団地内や周辺に外国人向けの店舗やサービスが立地しだす、外国人が生活しやすい環境が整えたことで、さらに外国人の集住が進んで、外国人は独自のコミュニティが形成されているような報告は多数に見られた。このような団地では、極端的な集住による文化や生活習慣の違い、言葉の壁に起因するトラブルが報告されているが、その解決は、居住者、自治会、管理者といった現場に任されているのが現状である。前節で述べたような、多文化共生施策に取り組む自治体は増えてきているものの、市村町での推進が遅れている。また、施策の内容も少なく、抜本的な解決に至っていない。

以上のような状況を踏まえ、本研究で扱う公的住宅は公営の借家と都市再生機構・公社の借家とし、公的住宅団地での外国人入居の実態を考察することとした。日本における外国人の人口は増え続け、これからも増加する可能性の高いことに加えて、外国人の国籍や、在留資格などの多様化が進んでおり、公的住宅の外国人入居増加に伴う課題やトラブルも一括して扱うことは適切でない。欧米の移民諸国の経験では、外国人が大量

に公的住宅団地に集住することで、居住問題が顕在化しやすく、団地に居住する外国人とホスト社会の乖離が進み、団地のスラム化し、犯罪、薬物が横行して、地域イメージが極めてなっている。日本での外国人集住の特徴を把握して、日本の状況に応じた外国人集住の対応策を早期に検討するため、公的住宅団地の集住実態の調査及び対応策の検討が必要である。

## 序 5. 研究目的

### 序5.1 本研究の対象

本研究で扱う研究対象は「外国人が集住する公的住宅団地」（以下「外国人集住団地」とも称する）とする。「外国人集住」と認定する地区は、国勢調査の小集計地域地区における外国人の人口総数及び地区の総人口数から外国人率を算出し、一定の外国人率以上の地区を「外国人集住地区」として定義する。

本研究は外国人集住団地に着目する理由は、①公的住宅団地の外国人割合が高く、千戸以上の大型団地に外国人が集住する場合、外国人率は相対的に低くても、外国人の集住人口数は多くなる。自治会の加入などの地域活動が義務付けられている公的住宅団地が多く、これらの団地で外国人が密集して集住することで問題が顕在化、深刻化しやすくなるため、対応が急務であること。②公的住宅団地の管理者が行政やUR都市機構であり、行政の多文化共生部門と連携した対策を実施しやすいことや、自治会などの地域組織が存在していて、団地現場での対応できることが挙げられる。

本研究では中長期の在留外国人を研究対象とする。外国ルーツを持ちながら日本国籍を取得した外国人住民は、国勢調査のデータで人数を確定できないため、研究の対象外とする。中長期の在留外国人が集住する公的住宅団地（UR団地、県営住宅、市営住宅を含む）を対象に、外国人住民の属性（国籍、年齢層、在留資格、職業など）、公的住宅団地の多文化共生の取り組みの実施状況と環境・空間の提供、整備状況、管理者、外国人住民、団地で活動する市民団体を調査対象とし、団地、住民、団体の属性、施策状況、居住実態を調査する。

### 序5.2 本研究の目的

本研究の目的は、これまで示されたように、日本での外国人が増加している状況を踏まえ、外国人と共存共生する必要性が高まっているとの認識の下、外国人集住団地における現状の把握や、外国人集住に起因する課題の整理を行うことである。次に、よりよい団地生活環境を創出するため、課題の発生要因を分析する必要がある。そして、外国人集住団地で行われている外国人を対象とする取り組みについて、取り組みの実施効果と課題を明らかにする。最後に外国人集住団地の課題解決に向けた今後の多文化共生の取り組みの方向性を検討する。

以上から、外国人集住団地の現状と課題の把握は以下の3つの研究視点を設定した。

視点1. 日本における外国人集住団地の課題と特徴及び対応の現状を明確にする。



視点2. 外国人集住による課題の属人的な要因と非属人的な要因を把握し、対応の方策を明らかにする。

視点3. 外国人集住団地の課題に対する多文化共生の対応策として、ソフトの取り組みとハード面の空間・環境整備を含む属性に依存しない取り組みの実施状況から、多文化共生の対応策の課題を明らかにする。

具体的には、外国人が集住する公的住宅団地での居住実態を把握した上で、外国人集住団地の現状を外国人属性、課題と対策から整理する。外国人集住による課題の発生要因は、住民属性の日本語能力、職業特徴、国籍のような属人的な要因と、団地内外国人を対象としたソフト面の取り組み及び団地のハード面の空間・環境の両方を含めた非属人的な要因が存在していると考えられる。そのため、生活トラブルを含む団地課題の発生要因と対応方策も住民の属性(属人的要因)と団地の現状(非属人的要因)から検討する必要がある。さらに、団地課題を解決するためには、属人的な要因と非属人的な要因に対応する解決の方策を提示する。特に非属人的な要因のソフト面の取り組みと居住環境整備のハード面の施策状況から問題点を確認し、多文化共生の対応策を検討する。

日本で外国人が増加する中で、外国人の日本の生活、居住によるトラブルは、団地の日本人は外国人に対する誤解や偏見が生じやすく、軋轢も発生している。トラブルと偏見は未解決のまま放置すると、地域イメージが悪化させ、居住環境も悪化させてしまう。外国人の受け入れ策について、居住、就職、子供支援などを含めた包摂的な支援の仕組みが団地で確立されていないため、外国人集住団地における課題への対応も遅れており、団地での外国人集住に関する対応は表面の対応に留まっている。既に外国人を受け入れた地域やこれから受け入れる地域でも、多文化共生の対応策が必要とされる。外国人集住団地の多文化共生を実現するため、今までの取り組みの課題を明らかにした上で多文化共生の取り組みを実施する方向性を検討することに、本研究の有用性がある。

### 序5.3 研究の構成

本研究は、日本全体における外国人集住団地の集住の現状、集住による課題及び集住による課題への対応状況を把握することで、課題の発生要因を明らかにして、課題解決につながる対応方策を検討する。

第一章で、日本における外国人集住地区の傾向を把握する。外国人率が高く、外国人の集住人口数も多い公的住宅団を抽出する。研究対象となる外国人集住団地を抽出のプロセスを説明し団地の属性、特徴などについて考察する。

第二章で、全ての外国人が集住する公的住宅団地での集住状況及び集住の特徴を確定するために、管理者が把握する団地の住民属性、団地の生活実態、団地の課題を管理者の視点から分析する。団外国人対応のソフト面の取り組みと団地ハード面の空間・環境整備の両方から、外国人集住での生活トラブルに対する管理者による施策を調査する。管理者からみた外国人集住団地の課題の発生要因を明らかにし、対応策を検討する。

第三章で、管理者調査で及ばなかった外国人が集住する公的住宅団地での新しい動向を把握するため、近年で増加している首都圏の公的住宅団地に居住している外国人住民を対象に住民調査を実施する。既往研究で明らかになっている従来型の外国人属性と居住課題と比較しながら、国籍に加えて在留資格、職業を含めた住民属性の特徴を明らかにする。新たな外国人住民の視点から、管理者による外国人を対象とした実施の実施効果を考察する。更にソフト面の日本人との交流と住戸内、住棟内の利用状況、団地内の空間、施設の利用、需要、住民間の交流促進の観点から団地課題の発生要因を考察し、ソフト施策とハード整備の両方の対応する可能性を明らかにする。既往研究と管理者調査で確認した外国人住民の属性と比較しながら、住民属性の違いによる課題の違いを整理することで、住民属性に応じた対応策を検討する。

第四章で、先進事例として、外国人集住団地を拠点とする多文化共生推進活動に取り組んでいる市民団体を抽出し、多文化共生取り組みの実施状況を把握する。管理者調査と住民調査で明らかになった外国人を対象とした取り組みの課題を市民団体の対応で検討し、効果的な多文化共生の対応策を提示する。多文化共生活動の具体的な実施状況を把握するために、市民団体の属性、取り組み実施の仕組み、活動の実施状況、外国人住民との関係などを明らかにする。また活動対象となる団地の外国人住民属性と実施している取り組み内容を把握し、前章で検討した対応方策の運用実態を検討する。さらに、市民団体が活動の課題も明らかにする。

以上の結果に基づき、外国人が集住する公的住宅団地の現状と課題を、団地の管理者、

外国人住民、市民団体の視点からまとめ、施策の効果を検証する。そこで、外国人住民の属性に応じた多文化共生の施策の可能性を検討する。施策の効果から、外国人を対象にする取り組みの問題点を整理する。最後に、外国人集住動向の変化に応じた多文化共生の対応策を提言する。

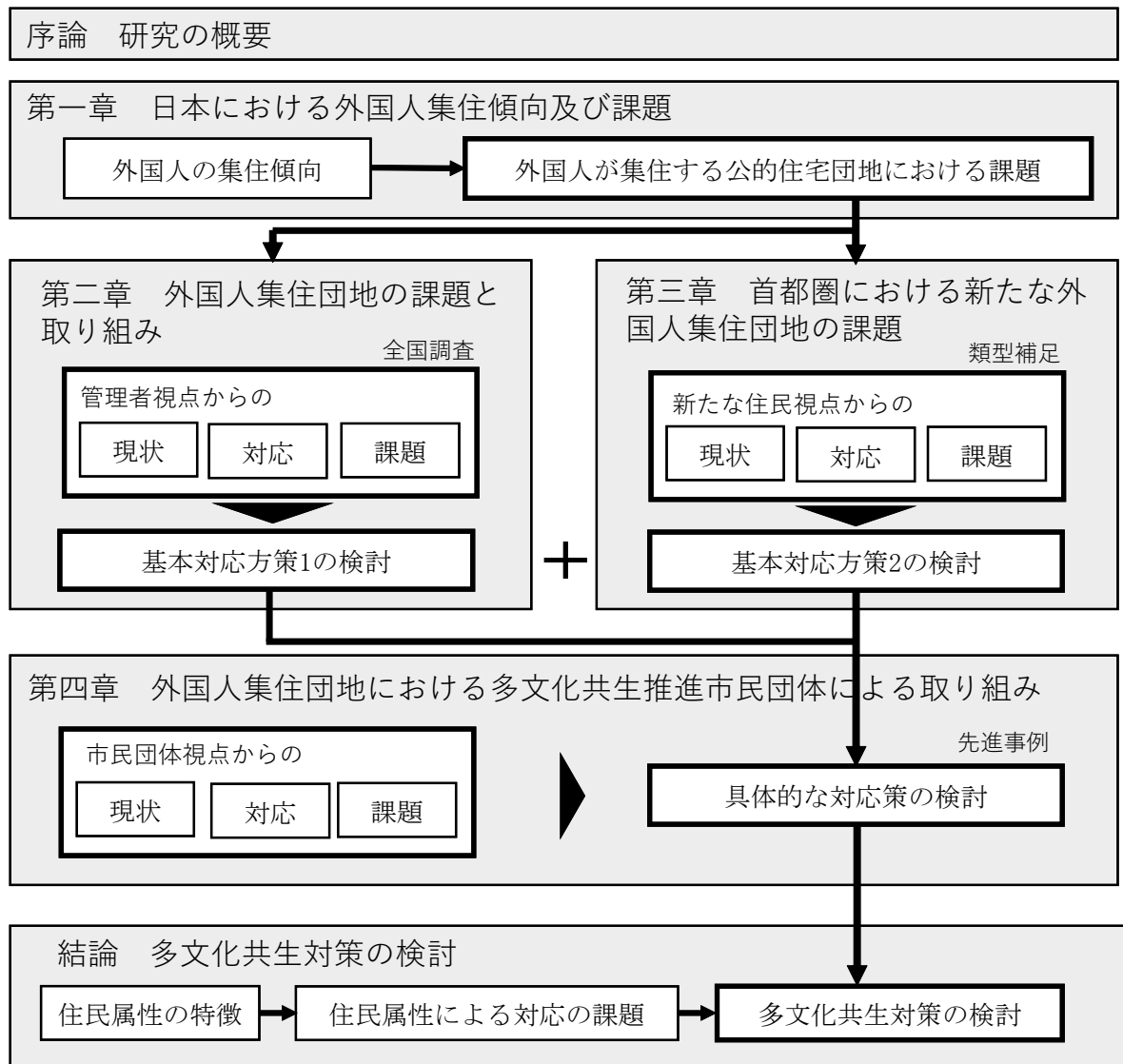


図4 研究の構成

#### 序5.4 本研究の調査方法

本研究の調査方法は以下の通り。

第一章では、2015年の国勢調査の小集計地域地区の人口及び外国人の人口のデータを活用し、外国人集住地区を抽出する。次にこれらの地区の土地利用を航空写真や住宅地図を用いて確認し、外国人集住団地を抽出した。更に予備調査として、団地で発生しているトラブルを確認するために一部の外国人集住団地に事前の現地調査と聞き取り調査を行う。

第二章の調査方法としては、外国人集住団地の管理者視点から団地の集住実態と取り組みの実施状況を把握するために、第一章で抽出した公的住宅団地の管理者を対象に、団地属性、団地の状および多文化共生の対応策についてアンケート調査を実施する。情報補足のため、一部の管理者にメールと電話で聞き取り調査を実施する。最後に、アンケート調査の結果の整理と分析を行う。

第三章で、資料調査で確認したが、アンケート調査で回答を得られなかった近年の新しい類型の外国人集住団地の現状を把握する。第一章で整理した外国人集住団地の中から、首都圏に位置する新しい外国人集住団地2団地を対象にして、現地調査を行い、団地内のトラブルなどの状況を確認する。その後、これらの団地に居住する外国人住民を対象に、個人属性や団地生活についてインタビュー調査を実施する。

第四章で、第一章の資料調査で整理した外国人集住団地110団地の中で、市民団体が拠点として多文化共生活動を実施する団地を取り上げ、市民団体の代表者への調査を実施する。市民団体の基本属性を資料調査で整理し、多文化共生活動を実施する市民団体を確認した。中に日本語教室だけを実施する団体を除き、多文化共生活動を実施する団体を対象に、団体の基本属性、発足経緯、運営体制、活動の実施状況及び運営上の課題についてインタビュー調査を行う。

## 序7. 既往研究のレビュー

### 序7.1 移民と共生意識に関する研究

外国人や移民に関する研究は社会学の分野で沢山の蓄積がある。ここでは、本研究に関連のある社会学の先行研究をまとめる。まず、外国人との付き合いに関する基本的な理論としては、大槻（2006）<sup>11)</sup>が、JGSS-2003のデータに基づく「接触仮説」の日本社会での検証を行った。具体的には、一定的条件の下では、外国人と接触経験のない日本人と比べて、あいさつを交わす程度でも外国人と接触経験のある人々は、外国人に対して肯定的であることを検証した。すなわち、外国人をみかける程度、外国人とあいさつを交わす程度といった日常的な接触でも、外国人に対する偏見・排外意識に対しての低減効果があることを明らかにしている。偏見と排外意識をなくすことは、多文化共生に向けたコミュニティ促進にとっては不可欠であると考えられる。「接触仮説」は多文化共生促進の基本理論であり、外国人集住団地における日本人住民と外国人住民間の多文化共生の促進策を接触と交流の理論の観点からで評価する必要がある。

次に、国籍別ごとの外国人の特徴を考察する研究がある。樋口（2010）<sup>12)</sup>は日本におけるエスニック・ビジネスの現状を明らかにし、国籍別で集団間の比較をして現状を解釈し、国籍別のエスニック集団の特徴の違いを明らかにし、国籍別に外国人の特徴を把握することの重要性を指摘した。なお、梶田（2005）<sup>13)</sup>は日系ブラジル人問題を、移住システム、就労形態、生活意識から問題構造を解明し、移民政策、労働市場、移民ネットワークとの関連性から、日本の移民システムは雇用制度や子供教育支援が無策であることなどの課題を指摘した。特定の国籍に着目して、社会学の視点からエスニック・ビジネス、移民政策に関する現状と対策を考察しているが、国籍別の外国人居住に関する現状と支援対策までは検討していない。

さらに、国籍の外国人が集住する公的住宅団地の事例を取り挙げた研究では、特に愛知県のブラジル籍住民が集住する公的住宅団地における団地の現状及び共生意識に関する研究がある。都築（2003）<sup>14)</sup>日系ブラジル籍住民が集住する愛知県豊田市のH団地で、外国人受け入れによる地域変容、問題を明らかにし、自治区役員及び地区住民の意識を明らかにしている。石川（2007）<sup>15)</sup>は「多文化共生」の定義、施策の推進体制、論点を検討して、豊田市にあるH団地の現状、課題及び対応を通して、具体的な「共生」の概念とあり方を考察した。山本（2015）<sup>16)</sup>は、同じく豊田市のH団地の関係者26名を対象にインタビュー調査を行い、学区廃止に関わる多様な意見から多文化共生施策の地域の偏り、及び人々の日常的な共生意識の両面性を検討している。以上の3つの研究は、個別

事例のH団地を対象に、社会学の視点から団地の現状と住民意識を明らかにしたが、公的住宅団地は外国人住民の住居環境の実態把握、都市計画分野からの現状の考察及び取り組みの分析が必要である。

## 序7.2 外国人集住に関する研究

外国人との多文化共生に関する研究は、社会学での蓄積以外に、都市計画、建築計画、地理学分野での研究がある。

まず、外国人居住の現状と課題を把握するための研究がある。山本（2016）<sup>17)</sup>は、外国人居住問題をめぐり、国籍、在留資格、職業特徴の違いから、居住状況の課題を集住と分散居住それぞれにまとめている。外国人居住の現状の概観であり、具体的な公的住宅団地の事例の状況までは分析されていない。外国人住民の日本での居住問題の研究は、稲葉（2005）<sup>18)</sup>が外国人の入居支援の課題を指摘し、その対応策の例として「川崎市居住支援制度」、「外国人の居住安定のためのガイドライン」、「かながわ外国人すまいサポートセンター」を挙げ、民間賃貸における外国人の居住問題に対する対応策の課題を提示しているが、外国人住民の公的住宅団地での入居支援と居住問題までは明らかにしていない。

また、特定の外国人集住地区における外国人居住環境の研究は、稲葉ら（2002）<sup>19)</sup>が東京都の新大久保地区の外国人を対象に、一般賃貸住宅での居住状況と課題の1990年から2000年まで10年間の変化を明らかにしている。しかし、公的住宅団地での居住環境に言及されていない。

本研究の各章ごとの既往研究での位置づけについては、第二章の全国の管理者調査に関連する既往研究として、外国人が集住する公的住宅団地の集住状況及び課題に関する研究、複数の公的住宅団地における外国人集住の実態と管理、コミュニティ上の問題や解決策を調査した研究がある。稲葉（2008）<sup>20)</sup>は2007年に外国人が集住する36自治体83公営団地管理者を対象としたアンケート調査を実施して、外国人住民の公営住宅の入居状況、集住による問題と対応を明らかにした。この研究は、外国人集住都市内の、都道府県営団地だけを対象にしたため、外国人集住都市ではない自治体における局所的な外国人集住は対象としていない。また、市営住宅とUR住宅も考察の対象外である。この研究は、都道府県営の外国人集住団地の問題と取り組みを整理した重要な研究であるが、調査実施から10年以上が経過しており、現在の状況を確認する必要がある。また、稲葉ら（2010）<sup>21)</sup>は、異なる10団地を対象にして外国人集住の実態と問題対応の分析を行い、

対応の仕組みの分析に基づいて、外国人居住への取り組みのモデルを提示しているが、市営住宅が考察の対象外となっている。以上の研究は、調査対象を限定しているため、全国の公的住宅団地全体に対する研究ではない。また、外国人によるトラブルの対応策は管理者と自治組織による掲示の多言語化、日本語教室の実施のようなソフト面の取り組みが多く、団地の居住環境・空間の使用と整備といったハード面に関する考察はないため、ハードの提供と整備によるソフトの取り組みへの影響を明らかにする必要がある。

具体の住宅団地を取り上げ、集住の現状、団地問題への対応実態を具体的に個別の住宅団地を対象として取り上げた研究では、北原（2013）<sup>22)</sup>は、外国人が集住する群馬県伊勢崎市の公営住宅を対象に、県と市、自治会が連携した取り組みの可能性を検討している。また松宮（2018）<sup>23) 24)</sup>が愛知県のラテンアメリカ系の外国人住民が居住する公営住宅団地を中心に、ラテンアメリカの外国人の特徴と公営住宅での居住問題の実態、団地自治会による外国人居住問題に対する取り組みを分析している。このように、具体的な事例や特定の類型に着目した外国人集住団地の集住現状と対応策を分析しているが、各集住団地の類型の比較に基づく外国人集住団地の特徴、現状及び対応の考察は行われていない。

第三章の新たな類型の外国人居住者に関する既往研究については、高学歴技術職の外国人住民が集住する団地の集住状況及びコミュニティ特性を明らかにした研究がある。江ら（2005）<sup>25)</sup>は、地理学の視点から中国人高学歴技術職が集住する埼玉県川口市の芝園団地を対象に、集住初期の中国人の特性と生活実態を明らかにしている。この研究では、集住要因と生活様態を重点に分析をしたが、外国人住民の団地内の居住環境や施設の利用状況、団地内の付き合いに関する分析行っていない。また、団地内の外国人を対象にする取り組みに関する考察も行っていない。周ら（2007）<sup>26)</sup>は、インド籍の高学歴技術職が多数居住する江戸川区のインド人の増加背景、分布とエスニック・コミュニティの調査を行っているが、この類型の外国人の公的住宅団地での居住の現状や課題に関する検討は行っていない。

また、特定国籍の外国人住民の空間と施設の利用状況を俯瞰視点で捉えた研究では、外国人が集住する地区での住まい方や空間利用を詳細に分析した研究がある。特定の国籍を対象とした居住・定住に関する研究では、地理学で在日中国人／華人を対象とする研究がある。山下（2007）<sup>27)</sup>は、華人の居住地の地理的分布と特性、来日時期を明らかにした。荻野ら（2008）<sup>28)</sup>は、大泉町の日系ブラジル人を対象に、定住化による空間構造及び社会構造の変容を明らかにして地域社会と空間のあり方を考察した。特定国籍の外

国人はある地区の地理的な分布と空間的な変化を明らかにしているが、これらの研究は、マクロな視点から外国人集中の特徴や空間分布を調査・分析したものである。公的住宅団地に関する研究ではなく、住民の居住の現状も検討されてない。

具体的な住民事例を取り上げ、地域、団地における空間利用に関する研究としては、垣野ら（2010）<sup>29)</sup>が神奈川県いちょう団地を対象に、詳細な聞き取り調査と空間利用調査から、東南アジアと中国帰国者が集住する県営住宅で、画一的な団地住戸の外国人住民による住みこなしの実態を明らかにしている。外国人住民の公営住宅団地での生活様態から郊外団地ストックの活用可能性を検討したが、空間利用からみた団地生活のトラブルや課題に関する考察は行っていない。北原（2014）<sup>30)</sup>は、東京北区に集住するバンングラデシュ人の居住実態と生活拠点、集住傾向、集住と住宅の関係性、自治体の取り組みを調査し、バンングラデシュ人集住地区の居住環境に対する影響を明らかにした。これは特定の地区を対象とした特定国籍の外国人に関する考察で、調査対象はUR住宅と区営住宅の居住者が多いが、団地内の施設利用の考察はなく、区全体からの視点での研究である。寛ら（2014）<sup>31)</sup>は、愛知県内の団地を対象に、店舗や屋外空間といった自主建設されたたまり場の空間構成や利用実態、撤去までのプロセス、日本人住民との関係を詳細に分析している。A団地内の店舗群をブラジル籍外国人の居場所として捉えて、その形成から撤去までのプロセスから、日本人と外国人住民間の理解を深化させる要件を考察した。団地内の共用施設と空間とした詳細な調査が行われているが、住戸内の利用や地域の利用に関する空間的な調査は行われていない。市川ら（2011）<sup>32)</sup>は、外国人住民の増加と高齢化が進む県営保見団地を対象に、居住者の共有空間の利用状況とニーズを考察したが、現地調査と自治会メンバーを対象にした調査であり、住民による団地の空間利用状況に関する調査が必要である。これらの研究は、日本人の常識を超えた空間利用実態を明らかにしており、特に共用空間の利用については日本人住民との温度差があることを明らかにしている。しかし、公的住宅団地の外国人住民の室内から団地内、地域の施設の利用に基づいて、団地内の付き合いやコミュニティへの参加との関連性を考察した研究はなかった。したがって、新たな集住団地類型である高学歴技術職の外国人が集住する団地を対象に、住民の住戸内、団地内、地域の利用状況と団地内の付き合い及び課題を明らかにし、今後の対応策を検討する必要がある。

第四章の多文化共生の取り組みを実施する市民団体に関する既往研究は少ないものの、自治会や行政が主体となった施策を考察した研究がある。稲葉（2010）<sup>21)</sup>は、10団地を対象に、外国人を受け入れたホスト社会側の対応や取り組みとして、自治会を中心とす



る取り組みの実施状況と課題を考察し、一部NPOと行政の取り組みも紹介した。これらの研究で扱っている外国人住民に対する取り組みは、自治会が主体で実施する事例が多いため、他の主体が実施する取り組みに関する調査が必要である。また、具体的な事例としては、都市全体での多文化共生取り組み状況を考察した研究がある。蕭ら（2017）<sup>33)</sup>は、愛知県の豊橋市を先進事例として、行政による多文化共生事業の施策及び外国人市民団体の活動の現状と課題を把握したが、NPO団体は実施主体ではなく、自治体全体の施策の一部として考察している。これらの研究は、NPO団体の住民との関わりに関する考察がないため、実施効果を評価しにくい部分がある。そのため、NPO団体を含む市民団体が主体となって行う多文化共生取り組みに関する分析を行う必要があり、市民団体を住民の関わり状況や方法も明らかにする必要がある。さらに、特定の団地と国籍だけを対象とするのではなく、全国の公的住宅団地で活動する市民団体の先進事例を対象として、各団地現状に応じた対応策のあり方を考察することが必要である。

以上から、本研究の新規性は、外国人集住団地の住民属性（国籍、年齢層、在留資格）の違いと課題の発生要因を踏まえて、外国人を対象とした取り組み実施の方向性を検討する点である。外国人住民を対象に、生活支援、情報支援のようなソフト面からの取り組みと団地の空間・環境整備といったハード面の実施現状と施策効果と実施での課題を考察する。最後に、外国人住民を主体に置いた多文化共生促進の取り組みを評価し、改善策を検討する。

本研究の研究対象の範囲を図5に示す。

都市計画分野の既往研究では、個別事例とソフトの施策に関する研究に該当するのは、北原（2013）<sup>22)</sup>に要るブラジル籍外国人が集住する群馬県伊勢崎市の公営住宅における、行政と自治会が連携した取り組みの考察がある。複数事例×ソフトの施策の研究は、松宮（2018）<sup>23) 24)</sup>が愛知県のブラジル籍外国人が居住する住宅団地での取り組みを分析しているが、外国人集住団地の類型ごとの個別事例での取り組みに関する考察は行われていない。

他に複数事例とソフトの施策の研究では、稲葉（2008）<sup>20)</sup>の外国人集住状況と対応策を分析した研究は、全国の公営住宅の取り組みを分析しているが、全国調査とした公営住宅だけを対象とした、UR団地を含む公的住宅団地の考察は行っていない。また稲葉ら（2010）<sup>21)</sup>は、外国人が集住する10団地における集住の実態と問題の対応策を分析し、外国人対応の取り組みのタイプ分けを行っている。取り上げた10事例は外国人集住団地であるが、日本語でコミュニケーションできないニューカマーが集住する団地、かつ関

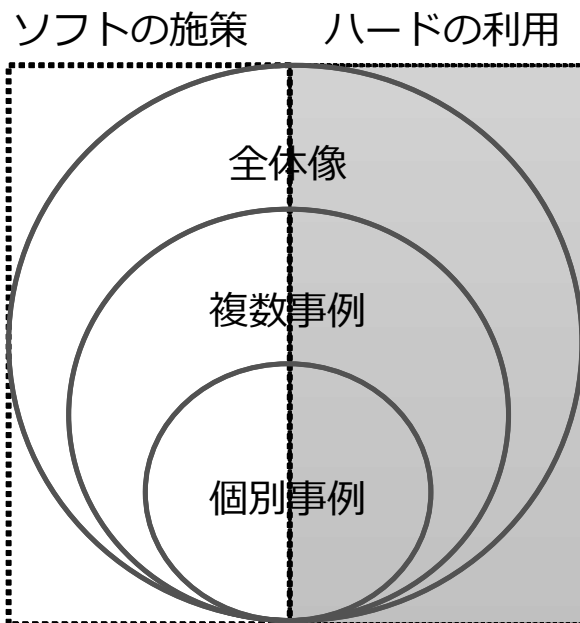


図5 本研究の対象

東と中部地方に位置する公的住宅団地に傾っており、多様化が進む外国人集住の現状を踏まえた分析が必要である。取り組みに関する考察は、自治会メンバーを対象で、施策の内容は団地の生活支援や日本語教育が中心で、団地内の環境・空間に関する考察や、外国住民からの効果検証も行われていない。

個別事例とハードの利用は、具体的な団地事例を対象とした特定の国籍の外国人の居住状況や、住戸内、団地内、地域の空間の利用状況に関する研究である。例えば、垣野他（2010）<sup>29)</sup>は神奈川県いちょう団地の外国人住民の住戸内、団地、周辺の利用を明らかにした。北原（2014）<sup>30)</sup>は東京北区に集住するバングラデシュ人の住戸内の利用、生活拠点を明らかにしている。これらの研究は、外国人住民の居住環境と空間の利用状況、生活拠点、付き合い状況及び課題を明らかにしているが、外国人を対象に実施する取り組みの外国人住民への影響に関する考察はなかった。

以上の既往研究の整理を踏まえて、本研究では、既往研究より広い範囲を対象とし、全国の外国人集住団地の調査に基づき、外国人集住団地の状況を調査する。また新たな集住団地の事例を加えた実態把握と、さらに複数の先進事例を対象とした取り組みと交流促進に着目した調査と分析を行う。また、外国人の居住実態と課題を管理者、外国人住民、市民団体の視点から整理することで、三者の関連性や、各主体間の情報交換の方法を確認し、団地内の外国人住民を対象にした管理者と市民団体による対応策の有効性

を検証する。最後に、外国人集住団地の課題を解決するための多文化共生の対応策について、既存の対応策の改善と将来の施策の方向性から提示する。

## 本章の参考文献

- 1) 法務省「外国人登録国籍別人員調査一覧表」及び「在留外国人統計（旧登録外国人統計）」、  
[https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei\\_ichiran\\_touroku.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html)、最終閲覧  
2021年9月2日
- 2) 法務省（2019）「在留外国人統計 - 国籍・地域別、年齢・男女別、在留外国人」、最終閲覧2021  
年9月2日
- 3) 総務省統計局（2019）「人口推計-高齢者人口」、  
<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1211.html>、最終閲覧2021年7月25日
- 4) 公益財団法人人権教育啓発推進センター（2017）「平成28年度 法務省委託調査研究事業 外国  
人住民調査報告書— 訂正版 —」、<http://www.moj.go.jp/content/001226182.pdf>、最終閲覧  
2019年4月28日
- 5) 総務省（2019）「多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000633899.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000633899.pdf) 最終閲覧2021年9月2日
- 6) 石川義孝編（2019）『地図でみる日本の外国人（改定版）』、ナカニシヤ出版社
- 7) 総務省（2006）「多文化共生の推進に関する研究会報告書」、  
[https://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota\\_b5.pdf](https://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/sonota_b5.pdf)、最終閲覧2019年8月30日
- 8) 総務省（2018）「多文化共生の推進に関する研究会報告書 2018」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000612059.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000612059.pdf)、最終閲覧2021年6月5日
- 9) 日本国際交流センター（2015）「多文化共生と外国人受け入れに関する自治体アンケート2015調  
査結果報告書」、日本国際交流センター
- 10) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（2015）「基礎自治体の外国人受け入れ政策に関するアン  
ケート調査報告書」、三菱UFJリサーチ&コンサルティング
- 11) 大槻茂実（2006）「外国人接触と外国人意識-GSS-2003 データによる接触仮説の再検討」、  
p. 149-159、日本版 General Social Surveys 研究論文集[5] JGSS で見た日本人の意識と行動  
JGSS Research Series No. 2
- 12) 樋口直人（2010）「在日外国人のエスニック・ビジネス——国籍別比較の試み—」、p. 2-16、  
アジア太平洋レビュー
- 13) 梶田孝通、丹野清人、樋口直人（2005）『顔の見えない定住化 日系ブラジル人と国家・市場・  
移民ネットワーク』、名古屋大学出版会
- 14) 都築くるみ（2003）「日系ブラジル人を受け入れた豊田市H団地の地域変容：1990～2002年」、  
p. 51-58、特集Ⅱエスニシティの社会学1992-2002—明日への課題—
- 15) 石川真作（2007）「共生のかたち—外国人集住ニュータウンの諸相」、p. 61～76、京都文教大  
学人間学研究所紀要掲載巻8
- 16) 山本直子（2015）「外国人集住地域における日本人住民の共生意識：H団地の調査から」、p. 53-68、  
慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学・心理学・教育学—人間と社会の探究79

- 17) 山本薫子 (2016) 「外国人住民の居住をめぐる問題の諸相—集住地域・分散居住それぞれの課題—」、p. 61-69、日本不動産学会誌第30巻第2号
- 18) 稲葉佳子 (2005) 「外国人の民間賃貸住宅入居支援策に関する考察」、p. 63~70、都市計画論文集40-2巻
- 19) 稲葉佳子, 笠原秀樹, 河上牧子, 小菅寿美子, シブラ プュセル ドロテー, 朴賢珠, 李承珉 (2002) 「東京における外国人居住者の住まいと住環境に関する比較研究—大久保地区の10年間の変容と新たな課題—」、p. 83-94、住宅総合研究財団研究年報28巻
- 20) 稲葉佳子 (2008) 「公営住宅における外国人居住の実態に関する研究」、pp. 66-71、都市計画論文集43-1
- 21) 稲葉佳子, 石井由香, 五十嵐敦子, 笠原秀樹, 窪田亜矢, 福本佳世 (2010) 「公営住宅および都市再生機構の賃貸住宅における外国人居住に関する研究—外国人居住への取組が行われる10団地を対象に—」、pp. 2397-2406、日本建築学会計画系論文集75-656
- 22) 北原玲子 (2013) 「群馬県伊勢崎市の公営住宅における外国人世帯集住と地方自治体の取り組みに関する研究」、pp. 1241-1247、日本建築学会計画系論文集78-688
- 23) 松宮朝 (2018) 「外国籍住民と公営住宅 (上)」、pp. 21-28、社会福祉研究20
- 24) 松宮朝 (2019) 「外国籍住民と公営住宅 (下)」、pp. 23-32、社会福祉研究21
- 25) 江衛, 山下清海 (2005) 「公共住宅団地における華人ニューカマーズの集住化—埼玉県川口芝園団地の事例—」、p. 33-58、人文地理学研究29号
- 26) 周飛帆, 藤田秀央 (2007) 「地域社会における外国人の集住化に関する調査報告—江戸川区のインド人コミュニティを中心に—」 pp. 81-102、言語文化論叢、千葉大学言語教育センター創刊号
- 27) 山下清海 (2007) 「第二次世界大戦後における東京在留中国人の人口変化」 p. 97-113、筑波大学人文地理学研究31巻
- 28) 荻野太一, 杉田早苗, 土肥真人 (2009) 「群馬県大泉町における日系ブラジル人の定住化に関する研究—空間構造と社会構造の変容から—」、p. 139-144、都市計画論文集44. 3
- 29) 垣野義典, 初見学 (2010) 「外国籍住民の郊外団地居住の実態—神奈川県いちょう団地を事例として—」、pp. 1355-1363、日本建築学会計画系論文集75-652、
- 30) 北原玲子 (2014) 「東京都北区のバングラデシュ国籍在留外国人の居住環境に関する研究：国際労働力移動による連鎖移民が受け入れ国の集住地に及ぼす影響」 p. 873-882、日本建築学会計画系論文集 79(698)
- 31) 笈政憲, 小松尚 (2014) 「外国人居住者の居場所形成における空間的課題—A団地において自主建設されたものの、撤去された店舗群の分析—」、pp. 2165-2172、日本建築学会計画系論文集 79-704
- 32) 市川智章, 太幡英亮, 恒川和久, 谷口元 (2011) 「外国人の増加する公的団地の状況整理と共用空間の利用調査—多文化化する豊田市保見団地を事例として—」、p. 537-540、日本建築学会東海支部研究報告書第 49 号
- 33) 蕭閔偉, 城所哲夫, 瀬田史彦, 佐藤遼, 李度潤 (2017) 「外国人集住都市における多文化共生のま

ちづくりの現状と課題に関する一考察-愛知県豊橋市の南米系外国人市民向けの行政と市民団体による多文化共生事業を中心に-」、pp. 55-62、都市計画論文集 Vol. 52-1

## 第一章 日本における外国人集住の傾向及び課題

### 1.1 本章の概要

本章では日本全国における外国人の居住分布及び居住の傾向、特徴を明らかにするために、国勢調査の小地区外国人人口データを利用して、分析を行った。近年の外国人増加の流れを踏まえて、市町村レベルより小さな範囲での外国人集住の傾向を明らかにし、外国人集住の動向を把握することを目的とする。

具体的には、2015年国勢調査の全国の小地域集計データを用いて、外国人集住地域の分布を把握し、外国人集住地区が立地する土地利用を把握して市街地の特徴を明らかにする。更に、航空写真や住宅地図から外国人が集住する公的住宅団地を確認して、外国人が集住する公的団地を特定する。その上で外国人集住地区と外国人集住団地の特徴を明らかにし、最後に外国人集住団地のトラブルを現地調査で確認して整理する。

研究の方法としては、2015年国勢調査の小地域集計を用いて、小地域の外国人率を算出し、外国人の集住特徴を確認した上で、外国人の公的団地における集住状況を確認する。

## 1.2 小集計地区での外国人集住傾向

外国人集住の分布特徴は在留外国人統計で把握されているが、より小範囲での外国人の集住傾向を明らかにするために、2015年の国勢調査の外国人人口データを利用して、分析を行った。2015年国勢調査の小地域集計地区は、全国で約14万あるが、分析を簡素化するため、本研究では、外国人率が全国の外国人率より高い小地域集計地区を分析対象とする。総務省統計局が2017年に公表した2015年国勢調査人口統計データによると、日本総人口1億2千7百万人に対し、日本に居住している外国人人口は175万人で、全国の外国人率は1.38%となることから、外国人率1.38%以上の小地域集計地区を分析対象とする。また人口が100人以下の小地域集計地区で外国人率が1.38%の場合、外国人率1.38%の外国人数は1名程度となり、集住状態にあるといえないことから、地区人口100人未満の小地域集計地区は除外することとした。外国人率1.38%（外国居住人口1,752,368人／総人口127,094,745人＝1.38%）以上かつ、地区総人口100人以上の小地域集計地区に該当する36,857地区を外国人率別に示したものが表1-1である。30,909地区が外国人率5%未満となっており、これらの地区では数世帯程度の小規模の集住と推察される。外国人率5%以上10%未満は4295地区、同10%以上15%未満は951地区であるのに対して、外国人率15%以上は合計702地区であった。

さらに詳しい分析を行うため、総人口100人以上及び外国人率が15%を超える702の小集計地域地区の比率ごとの地区数と割合を示したものが表1-2である。702地区のうち、半数以上にあたる371地区が外国人率15%以上20%未満となっている。外国人率が上がると

表 1-1 外国人率 1.38%以上の小集計地区数

外国人率	町・大字個数
50%以上	32
45-50%未満	15
40-45%未満	13
35-40%未満	22
30-35%未満	43
25-30%未満	52
20-25%未満	154
15-20%未満	371
10-15%未満	951
5%-10%未満	4295
1.38%-5%未満	30909

表 1-2 外国人率 15%以上小集計地区数と割合

外国人率	町・大字個数	割合
50%以上	32	4.56%
45-50%未満	15	2.14%
40-45%未満	13	1.85%
35-40%未満	22	3.13%
30-35%未満	43	6.13%
25-30%未満	52	7.41%
20-25%未満	154	21.94%
15-20%未満	371	52.85%
合計	702	100.00%



該当地区数は減少し、外国人率50%以上を超える地区は32地区であった。この研究では外国人率15%以上を外国人集住として定義し、外国人率15%以上の地区を対象に分析を行うこととする。なお、702地区の中には、外国人率100%の地区も含まれており、局所的な外国人集住現象がみられる。

### 1.2.1 外国人集住地区の都道府県別傾向

外国人率15%以上の外国人集住傾向がある小地域集計地区702の都道府県別分布を図1-1に示す。集計地区が多い都道府県は愛知県、大阪府、兵庫県、東京都、神奈川県、岐阜県の順で、5県で全体の55.2%を占める。

2015年国勢調査の都道府県別データを用いて算出した外国人率は、高い順に大阪府(14.89%)、愛知県(14.81%)、埼玉県(11.99%)、千葉県(9.76%)、東京都(7.69%)となっている。外国人率が高い都道府県と小地区集計による外国人集住地区数が多い都道府県は一致しておらず、広範囲に外国人が集住している分散的な集住タイプと小さな範囲で局所的に集住している居住タイプがあると考えられる。

また小地域集計からみた都道府県別外国人集住地域と外国人率からみた外国人集住都道府県を合わせると、外国人集住地区は、主に関東、東海、近畿の大都市圏と甲信越、中国地区の工業地帯に集中していることが推察される。

### 1.2.2 外国人集住地区の類型

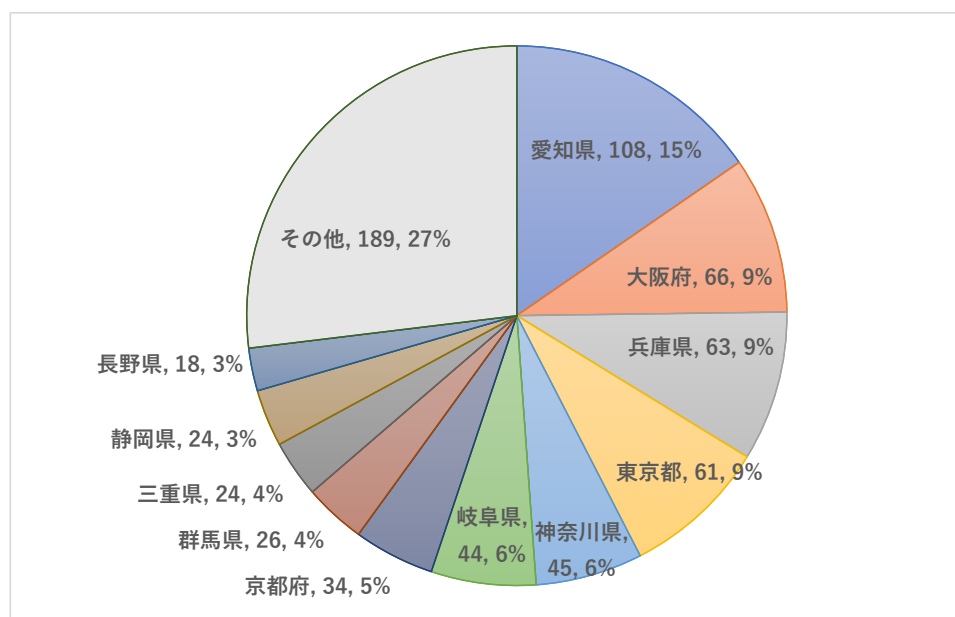


図 1-1 外国人率 15%を超える小地区の都道府県での分布

渡戸（2006）は、外国人集住都市を類型化するため、「オールドカマー中心型、ニューカマー中心型」と「大都市都心型、大都市インナーシティ型、大都市郊外型、鉱工業都市型、観光地型・農村型」を合わせ、10の類型に類型化している。本研究ではこの類型を参考にし、外国人率15%以上の小地域集計地区702とその周辺地域を航空写真及び住宅地図で確認し、特徴的な施設や土地利用状況をもとに、工場、一次産業、教育施設、駅隣接地、住宅団地、観光・リゾート地、歴史集住地、住宅混在地、特殊施設とその他の10種類の市街地特性に分類した。分類したカテゴリーの内容と用途の説明を図1-2に示す。同時に各小地域集計地区をGoogleマップの航空写真及びゼンリン電子地図を用いて、地区内に立地する施設及び土地利用を確認し、その分類結果を表1-3に示す。

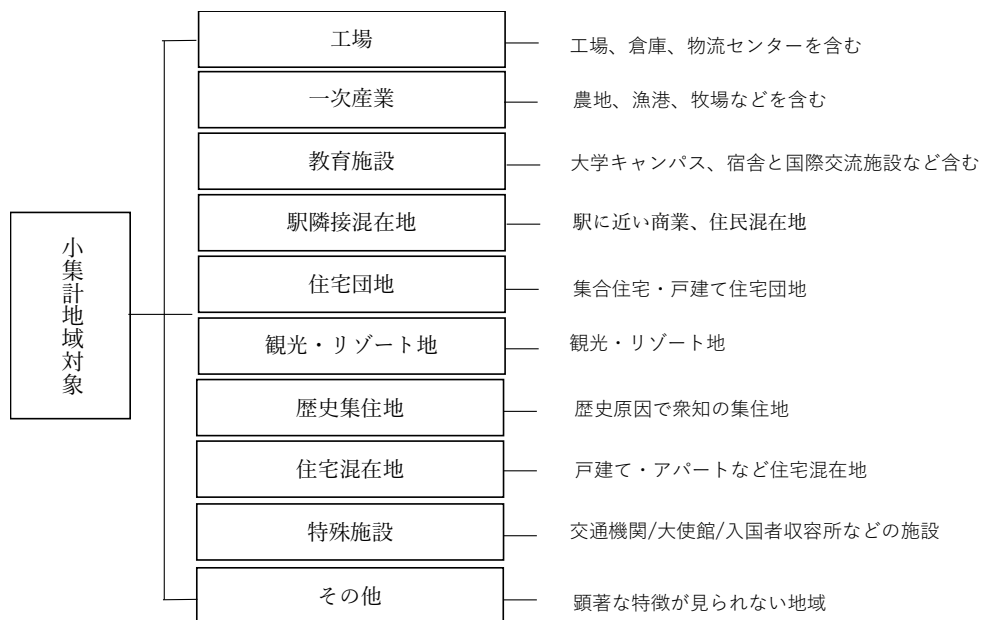


図 1-2 外国人集住小集計地域内に立地する施設・土地利用にもとづく市街地類型

#### (1) 工場及び一次産業が立地する地区

外国人の雇用先となる工場や農業・漁業系施設が地区内に立地する小地域集計地区である。地区内に住宅が少なく、地区の大半を工場や農漁業施設で占め、そこで働く外国人研修生や外国人就労者向けの寮・宿舍・研修施設が立地しているケースが多い。最も外国人率が高い対象地域は工業団地で、他に住宅がないため、外国人率が100%に達している。市街地類型では住宅混在地となっている地区のうち、外国人率50%以上の地区では、工場や農地・漁港が地区に隣接しており、地区境界の取り方が異なっているものの、外国人の居住理由は、工場や一次産業が立地する地区と同様であると推察される。

表 1-3 外国人率別及び市街地類型別の外国人集住小地域集計地区

外国人率区間	工場	一次産業	教育施設	駅隣接地	住宅団地	観光・リゾート地	歴史集住地区	住宅混在地区	特殊施設	その他	総計
50%以上	8	0	9	1	11	0	0	1	1	1	32
45%~50%未満	1	1	3	1	7	0	0	1	0	1	15
40%~45%未満	3	1	3	1	1	0	0	2	0	2	13
35%~40%未満	4	2	4	1	2	0	1	6	0	2	22
30%~35%未満	6	4	6	6	7	1	4	5	2	2	43
25%~30%未満	5	5	5	5	6	1	9	16	0	0	52
20%~25%未満	21	15	6	12	25	2	30	32	0	5	148
15%~20%未満	61	41	14	29	71	1	54	84	4	12	371
総計	109	69	50	56	131	5	98	146	13	25	702

## (2) 教育施設が立地する地区

大学や国際学校が面積の大半を占める地区でも高い外国人率を示している。特に留学生宿舎、国際交流会館、国際交流センターなど留学生のための施設が立地していると、外国人率が高くなる。また大学周辺の一般市街地や住宅地にも、留学生が居住するアパートなどが多数混在していると考えられる。その他、大学キャンパスと農地や工場や、観光地が同じ地区にあり、住宅が含まれていない多数の地区で、20%以上の高い外国人率となっていた。なお、駅隣接混在地及び特殊施設で外国人率が50%以上となっている2地区にも教育施設が立地している。駅隣接混在地の例は沿海部の商業地に位置し、オフィスや博物館に隣接して千人以上が居住する大規模な学生向け国際交流宿舎が立地している。特殊施設の例は、空港、物流、倉庫などの施設がある地区内に大学宿舎が立地しており、いずれの地区も外国人率が75%を超えている。

## (3) 駅隣接混在地

駅隣接混在地は大都市圏に集中している。主に東京都荒川区日暮里一帯、新宿区大久保、百人町、高田馬場一帯、台東区上野一帯、豊島区池袋一帯、港区赤坂、六本木一帯、墨田区江東橋一帯、名古屋市中区などが該当し、外国人集住実態調査やメディアで取り上げられることも多い地区である。これらの地域は商業混在地となっており、日本語学校や外国系飲食店や食料品・日用品店なども多く立地している。集住する外国人向けに店舗や施設が整備され、外国人の利便性が高まることから、さらに外国人集住が進むという循環が起きていると推察される。

#### (4) 歴史的集住地

歴史的集住地の周辺には外国人の就労・研修場所となる工場や一次産業が立地しておらず、法務省「在留外国人統計」による在日外国人居住地、中華街、異国居留地、異人館が位置する地区及び周辺が該当し、神奈川県、大阪府、兵庫県、山口県、長崎県に存在する。例えば、大阪市生野区、大阪市平野区、横浜市南区及び中区長者町一帯、長崎市長崎駅南一帯、神戸市中央区山本通一帯、神戸市長田区新長田一帯、神戸市中央区元町一帯、山口県下関市などが含まれる。一方、長崎中華街及び横浜中華街の外国人率は低かった。これらの地区では、外国人の在日年数が長く、一般住宅地への分散的な居住が進んでいることや日本国籍を獲得した外国人住民が多いためだと想定される。

#### (5) 住宅団地及び住宅混在地域

住宅団地に該当するのは、地区全域又は一部が、公営住宅団地やUR団地などで占められる地区である。10の市街地類型の中でも該当地区数が多いため、詳細は後章で考察する。また、住宅混在地区は団地と一般住宅と混在している地区である。

#### (6) 観光・リゾート地

観光・リゾート地の外国人率は相対的に低く、地区数も少ない。東京都中心部に位置する公園とオリンピックセンターが立地する地区以外では、交通が不便な地区が大部分である。各地区の総人口が少なく、観光・リゾート地内の単純労働を担う外国人、あるいは語学能力を持つ外国人労働者が小さな範囲で集まって居住していると推察される。インバウンド観光業の成長を鑑みると、今後、類似の外国人集住地区が増加する可能性もある。

#### (7) 特殊施設が立地する地区

(2)で取り上げた空港を含む地区以外の特殊施設が立地する地区についてみると、大使館を含む都心部の超高層複合開発地区の外国人率が最も高く約33%となっている。次に外国人率が高い地区は、港湾施設と周辺の住商混在地からなる地区である。他には、入国者収容所が立地する外国人率が20%強の地区、刑務所が立地する外国人率15%強の地区がある。

##### 1.2.3 外国人が集住する住宅団地

前述した市街地類型の住宅団地131地区は、Googleマップの航空写真及びゼンリン電子地図で、地区全域または一部に団地が確認でき、併せて、UR住宅、県営住宅、市営住宅、雇用促進住宅などが立地していることが確認できた地区を示している。

住宅団地がある小地域集計地区のうち、地区全域が団地の地区は46地区、一部が団地

の地区は85地区であった。表1-3で示したように外国人率が20%以下の地区は96地区（全地区数131に対して）を占め、日本人が多い住宅団地の一部に外国人が居住している様子がうかがえる。一方、外国人率が45%以上の地区では、地区全域が団地となっている地区のほうが、一部が団地となっている地区よりも多く、逆転している。公的住宅団地での外国人集住が確認された。

### 1.3 外国人集住公的住宅団地の抽出

前述した702地区中に住宅団地が含まれる131地区に対して、航空写真や住宅地図を用いて、更に地区内の公的住宅団地の立地の有無も確認した。団地範囲と小地域集計地区範囲は必ずしも一致しないため、小地域集計地区全域がすべて団地である地区、地区内の団地以外の土地利用が非住宅用途の地区、団地以外の住宅が含まれているが地区の大半が住宅団地と判断できる地区を抽出すると、住宅団地が含まれる131地区から117地区が確認でき、また全国で110の外国人集住住宅団地を抽出できた。

この110住宅団地は、団地全体が同じ管理者に属する団地もあれば、一つの団地内に、例えば県営住宅とUR賃貸住宅が立地する団地もあるため、110団地で118の管理主体が確認できた。公的住宅団地と小集計地区との関係及び管理者数を図1-3に示す。

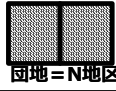

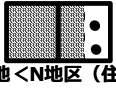



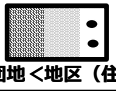
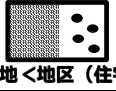



類型	位置関係	小集計地域地区数	団地数	管理者数
1	 団地 = N地区	17地区	6団地	7
2	 団地 < N地区	2地区	1団地	1
3	 団地 < N地区 (住宅)	6地区	2団地	4
4	 団地 = 地区	20地区	20団地	22
5	 団地 < 地区 (非住宅)	12地区	12団地	12
6	 N団地 < 地区 (非住宅)	1地区	2団地	2
7	 N団地 < 地区 (住宅)	6地区	15団地	16
8	 団地 < 地区 (住宅)	53地区	52団地	54
合計		117地区	110団地	118
	 小地域集計地区範囲	 団地範囲	 一般住宅	

図 1-3 外国人が集住する公的住宅団地と小集計地区の位置関係

#### 1.4 外国人集住公的住宅団地の分布及び特徴

抽出した110団地の特徴を整理する。図1-4に団地規模と外国人率からみた団地の概要を示す。110団地のうち、300戸未満の小さな規模の団地は66団地で、全体の6割を占める。外国人率が15%以上20%未満の団地は64団地で、こちらも全体の6割近くを占める。

団地規模と外国人率を組み合わせると、300戸未満で外国人率15%以上20%未満の団地は40団地と最も多く、また団地の規模が大きくなっても、外国人率は15%以上20%未満の団地が多い。一方で、外国人率が35%以上の団地は14団地あり、特に300戸未満の規模の小さい団地では、外国人率50%を超える団地が5団地あった。

表1-4の外国人集住団地が立地する地域をみると、最も団地数が多いのは中部圏で、全体の半分以上にあたる59団地が立地している。次に近畿圏、首都圏となっている。ただし、本研究で対象とするのは、国勢調査の小地域集計地区以上の規模の団地であるため、規模の小さい団地は含まれていない。特に首都圏では、2-3棟程度のかかなり小規模な団地で外国人率が高いケースもあるが、そのような団地は本研究の対象から外れている。

管理主体からみた外国人集住団地に関して、110 団地を管理する 118 管理主体の概要を表 1-5 に示す。外国人集住団地が多いのは都道府県の公営住宅で、次に市町村公営住宅、UR 都市機構住宅となっている。公営住宅より UR の方が外国人率が 20%以上の団地の割合が高かった。外国人率が 45%以上の住宅団地は中～大規模団地の比率が高い。1000

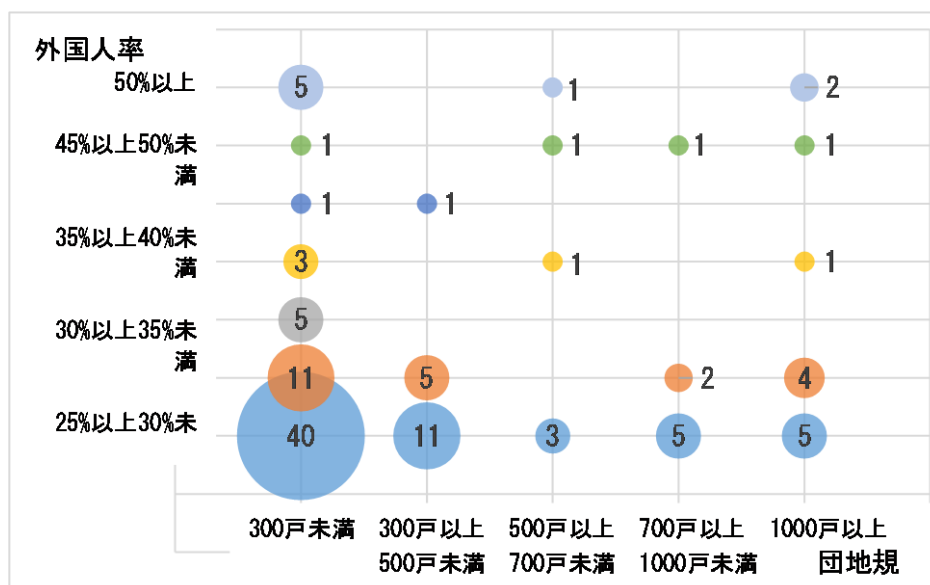


図 1-4 外国人集住団地の団地規模と外国人率の分布

表 1-4 外国人集住団地の団地規模と外国人率の分布

外国人率	首都圏	中部圏	近畿圏	その他	合計
15%以上~20%未満	13	33	17	1	64
20%以上~25%未満	4	10	5	3	22
25%以上~30%未満	1	3	1	0	5
30%以上~35%未満	0	4	1	0	5
35%以上~40%未満	2	0	0	0	2
40%以上~45%未満	0	0	0	0	0
45%以上~50%未満	1	3	0	0	4
50%以上	0	6	2	0	8
合計	21	59	26	4	110

表 1-5 外国人集住団地の管理主体の属性

外国人率	市町村	都道府県	UR	管理者数
15%以上~20%未満	28	33	9	70
20%以上~25%未満	8	11	3	22
25%以上~30%未満	2	3	0	5
30%以上~35%未満	1	2	2	5
35%以上~40%未満	0	1	1	2
40%以上~45%未満	0	0	0	0
45%以上~50%未満	2	1	2	5
50%以上	2	5	2	9
合計	43	56	19	118

戸以上の大規模団地 13 のうち 8 団地 は UR 団地で、UR 団地の外国人集住団地は外国人率が高く、規模が多い特徴がある。全体の外国人集住団地の外国人率はほぼ 20%以下に留まり、団地規模も 300 戸以下の小規模団地が殆どである。



### 1.5 外国人集住公的住宅団地における生活トラブル

日本における外国人集住団地での生活トラブルについて、既往研究では管理上の問題とコミュニティ上の問題があるとしている。前者は「ごみの出し方」「ごみの不法投棄」、室内や共用空間及び屋外空間の「騒音」「無断転居」「無断同居」「団地内違法駐車」などがあり、後者では「自治会活動への不参加」「日本語でコミュニケーションできない」がある。生活トラブルの内容に基づいて、前節で確認した外国人集住団地リストから、いくつかの団地を選び、現地調査を行った。掲示板、警告などの掲載ものについて、多言語化されているかどうか及び掲示内容について確認した。

結果としては、「やさしいにほんご」の表記と多言語化されている内容は多く確認できた。多言語化されている内容は主にゴミルール及びペットの飼育、共有空間の使用、騒音、駐車に関する注意が確認できた。一部の団地では交流活動や日本語教室及び緊急の医療支援連絡先について、多言語化された掲示があった。多言語化された掲示が確認されなかった市営金山住宅でも、ポルトガル語のチラシや、自治会名簿に外国人と思わ

表 1-6 外国人集住団地の現地確認の概要

	団地名	所在地	最終調査 日期	多言語 化掲示	外国人 の表札	多言語 化ゴミ ルール	多言語 化警告	共用空 間の占 用	駐車違 反
1	UR 保見団地	愛知県豊田市	2018. 2. 11	●	●	●	●	●	●
2	UR 知立団地	愛知県知立市	2018. 2. 12	●	●	●	●	●	●
3	市営金山住宅	愛知県碧南市	2018. 2. 12		●			●	
4	県営住宅岩田団地	愛知県豊橋市	2018. 2. 20	●	●	●	●		●
5	市営柳原住宅	愛知県豊橋市	2018. 2. 20	●		●	●		●
6	県営磐田団地	愛知県磐田市	2018. 2. 21	●		●	●		●
7	(元 UR) 磐田東新町団地	愛知県磐田市	2018. 2. 21	●		●	●		●
8	県営住宅菊川団地	愛知県菊川団地	2018. 2. 26	●		●	●		
9	県営いちょう団地	神奈川県大和市	2017. 11. 6	●	●	●	●	●	
10	県営吾妻団地	神奈川県厚木市	2017. 11. 7	●		●	●	●	
11	UR 東新小岩アーバンライフ	東京都葛飾区	2017. 11. 9	●	●	●	●		
12	UR 芝園団地	埼玉県川口市	2018. 7. 15	●	●	●	●	●	
13	UR 大島四丁目団地	東京都江東区	2018. 2. 18	●	●	●	●		
14	市営基町団地	広島県広島市	2019. 5. 14	●	●	●	●	●	●

れる名前が見られたことで、いずれの団地も外国人集住は確認できた。

共用空間を占有して、植物を栽培したり、物を置いたりなどの行為が確認されたが、空間占有に関する警告は少なかった。

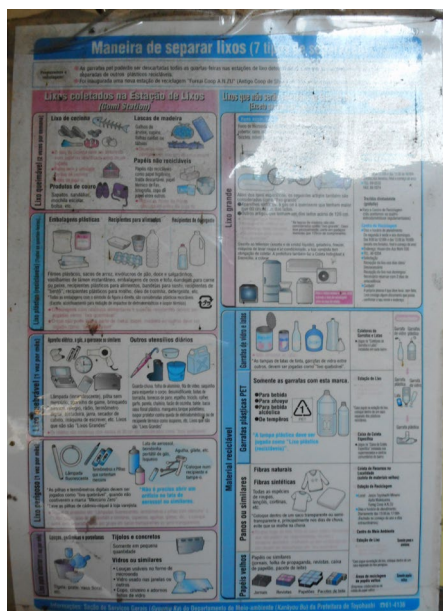


図 1-5 ポルトガル語によるゴミ捨て案内



図 1-6 多国語による警告

## 本章の参考文献

- 1) 総務省統計局 (2017) : 「平成27年国勢調査」、「平成22年国勢調査」、「平成17年国勢調査」、「平成12年国勢調査」、  
[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521&result\\_page=1](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521&result_page=1)、最終閲覧2019年12月12日
- 2) 法務省 : 「外国人登録国籍別人員調査一覧表」及び「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」  
[https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei\\_ichiran\\_touroku.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html)、最終閲覧2021年9月2日
- 3) 稲葉佳子 (2008) 「公営住宅における外国人居住の実態に関する研究」 p. 66-71、都市計画論文集2008年43. 1巻
- 4) 稲葉佳子・石井由香・五十嵐敦子・笠原秀樹・窪田亜矢・福本佳世 (2010年) 「公営住宅および都市再生機構の賃貸住宅における外国人居住に関する研究－外国人居住への取組が行われる10団地を対象に－」 p. 2397-2406、日本建築学会計画系論文集 75-656
- 5) 河越正明, 星野歩(2006. 2) 「都市別データによる外国人労働者の一考察－地域的な分布状況及び地域経済に与える影響－」日本語、  
[http://www.esri.go.jp/jp/archive/e\\_dis/e\\_dis158/e\\_dis158.html](http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis158/e_dis158.html)、2019年9月15日閲覧
- 6) 渡戸一郎(2006) 「多文化都市論の展開と課題」 p. 99-116、明星大学社会学研究紀要 26

## 第二章 管理者からみる外国人集住団地における居住実態と取り組み

本章では日本における外国人が集住する公的住宅団地の全体像を把握し、具体的な集住状況と課題を明らかにする。110公的住宅団地の118団地管理者を対象にアンケート調査を行い、また情報を補足するため団地の現地調査、関係者への聞き取りも行った。外国人を対象とする取り組みと団地施設のハード面の利用状況の両方の調査から、公的住宅団地における外国人の集住現状を把握し、外国人集住の課題を明らかにする。国籍、職業、在留資格、日本語能力、年齢層が含まれた住民属性別の課題を確認して、対応の方策を検討する。

### 2.1 管理者調査の背景、目的及び対象

#### 2.1.1 本章の研究背景

外国人が集住する公的住宅団地では、多国籍の外国人集住が進んでいる。既往研究では集住に伴う文化や生活習慣の違い、言葉の壁に起因するトラブルが報告されている。前章で述べたように国と自治体はそれぞれ外国人多文化共生推進策を策定しているが、団地トラブルの解決は未だ居住者、自治会、管理者といった現場に任されているのが現状である。多文化共生施策に取り組む自治体は増えてきているものの、施策内容は、日本語教室、相談窓口、子どもの学習支援、交流イベントにとどまり、抜本的な解決に至っていない。そこで集住現状、対応策及びトラブルの起因を調査し、対応策を考察する必要がある。

#### 2.1.2 本章の既往研究

現状調査と課題整理については、松宮（2018）（2019）が社会学の分野から公営住宅に居住する外国人住民（ラテン系を中心）の動向、生活状況を把握し、課題整理と取り組みの可能性を検討した。その結果、非正規雇用者が圧倒的多数を占めることによる不安定な就労、日本語能力、および教育をめぐる問題を確認した。更に愛知県県営住宅自治会連絡協議会の実践を取り上げ、その活動と形成された実践方法・ロジックを明らかにした。

公的住宅団地の全国調査を行った研究として、稲葉（2008）は外国人集住の実態と管理上及びコミュニティ上の問題や解決策を調査するため、外国人が集住する36自治体83公営団地管理者を対象とした2007年のアンケート調査を分析した。公営住宅に居住して

いる外国人の属性や外国人の居住に伴う問題等、全体像が把握されている。また稲葉他（2010）は、10団地の外国人集住の実態と問題対応の分析をもとに、外国人の居住に伴う問題を解決するために有効な仕組みを考察してモデル化した。

このように全国の外国人居住実態調査を行っている既往研究はあるが、調査から10年以上経っており、現状調査や、国籍の偏りがある事例考察が多い。集住都市や特定の国籍、個別の事例ではなく、日本全国の居住全体像と取り組みの実施状況を把握するためには、新たに全国調査を行う必要がある。なお、取り組んでいる施策の効果と団地の環境のハード面についても考察を行った。

### 2.1.3 本章の研究目的と対象

管理者の視点から全国の公的住宅団地における外国人集住の実態と課題、対応の現状を把握することで、外国人属性の違いによる団地課題の違いを確認する。なお、管理者と外国人住民との情報交換の方法とその課題も明らかにする。

第一章において、小地域集計地区の外国人率15%以上かつ人口100人以上の条件で抽出した110公的住宅団地を調査対象として取り上げる。同じ団地名で違う管理者が存在する団地があるため、110団地の118管理者を対象にアンケート調査を行う。

団地住民の国籍属性、職業、在留資格、日本語能力、年齢層、集住時期などの属性を考察しながら、団地内の居住環境の現状及び外国人が対象となる取り組みの現状を調査する。

### 2.1.4 調査方法及び調査概要

団地調査では、118の管理主体を対象としたアンケート調査を行い、全国の動向を把握した。アンケート調査の実施概要を表2-1に記す。アンケートの質問項目の設定に際して

表 2-1 アンケート調査の概要

対象	2015年国勢調査小地域集計で外国人集住団地として抽出された110団地を管理する118団体
期間	2019年4月24日～8月20日
方法	郵送配布・郵送回収・メール回収
回収率	配布118部、回収84部（回収率71.2%）
調査項目	団地の基本情報、外国人集住状況、管理・コミュニティ問題、トラブル対応状況、必要な支援等

は、外国人集住率の高い団地で現地調査を行い、各団地の空間構成や共用部の使われ方、掲示板の使用言語やアナウンス内容、団地全体の管理状態、国籍の偏りを確認し、質問項目を検討した。調査項目は、団地の基本情報、外国人集住状況、管理やコミュニティの問題、トラブルへの対応状況、必要な支援などである。また外国人住民の8-9割以上が特定の国籍である場合を国籍の偏りがある状態として、アンケートの回答、現地調査、アンケート後の電話・メールでの聞き取り調査、団地に関する新聞・雑誌記事などの資料調査を行い、各団地の国籍の偏り状況を確認した。

## 2.2 外国人集住公的住宅団地の立地分布の特徴

まずは、団地管理者へのアンケート調査をもとにした考察を行っていく。なお回答数は都市圏ごとに差があり中部圏の状況が大きく反映されていることに留意する。またUR団地の一部は、非公開情報に該当する回答を「無回答」としている。

表 2-2 アンケート都市圏別の回答状況

	団地数	管理者数	回答数	回答率
首都圏	21	23	10	43.4%
中部圏	59	64	60	93.8%
近畿圏	26	26	13	50.0%
その他	4	5	1	20.0%
合計	110	118	84	71.2%

### 2.2.1 外国人集住団地の国籍の特徴

総務省（2019）資料には、1965年から概ね10年ごとの在留外国人の国籍内訳の変遷がまとめられている。これによると、1985年までは80%以上の在留外国人の国籍は韓国/朝鮮であり、次いで中国が7-8%程度であった。1995年になると韓国/朝鮮は50%となり、中国が16.7%、ブラジルが13.2%となる。2005年以降はフィリピン、最新の2018年ではベトナムが増加し、多国籍化がすすんでいる。2018年の在留外国人の国籍内訳は、中国30.2%、韓国16.5%、ベトナム12.1%、フィリピン9.9%、ブラジル7.4%となっている。

小地域集計単位での外国人国籍データは公表されておらず、各団地も居住者属性の詳細情報を一般には公表していない。そこで、外国人集住の国籍の偏りや混在の実態を把握するため、アンケート調査では、団地で最も多い外国人国籍、2番目に多い外国人国籍、3番目に多い外国人国籍を問うた（図2-1）。アンケート回収数は84であったが、最も多い外国人国籍を聞いた設問に回答した団地はその一部であったため、追加調査を行って、外国人住民の8割が特定の国籍に偏っている団地を把握した。

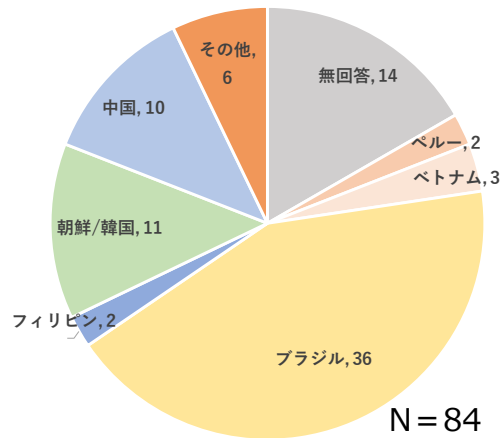


図 2-1 団地で最も多い外国人国籍

外国人国籍の設問に回答した団地の中で、かつ資料調査と聞き取り調査で8割以上特定の国籍に偏っていると確認できたのは50団地だけである。そのうち半数以上が、最も多い外国人国籍はブラジルと回答しており、次いで中国及び朝鮮/韓国となっている(図2-2)。アンケートでは回答を得られなかった団地にブラジル人集住で有名な団地が複数含まれているため、ブラジル人集住団地はさらに多いと推測される。また上記には含まれないが、偏りが確認できていない団地で、最も多い国籍はブラジル、2番目3番目はペルーやボリビアと回答した団地が多く、南米系外国人が集住する団地が存在している。

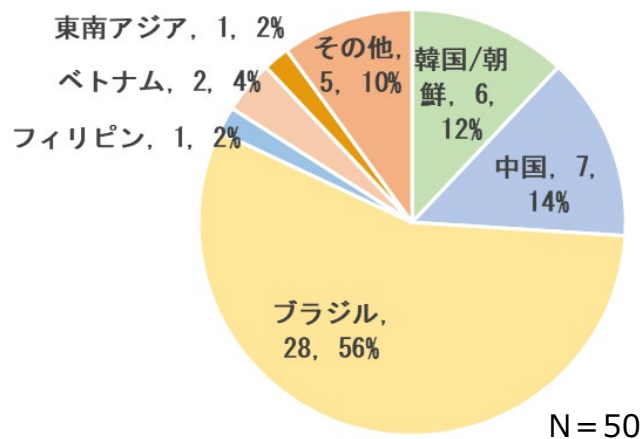


図 2-2 外国人国籍に偏りがある公的団地で最も多い外国人国籍 (単数回答)



## 2.2.2 外国人集住団地の集住開始時期

アンケート調査の結果によると、無回答を除くと、外国人集住団地の集住開始時期は2000年前から始まった団地は殆どである。単純集計の結果（図2-3）が示すように、外国人住民の集住は20年以上経過していると考えられる。

国籍の偏りが確認でき、最も多い国籍の回答があった50団地において、外国人集住が始まった時期を表2-3に示す。50団地のうち半分以上を占めるブラジル人集住団地では、1990年の入国管理法の施行前後にブラジル人が増加している。中国人集住団地の集住開始時期は1990年以前がやや多く、中国帰国者を受け入れた時期と一致している。東南アジア系の集住開始時期はインドシナ難民受け入れ時の1990年代前後が多いが、近年のフィリピン人やベトナム人の急増の影響は確認できなかった。

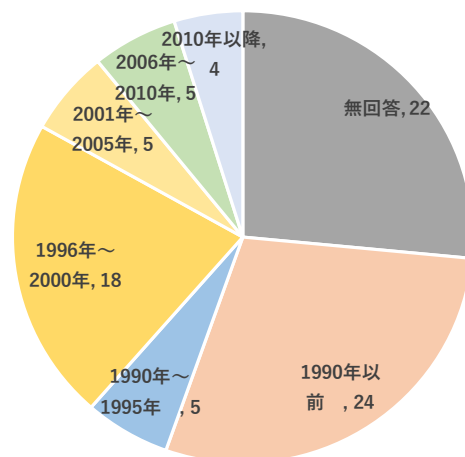


図 2-3 外国人集住開始時期 (単数回答)

表 2-3 最も多い外国人国籍と集住が始まった時期

開始時期	韓国/朝鮮	中国	ブラジル	東南アジア	その他 (南米)	合計
1990年以前	0	4	9	1	5	19
1990年代	1	1	15	2	0	19
2000年代	2	1	2	1	0	6
2010年代	0	0	1	0	0	1
無回答	3	1	1	0	0	5
合計	6	7	28	4	5	50

### 2.2.3 外国人住民の集住理由と住民属性の特徴

外国人が集住する理由（図2-4）について、過半数の団地が勤務先への近さをあげた。その他には、「外国人コミュニティが形成されているところに呼び寄せられている」「外国人集住地区の移転先であった」「中国からの帰国者受入れ団地である」などの回答があった。一方、「交通便利」を理由としてあげたのは8団地しかなく、多数の団地は交通が便利な場所に立地していないと推測される。なお、最も多い在留資格について尋ねたところ、51団地は把握していないと回答したが、19団地が定住者、14団地が永住者・特別永住者と答え、公的住宅団地が日本に定住する外国人の住まいとなっていると考えられる。

更に、外国人住民の主な就業先を確認したところ、40団地が第二次産業、29団地が第三次産業と回答している。また外国人住民にファミリー世帯が多いとの回答が得られた。

以上のアンケート調査の結果から、公的住宅団地で集住する外国人住民は長期在留資

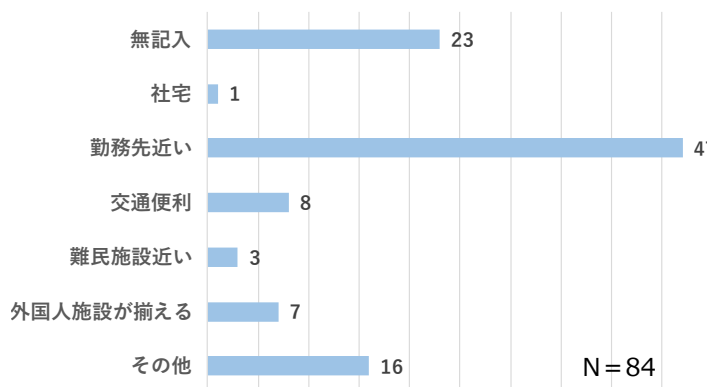


図 2-4 外国人住民の集住理由（複数回答）

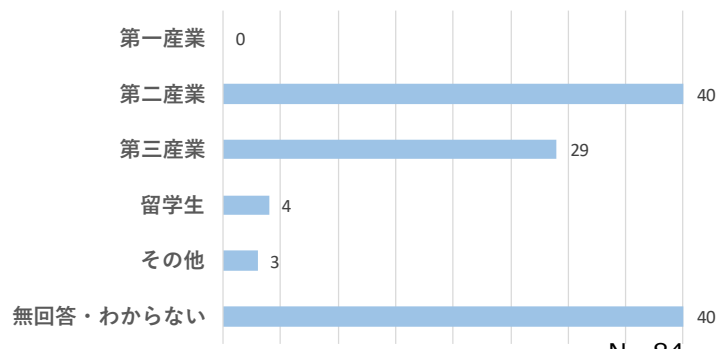


図 2-5 団地住民の職業（複数回答）

格を持ち、第二次産業に従業するファミリー世帯が最も多く、勤務先が近いため団地を選んでいることが分かった。

#### 2.2.4 外国人が集住する公的住宅団地におけるトラブル

既往研究で確認した外国人が集住する公的住宅団地で発生しているトラブルには「ごみの出し方」「ごみの不法投棄」、室内や共用空間及び屋外空間の「騒音」「無断転居」「無断同居」「団地内違法駐車」、「自治会活動への不参加」「日本語でコミュニケー

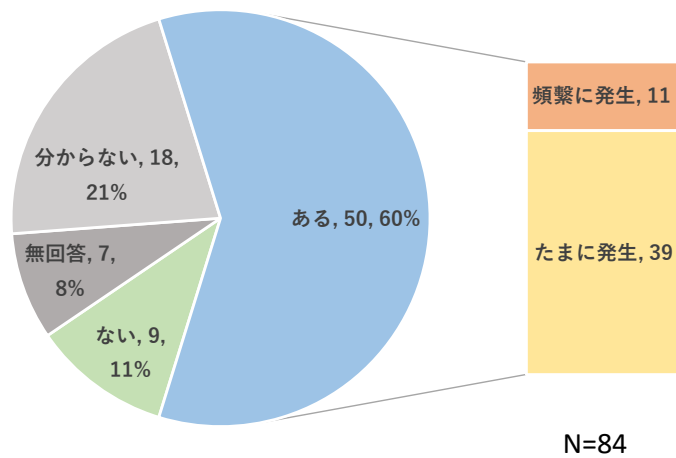


図 2-6 外国人住民増加後のトラブル増加の有無及びトラブルの発生頻度（単数回答）

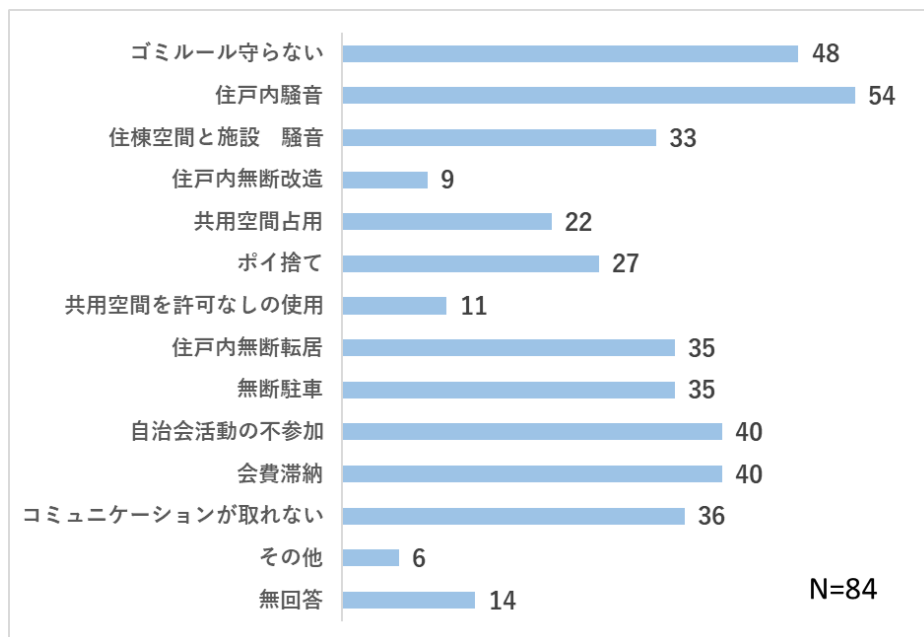


図 2-7 トラブルの内容（全団地対象・複数回答）

ションできない」がある。アンケート調査で外国人増加後の団地でのトラブルの発生について質問したところ、トラブルがあると回答した団地は50団地あり（図2-6）、その頻度は「たまに発生」が7割以上となっている（図2-6）。

一方、「わからない」が18団地、「無回答」が7団地あり、公表できないため「無回答」とした管理者もいるが、管理者が団地の状況を把握できていないこと自体が課題である。

すべての団地を対象として、外国人集住に関連して発生しているトラブルの内容（図2-7）をみると、「住戸内騒音」「ゴミルールを守らない」「自治会活動への不参加」「自治会費の滞納」など、稲葉（2008）が整理した問題と共通したものが多く、10年間経った現在でも、依然として同じ問題が発生しており、解決が容易でないことが推測される。

国籍の偏りが確認でき、かつ、最も多い外国人国籍の回答があった50団地のトラブルの内容をみると（表2-4）、韓国/朝鮮国籍が集住する団地では、他の国籍の集住団地と比べるとトラブルが少ないが、「住戸内騒音」と「ゴミルール守らない」が確認された。日本での居住期間が長い在日コリアン住民が多く、言語はほぼ不自由なく、日本の文化にも慣れていることから、トラブルが少ないと推察される。それでもトラブルは存在しているが、例えば「騒音」や「ごみ」トラブルは、日本人同士間でも発生しえることから、

表 2-4 国籍別でトラブルが確認された団地数（複数回答）

トラブルの種類	韓国/朝鮮 6 団地	中国 7 団地	ブラジル 28 団地	東南 アジア 4 団地	その他 5 団地
ゴミルール守らない	3	5	20	2	3
住戸内騒音	4	5	22	3	3
住戸外騒音	1	4	14	2	1
無断改造	0	0	5	0	0
共用空間占有	1	4	10	0	1
共用空間無許可使用	0	0	4	1	0
住戸無断転用	0	3	19	1	3
無断駐車	0	4	20	1	0
自治会不参加	0	6	21	2	2
会費滞納	0	4	23	1	4
コミュニケーションが取れない	0	0	2	0	2

外国人であることが理由で起きたトラブルでない可能性が高い。一方で東南アジア系の集住団地の数が少ないが、トラブルの発生率はやや高く、「コミュニケーションが取れない」ことに起因していると考えられる。また、ブラジル人の集住団地においては、住戸内外での「騒音」「共用空間占用」「無断駐車」「自治会不参加」「会費滞納」「コミュニケーションが取れない」「無断改造」など多様なトラブルの発生が指摘されており、特に「無断改造」はブラジル人集住団地でのみ確認されたトラブルである、その他の5団地は全て南米系の集住団地であり、ブラジル人の集住団地と同じく「コミュニケーションが取れない」問題が目立ち、外国人の生活習慣や文化の違いに起因していると考えられる。

### 2.3 管理者による多文化共生推進の取り組みの限界

まず団地で起こっているトラブルに対応する取り組みの有無については、何らかの「取り組みがある」と回答した団地は過半数の44団地で、「取り組みがない」団地は14団地であった。「不明」と回答した団地は26団地もあり、対策の現状を管理者が把握できていないこと自体が大きな課題である（図2-8）。

取り組みを行っている44団地に対応を始めたきっかけを尋ねた（図2-9）ところ、半数以上の団地が「住民からの苦情や要望」「外国人増加によるトラブルの発生」がきっかけ

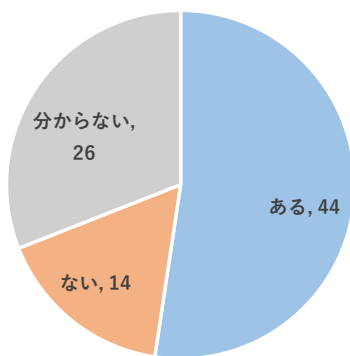


図 2-8 外国人住民が対象の取り組みあるか

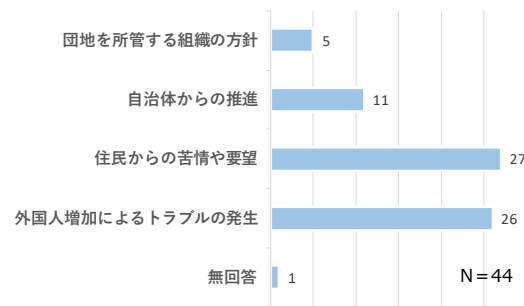


図 2-9 取り組み始まった理由

となったとしており、問題発生後の事後対応となっていることがわかる。大半の都道府県や政令指定都市で策定されている「多文化共生の推進にかかる指針・計画」にもとづいた事前対応を行っている団地は5団地しかなく、団地レベルの多文化共生の取り組みはまだ十分浸透していないと思われる。

次に取り組み内容（図2-10）については、入居時に行われる「団地生活ルールの説明」、「通訳の配置（一部は団地でなく地方事務所に設置）」、「掲示・警告の多言語化」が多い。「その他」の自由記述内容でも「入居時の住まいルール」、「生活マナーの説明」といった入居時の取り組みがあった。数は少ないが、「その他」で「ポケットークの利用」や「居場所づくり」もあった。

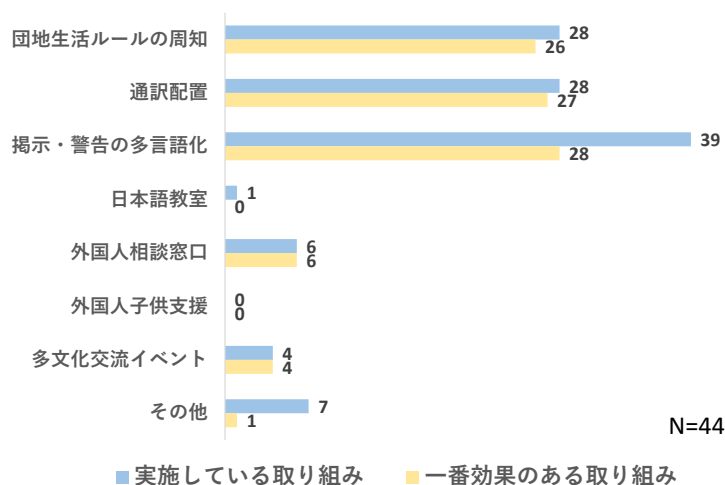


図 2-10 取り組みの内容と効果（複数回答）

一番効果があった取り組み（図2-10）については、取り組みを実施している団地のほとんどが、「団地生活ルールの説明」及び「通訳配置」が「有効」と回答している。聞き取り調査からも入居時のオリエンテーションの実施でトラブルが減少したとの回答を得られた。一方で、最も実施されている「掲示・警告の多言語化」について、効果があるとしたのは28団地にとどまっており、掲示だけでトラブルを解決することは難しいと考えられる。その他であがった「ポケットークの利用」は効果があると回答しており、新たなコミュニケーション手段の活用が期待される。

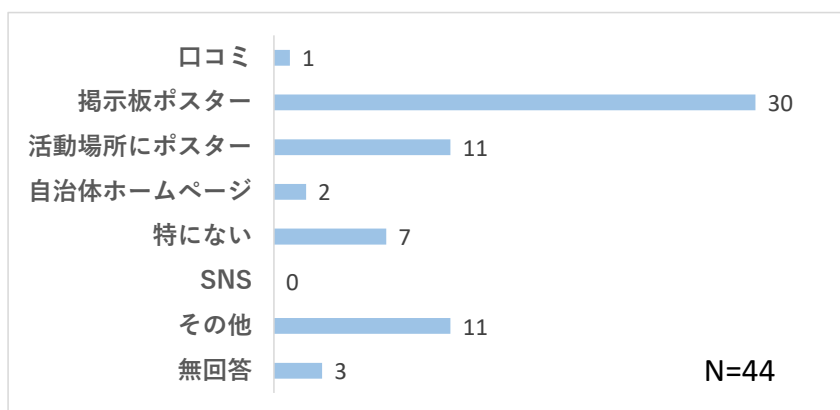


図 2-11 外国人住民への情報伝達の方法（複数回答）

しかしながら外国人住民への情報伝達の方法は依然として「掲示板/活動場所へのポスター」のような従来の方法が多く（図2-11）、情報伝達を工夫しない団地も存在しており、消極的な姿勢が見られた。住民との情報伝達手段はまだまだ進歩させられると考

えられ、効果的なコミュニケーション手段の活用が課題である。

なお、外国人に対する取り組みによるトラブルの改善状況については、「4分の1の11団地が「改善された」とし、過半数の27団地が「一部改善された」とした。しかし「わからない」としている団地も8団地あり、管理者が状況をフォローできていないことは課題である。解決が難しいトラブル（図2-12）としては、「住戸内騒音」や「ゴミルールを守らない」「無断駐車」「コミュニケーションが取れない」があがっており、これらの解決が難しいことがうかがえる。

また解決が難しい理由は「言葉が通じず、情報が伝わらなかった」が多く、やはりコミュニケーションの取り方が大きな課題であることがわかった（図2-13）

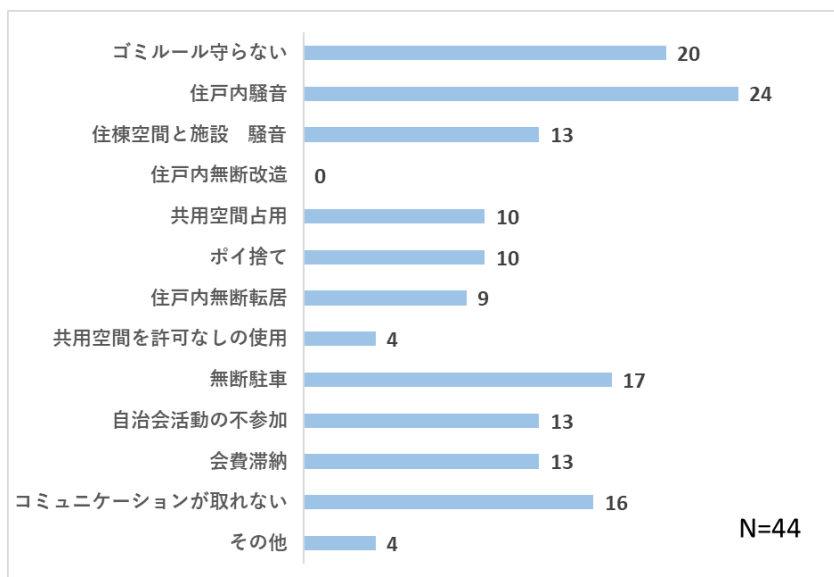


図 2-12 解決が特に難しいトラブル（複数回答）

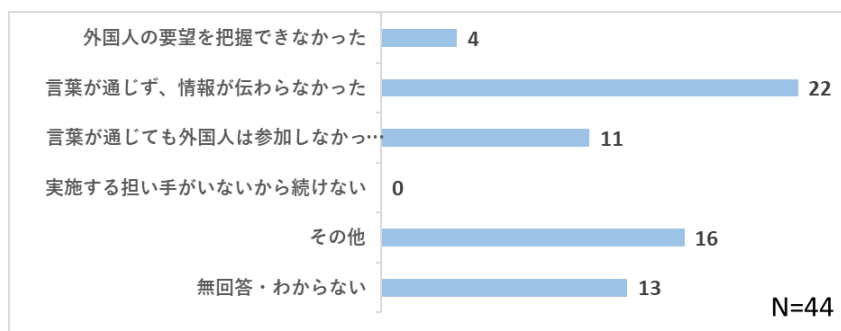


図 2-13 トラブルの解決が難しい理由（複数回答）



トラブルの解決に向けて必要な支援や仕組みをきいたところ、外国人対応の担い手の確保が必要との回答が最も多かった（図2-14）。また行政からの情報支援や外国人集住に対応する仕組みの確立の必要性も指摘している。

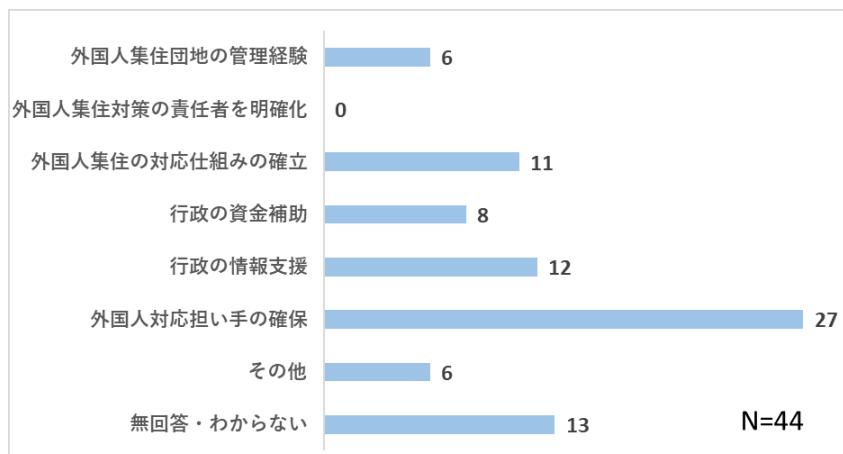


図 2-14 トラブルの解決に向けて必要な支援や仕組み（複数回答）

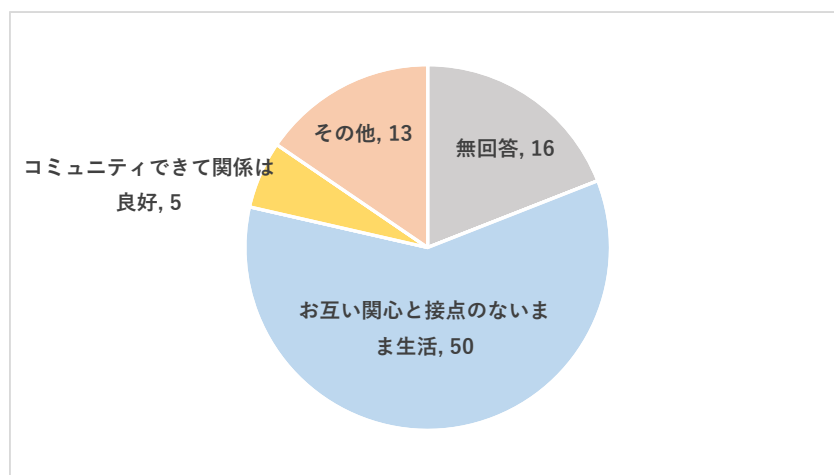


図 2-15 日本人住民と外国人住民の関係

日本人住民の外国人住民に対する意識について、「外国人の集住を理由に、日本人が入居を敬遠することはありますか。」の質問への回答は、「ある」としたのは26団地、「ない」としたのは10団地、無回答と「わからない」としたのは48団地となっている。把握していない管理者も多いが、外国人住民に対する偏見が存在していることを確認した。日本人住民と外国人住民の関係（図2-15）については、「対立・緊張な状態」の団地はないが、「お互い関心や接点のないまま生活している」と回答した団地が50にのぼ

っており、その他は「関係を築こうとする外国人もいるが世帯によって異なる」、「外国人住民の理解・協力を得にくい」、「相互に関心はあるが接点がない」といった回答があった。外国人集住が始まって20年以上が経過している団地も多いが、日本人との関係は深まっていない。殆どの団地では、日本人と外国人住民には接点がないことがわかった。そのような中、コミュニティができ、関係が良好な団地は小規模で自治会とNPO団体が積極的に多文化共生促進活動を推進している団地が多い。管理者は自治会に関する設問のうち「住民の自治会への参加率」の回答があったのが7団地、「自治会の人数」の回答があったのが12団地であるため、管理者は自治会に関する情報を把握していないという課題が確認された。NPO団体による促進活動の実施内容と取り組みの実態に関する考察は第四章で取り上げる。

## 2.4 外国人集住公的住宅団地の空間と施設利用上の課題

### 2.4.1 団地空間と施設の課題

国土交通省のデータによると公営住宅のストックは昭和S40～S60年代（1965年～1988年）に建設されたのが75.8%も占めている。一方、今回アンケート調査を行った外国人集住団地の建設年とほぼ一致している（図2-16）築30年以上の団地は8割近くを占めるが、建て替え済みか建て替えの計画のある団地は1/4にも満たない（図2-17）。外国人が集住団地の公的住宅団地は日本全体の公的住宅団地と比較して、建設年での特徴は見られなかった。なお、公営住宅が含まれているため、3万円以下、3-5万円と廉価な家賃が多い。UR団地の家賃も民間賃貸と比べると比較的安いと考えられる。団地内に自治会がある団地は84団地中78団地で、9割に達している。

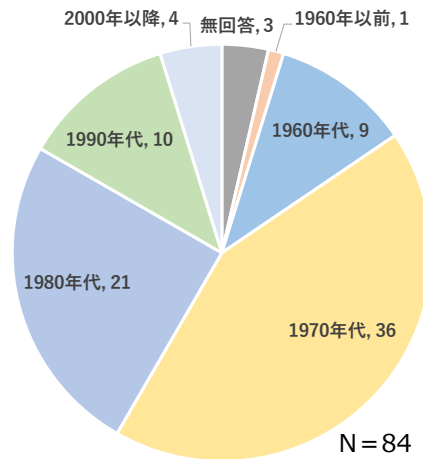


図 2-16 団地建設開始年

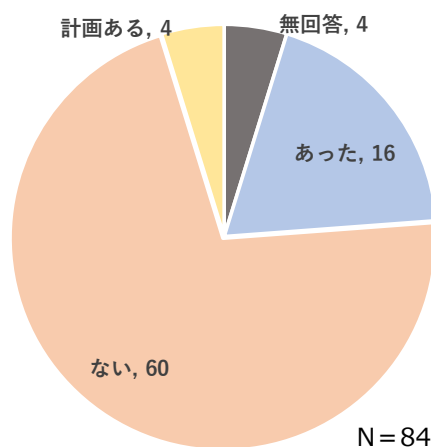


図 2-17 団地の建て替え

#### 2.4.2 外国人住民に関する空間と施設の利用傾向

団地の老朽化が進む中、建て替え計画がないにも関わらず、住戸や住棟のリフォームも少ない。ハード面の整備である設備のサイン化（言葉が分からなくても意味が伝わる）や、文化理解促進ための整備はいずれも、現地調査やアンケート調査では確認できなかった。数少ない整備として「ごみ置き場の整備」は確認できたが、それ以外の共用空間・施設の整備予定はほとんどない。南米系集住団地での予備の聞き取り調査において、ごみ置き場の整備によってゴミ問題が大きく改善されたことが自治会メンバーの話から明らかになった。ハード面の整備は外国人によるトラブルの改善につながるが、ごみ置き場の整備はゴミ問題の発生後の対応となっている。

また、調査時点では、インフラ整備の予定がある団地は少なかった。団地の老朽化と

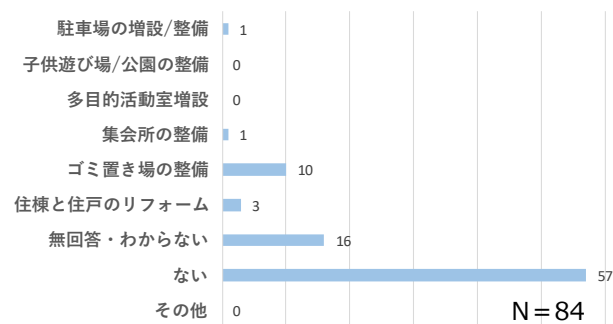


図 2-18 これまで外国人増加を受けて実施した整備（複数回答）

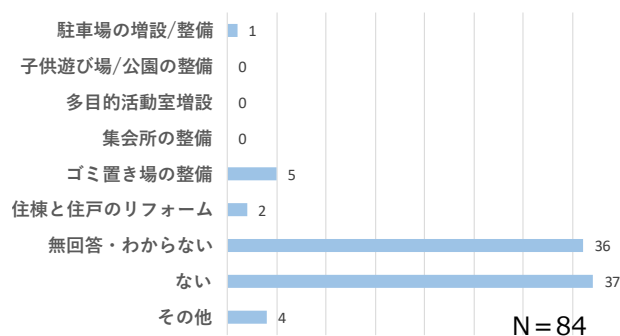


図 2-19 外国人増加を受けて実施予定の整備（複数回答）

住民の高齢化は団地の大きな課題であるが、外国人集住団地も同じ問題に直面している。

団地内と周辺に外国人向けの店舗、施設があるかどうかを確認したところ、団地内に外国人向けの店舗があると回答したのは9団地で、食料品店9団地、レストラン6団地、そ

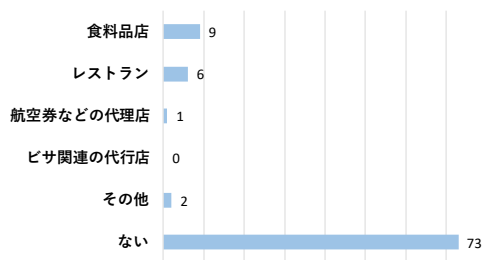


図 2-20 団地内外国人向け施設  
(複数回答)

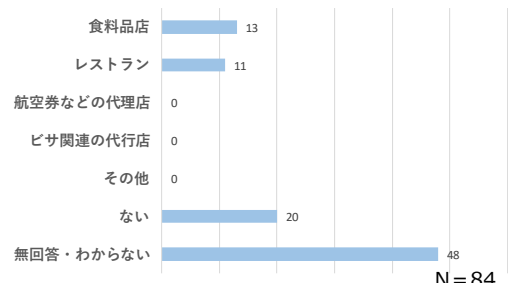


図 2-21 団地周辺外国人向け施設  
(複数回答)

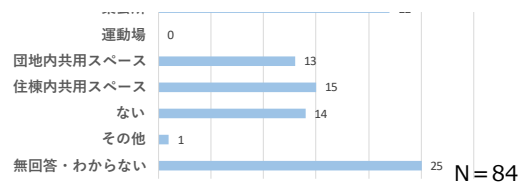


図 2-23 外国人住民が日常利用する空間  
(複数回答)

の他3団地、該当する店舗がない団地は73であった(複数回答可)。団地周辺に外国人向け店舗があると回答したのは16団地で、食料品店13団地、レストラン11団地であった。団地内に食料品店とレストランがある団地は全て大規模開発した団地であり、施設がある団地は大規模団地や集住期間が長い団地である。一定の外国人集住人数と集住期間の長さでエスニック・ビジネスが立地していると考えられる。大規模団地では住民の高齢化によって、団地内の既存の店舗の撤退が多発しているため、エスニック・ビジネスが団地内でどんどん発展していく可能性がある。団地外の外国人住民も便利性を求めため、これらの団地と周辺地域への集住が更に進むと考えられる。

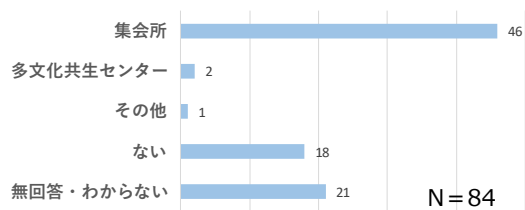


図 2-22 外国人住民が日常利用できる空間（複数回答）

団地内と周辺で外国人住民が日常に利用できる空間として「集会所」を挙げた団地は46団地あり、最も多かった。そのような場所がない団地は18団地、不明とした団地は21団地だった（図2-22）。既往研究で日本人住民は活動で「集会所」をよく利用するが、「外国人住民が日常的に利用する施設・共用空間は、公園31団地、集会所22団地、団地内共用スペース13団地、住棟内共用スペース14団地であった（図2-23）。日本人住民と外国人住民はと共になが「集会所」を利用できるが、外国人が実際によく利用する場所は「公園」となっている。

注意すべきところは、トラブルの発生頻度との関連をみると、トラブルが頻繁に発生する11団地のうち6団地において、6/11団地は団地内共用スペースと住棟内共用スペースが利用されている。既往研究でもブラジル籍の住民が共有庭でバーベキューをすることや、共有部に荷物を置いたりすることで、トラブルになった報告があった。つまり、機能と一致しない共用スペースをよく利用することで、トラブルが頻繁に発生する可能性がある。使用ルールがわからなかった上に、ほしい機能を充当する空間・施設がないため、不適切な空間使用でトラブルが発生したと考えられる。

## 2.5 小括

管理者に対するアンケート調査から以下の団地属性、外国人を対象にする取り組み現状及び課題を確認した。

まず、アンケート調査の回答があった公的住宅団地は中部圏、特に愛知県と静岡県の団地が多く、またUR団地より公営住宅からの回答率が高いことから、結果もそれに影響されることは留意する必要がある。

日本の外国人集住団地の全体像としては、欧米のような多国籍の混住型ではなく、同一国籍又は近い地域出身者で集住する傾向がある。今回の調査では、在日コリアン、中国帰国者、ブラジル人又は南米人、東南アジア系の集住を確認した。外国人住民の集住始まった時期から20年以上を経過した団地が多数であり、住民も永住者、特別永住者のように長期在留資格を持つことが多い。集住の理由は勤務先への近さが圧倒的に多かったが、交通の利便性を理由に選んだ団地は少ない。

団地内でのトラブルの現状に関しては、外国人の集住によるトラブルが発生していることが確認できたが、外国人集住によるトラブルに対する取り組みは半数の団地でしか実施されておらず、実施している団地でもトラブル発生後の対応となっている団地が殆どである。また、団地内に外国人によるトラブルの発生や取り組みの実施に関して、把握していない管理者も全体の3割を占める。ソフト面の取り組みを考察すると、取り組みが実施されている団地では、効果を問わずに取り組みの実施だけでもトラブルの改善、解決によい影響を与えていることが確認できた。取り組みの効果については、最も効率が悪い取り組みとして掲示・警告の多言語化が挙げられたが、外国人住民とのコミュニケーション方法として、掲示板、ポストのような掲示方法が一番に挙げられ、外国人住民と有効的なコミュニケーションが取られていない可能性が管理者視点からも確認できた。

トラブルの発生要因は、管理者は「言葉が通じず」を理由の一番に挙げたが、国籍が違う団地では違う発生傾向が見られた。言葉が通じる在日コリアン団地でも避けられないトラブルが存在することは、外国人であることが理由ではなく、団地生活で発生する共通なトラブルが存在していると考えられる。東南アジア団地と南米系団地ではコミュニケーションが取れないことによる問題が他の団地よりやや多く、言葉と文化の違いがトラブルの起因となる可能性が高い。

ハード面の整備を考察すると、管理者による外国人増加に応じた整備が殆どないことを確認したが、ゴミ置き場の整備によるトラブルの減少のような整備でトラブルの減少や改善する可能性も見られた。住棟内と住棟間の共用空間を不適切に利用することはト

ラブに繋がることが考えられる。また、空間と施設の使用について、日本人と外国人は空間上の接点がない可能性が示された。管理者の2/3が住民コミュニティの評価として、日本人と外国人住民は「お互い関心や接点のないまま生活している」としていた。

以上から、文化の差異によるトラブルの解決には互いの理解が必要であり、外国人の文化と習慣を尊重することが前提の施策が必要とされるが、実際は外国人の文化習慣に応じた取り組みや整備のような対応がないことを確認した。管理者側は、外国人住民を日本の団地生活ルールに従わせるための施策を実施している。

また、管理者が外国人と「言葉が通じず、コミュニケーションが取れない」ことを団地内トラブルの理由だと挙げたため、外国人住民と有効なコミュニケーションを取ることも重要だと思われる。管理者が外国人とのコミュニケーションを取るための方法は、多言語化の警告や掲示が多く挙げられている。しかしながら、有効なコミュニケーション方法ではないと管理者自体も認識されている。多言語化で言葉の壁をなくしても、解決できないトラブルが存在していることは、外国人との情報交換は有効的な方法を利用する必要がある。

本章で団地内のハード面の利用で考察したように、管理者の視点からは日本人住民と外国人住民の間に関心と接点のないまま生活していることが現状である。外国人住民と市民団体の視点からの管理者の施策効果を考察し、各主体間の情報交換方法とハード面の整備・利用状況に関する考察も後章で検討したい。

それで、本章では管理者の視点から各属性の外国人集住団地での集住状況、発生しているトラブル、施策状況と施策での課題を検討した。管理者による取り組みの実施効果をさらに検証するために、次章では、住民の視点及び団地内活動する多文化共生を推進する市民団体の視点から団地内の課題とその発生要因を探る。



## 本章の参考文献

- 1) 国土交通省住宅局 (2016) 社会資本整備審議会住宅宅地分科会新たな住宅セーフティネット検討小委員会参考資料 <https://www.mlit.go.jp/common/001139782.pdf>、最終閲覧2020.4.27
- 2) 総務省 (2019) 「資料6外国人材の受け入れと地域における多文化共生施策の現状等」多文化共生の推進に関する研究会第1回会議 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000656694.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000656694.pdf)、最終閲覧2020.4.27
- 3) 法務省 (2019) 「新たな外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」制度説明資料 (2020年3月更新版) <http://www.moj.go.jp/content/001293198.pdf>、最終閲覧2020.4.27
- 4) 総務省 (2018) 「多文化共生の推進に関する研究会報告書2018」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000612059.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000612059.pdf)、最終閲覧2021年6月5日
- 5) 稲葉佳子 (2008) 「公営住宅における外国人居住の実態に関する研究」、都市計画論文集、43-1、p. 66-71
- 6) 稲葉佳子・石井由香・五十嵐敦子・笠原秀樹・窪田亜矢・福本佳世 (2010年) 「公営住宅および都市再生機構の賃貸住宅における外国人居住に関する研究—外国人居住への取組が行われる10団地を対象に—」、日本建築学会計画系論文集、75-656、p. 2397-2406
- 7) 松宮 朝 (2018) 「外国籍住民と公営住宅 (上)」 p. 21-28、社会福祉研究、20
- 8) 松宮 朝 (2019) 「外国籍住民と公営住宅 (下)」 p. 23-32、社会福祉研究、21、
- 9) 門美由紀 (2010) 「ニューカマーの定住化と福祉施策—社会的パルネラビリティの視点から」p. 99-119、東洋大学大学院紀要47
- 10) 北原玲子 (2013) 「群馬県伊勢崎市の公営住宅における外国人世帯集住と地方自治体の取り組みに関する研究」 p. 1241-1247、日本建築学会計画系論文集78-688
- 11) 垣野義典, 初見学 (2010) 「外国籍住民の郊外団地居住の実態—神奈川県いちょう団地を事例として—」、p. 1355-1363、日本建築学会計画系論文集75-652、
- 12) 寛政憲, 小松尚 (2014) 「外国人居住者の居場所形成における空間的課題—A団地において自主建設されたものの、撤去された店舗群の分析—」、p. 2165-2172、日本建築学会計画系論文集79-704
- 13) 山本薫子 (2016) 「外国人住民の居住をめぐる問題の諸相—集住地域・分散居住それぞれの課題—」、p. 61-65、日本不動産学会誌第30巻第2号、
- 14) 熊谷圭知 (2018) 「ベトナム難民の定住過程と多文化共生の課題—群馬県伊勢崎市・前橋市でのフィールドワークから—」 p. 10-19、お茶の水地理 (Annals of Ochanomizu Geographical Society) vol. 57
- 15) 国土交通省住宅局 (2016) 「新たな住宅セーフティネット検討小委員会参考資料」社会資本整備審議会住宅宅地分科会、<https://www.mlit.go.jp/common/001139782.pdf>、最終閲覧2020年11月30日
- 16) 市川智章・太幡英亮・恒川和久・谷口元 (2011) 「外国人の増加する公的団地の状況整理と共用空間の利用調査—多文化化する豊田市保見団地を事例として—」 p. 537-540、日本建築学会東海支部研究報告書第49号、

### 第三章 首都圏における新たな外国人集住団地の現状と課題

本章では、管理者視点と異なる視点から外国人集住団地での住民居住の現状と課題を考察し、課題の要因を明確にする。外国人住民を対象とする多文化共生の取り組みに対する外国人住人の意識を明らかにし、実施効果を評価する。また、既往研究で新たな類型の外国人が存在していると指摘されたが、前章の管理者アンケート調査では回答を得られず、既往研究でも新たな類型の外国人住民の具体的な生活実態調査は見られなかった。そのため、新たな外国人の集住団地で居住する外国人住民にインタビュー調査を実施し、類型を補足する。各類型の住民視点の調査を補足するために、前章のアンケート調査でも扱った従来型の外国人集住団地における住民調査を既往研究から整理する。アンケート調査及び既往研究と比較しながら、新たな外国人集住団地での外国人の生活実態と課題を明らかにし、従来型の外国人との属性による違いから、日本語の障害以外のコミュニケーションでの問題点を明らかにする。住民調査を通して団地内で実施されている取り組みの効果を検証して、住民の需要と団地で実施している取り組みの差異を明らかにする。

#### 3.1 本章の研究背景、目的

##### 3.1.1 本章の研究背景

外国人の人口は増加する傾向にあるが、外国人の国籍と在留資格は外国人受入政策などの影響を受け、内訳は変化し続けている。1990年の入管法改正で外国人人口の増加は著しいものの、前章の調査で、外国人集住団地では1980年代から既に中国帰国者と呼び寄せ家族、ベトナム難民が増加していることが確認された。その後、1990年代にはブラジル日系人の増加も確認された。また、国勢調査のデータを踏まえ、小地区における過去20年間の外国人率の増減を位置関係から考察すると、首都圏においては2000年以降に外国人が急増していることが伺えた。既往研究の稲葉(2011)<sup>2)</sup>は南米系、インドネシア難民、中国帰国者とその呼び寄せ家族は、工場などの職場に近い郊外団地に居住することが多いが、近年で増加しているIT業に従事する高度専門職の中国籍やインド籍の外国人は、都心部にアクセスしやすく便利な大都市近郊に居住していることも報告されている。しかしながら、第二章の管理者アンケート調査では首都圏の近年外国人住民が集住する公的住宅団地の回答をあまり得られなかった。更に現地調査では首都圏の外国人集住団地でも問題が多数発生しており、外国人団地としてマスコミに取り上げ、外国人集住率50%を超えた団地は存在している。このような2000年以降に集住が始まった外国人IT技術者団地は、これまで研究の蓄積のある在日コリアンや、ブラジル籍の外国人住民

の集住に関する研究と比べて、住民の属性、国籍や職業が異なるため、外国人集住の新しい動向として、外国人集住の新しい課題として焦点を当てるべきである。

### 3.1.2 本章の既往研究

まず、既往研究から従来型の外国人集住団地を補足するために、異なる外国人住民の属性から、外国人の属性特徴、居住現状と課題について整理する。既往研究に基づいた各類型の住民属性特徴と団地課題を表3-1で示す。

表 3-1 既往研究での住民特徴と団地課題

著者	石川 (2013)	名古屋大学社会学研究室 (2016)	坪谷 (2020)
団地名	東松ノ木市営住宅	保見団地	X 団地
住民国籍	韓国・朝鮮	ブラジル	東南アジアと中国帰国者
在留資格	帰化・特別永住者	永住者 特別永住者	永住者 定住者
住民年齢層	高齢者	30～49 歳	平均 47.7 歳
団地居住期間	不良住宅の移転先	平均 9.71 年	平均 15 年
定住意向	高い	高い	高い
住民職業	無職	工場・建設作業	製造業 食品加工業
日本語能力	高い	高くない	高くない
団地課題	住環境 (過去) 貧困、差別 高齢者ケア	経済面の不安 言葉が通じない	差別 情報の多言語化 外国人に対する情報不足

オールドカマーの韓国・朝鮮国籍の住民が集住する公的住宅団地、いわば在日コリアン団地については、石川 (2013)<sup>3)</sup>は社会福祉領域の視点から、戦前から在日コリアンが多数集住する東九条地区における在日コリアン高齢者の生活実態とコミュニティ実践に関する経験を明らかにした。「地域の課題については、生活保護を受給する高齢者は 20.6%で、京都市高齢者調査の結果のほぼ10倍である」。「この地区の在日コリアンの持ち家率が低く、公営住宅、民間借家高齢者の女性の困窮が推測される」。「東九条地区の住民は貧困と差別、過去も深刻な住環境課題を抱えている」。「外国人住民は自治会以外の地域での行事の参加は日本人と大きな差が見られなかったが、自治会の関連行事の参加経験は42.9%で日本人の59.2%より低い」。また、東九条地区に位置する市営

住宅東松ノ木をコミュニティ促進事例として、団地内の活動も取り挙げた。現在、東九条地区と地区に位置するいくつかの公的住宅団地では戦後から「住宅問題」、1950年代の「不安定就労と児童問題」、「民族差別・多文化問題」、及び1995年以降には「高齢者ケア問題」と重点が変化してきた。

南米系団地については、代表的な事例として愛知県豊田市に位置する保見団地の調査から住民の属性特徴と課題が伺える。「外国人集住地区のコミュニティ形成と国際化—保見団地の現在」（2016）<sup>4)</sup>で、ブラジル住民にポルトガル語で行ったアンケート調査を実施した。「日本人が高齢化していることに対して、外国人住民の年齢層は20代と60代が少ない、30～49歳は約6割で、団地に居住する期間は平均9.71年である。約8割の住民は技能・労務(工場・建設作業など)のブルーカラー層の仕事に従事している。日本語能力は「あいさつ程度」は最も多く、「まったく話せない」と合わせて全体の3/4を占める。在留資格は「永住者」と「特別永住者」は92.9%に上る。また、定住意向に関しては現団地に住み続けたい人は76.3%となっている。団地内の課題としては、外国人の44.2%は近所のごみ問題に不満を持つ。個人的な困りごとは「経済面の不安」と「言葉が通じない」がほぼ4割である。団地内のコミュニティ状況は、ブラジル住民の知人と友人関係は団地内の同国人との紐帯が形成されている、身近に日本人の知り合いがすくない。」

地域活動に関しては、居住年数が長くなるほどイベントや祭りの参加が増えている。その「運営を手伝った」ブラジル住民の割合も居住年数が長くなるほど多くなっている。外国人回答者の地域活動の参加種類は「青少年の育成・世代間交流」、「多文化共生・国際交流」が相対的に多い。

まちづくりに対するニーズは、日本人が「高齢化対策・バリアフリー化」「交通アクセスの改善」「防犯活動の強化」との回答が多いが、外国人にはそれほど多くなく、「入居条件や家賃の見直し」が一番多く、「公園・アメニティスペースの拡充」「イベント・祭りの開催」「公共スペース使用規制の緩和」の回答は日本人が多い。

坪谷（2020）<sup>5)</sup>は多国籍集住で知られている神奈川県X団地—いちょう団地を取り上げ、アンケート調査で住民の特徴と課題を明らかにした。X団地は難民施設に近く、難民の入居や中国帰国者を受け入れることがあったため、東南アジアと中国帰国者が主な住民となっている。具体的には「ベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、フィリピンなどの東南アジア国籍は外国人住民の5割を占め、中国は3割で15.6%は国籍不明となっている」。調査の結果によると「団地に入居時間は平均15年間で、平均年齢47.7歳、在留資格は「永住者」と「定住者」は74.8%、「組立・溶接などの製造業」や「弁当・食品加

工」のような工場での仕事が多い」。日本語能力は「話す」「聞く」「読む」「書く」の設問では、「十分に話せる聞き取れる」、「読める」と「書ける」人はそれぞれ22.3%～23.7%を占め、日本語能力はそれほど高くないと考えられる。定住意向に関しては6割以上が「引越さない」と回答し、「どちらかと言えば引越す」の割合は中国籍や、18歳以下の子供を持つ人が多い。引越さない理由としては「子供の教育」「家賃の安さ」が挙げられた。コミュニティ状況については、自治会活動は年齢が高く、居住年数の長い人ほど自治会活動参加頻度が高くなる。団地内の課題は外国人に対する差別や、情報の多言語化、外国人に対する情報不足などの課題が挙げられた。また、同団地では垣野他(2010)が空間利用調査から、カンボジア籍、ベトナム籍と中国籍の外国人住民は室内のカスタマイズ状況を明らかにし、外国人住民の定住の傾向を検証した。以上の既往研究でのニューカマーの外国人住民の属性特徴は、前章のアンケート調査で明らかにした住民属性と一致していることがわかった。

一方で高度専門職として日本に居住している外国人住民とその家族に関する調査は少なく、特にIT技術者に関する研究は数が少ないが、以下の研究がある。周ら(2007)<sup>7)</sup>は江戸川区のIT技術者に従事する高学歴、高収入のインド籍の外国人住民の集住コミュニティの状況を調査した。インド籍外国人の特徴は、「技術」「家族滞在」20代後半～30代後半であることがわかった。また、上林(2017)<sup>8)</sup>は中国と日本は地理的に近いことで、日本のIT業に従事する中国人はインド人より圧倒的に多いことを指摘した。中国IT技術者に関する調査では、江衛ら<sup>9)</sup>(2005)によると芝園団地で中国人住民の50人にアンケート調査を行った結果、9割以上の外国人住民は大卒以上の学歴を持っていて、男性はIT業務に従事し、女性は主婦である状況が多い、在留資格は「技能」、「永住者」、「配偶者」が多いと言われている。また、日本の中国IT技術者に関する調査では、王津(2012)<sup>10)</sup>は仕事を經由して60人の中国IT技術者に対してアンケート調査とヒアリング調査を行った。その結果、中国IT技術者は20代～30代が多く、在留資格は「技術」と「人文知識・国際業務」を合わせて8割以上に占め、大卒以上の学歴を持つ人は9割以上であった。既往研究とアンケート調査のニューカマーの外国人住民属性を比べると、IT技術者の外国人住民は異なる特徴を持っていることがわかった。そして、このような公的住宅団地に居住するIT技術者の外国人住民は新たな類型であり、居住現状がまだ不明確である。

以上から、2000年以降に来日し、団地に居住する中国人住民は、これまでの南米系団地の外国人住民や、1980年代に日本に帰国した中国帰国者、東南アジア難民とは同じく「ニューカマー」と呼ばれているが、職業や学歴、日本語能力などが大きく異なる。そ

のため、新たな種類の外国人住民の団地居住現状を調査する必要がある。

既往研究と前章のアンケート調査の外国人集住類型を補足するために、近年大都市圏で急増している公的住宅団地に居住する高度専門職の中国籍外国人とその家族に焦点を当て、本章では急変する地域課題への対応を検討する。その第一歩として、新たな種類の外国人住民の居住実態を把握し、これまでの従来型の外国人集住状況と課題の違いから、新たな外国人住民類型の対応方策について考察する。

### 3.1.3 本章の研究目的と対象

まずは、既往研究とアンケート調査で及ばなかった属性の外国人集住公的住宅団地における外国人住民の住民属性の特徴を提示し、生活実態と居住問題を明らかにする。新たな種類の公的住宅団地における居住課題と外国人に対する施策効果を確認し、これまでの外国人対応を新たな外国人住民視点から考察する。最後に、新たな種類の外国人集住団地における多文化共生促進の課題と対応の方策を提示したい。

調査対象は、既往研究と住民属性が異なる公的住宅団地を取り上げ、団地に居住する外国人住民を対象にインタビュー調査を実施する。具体的には、前章で明らかにした110団地のうちに、首都圏で近年に外国人住民が急増した公的住宅団地は18団地であることを確認した。18団地から更に外国人IT技術者が多く居住する団地を資料調査と現地調査で選んだ。IT技術者の外国人住民とその家族を対象にインタビュー調査を行い、公的住宅団地への入居経緯と居住実態、団地での定住意向、家族の呼び寄せ、地域との関わりの実態を明らかにし、新たな種類の外国人集住団地の対方策を検討する。

具体的なインタビュー実施対象は、代表的な高度専門職に就き、公的住宅団地に居住し、IT業に従事する外国人住民とその家族を主に取り上げる。また、首都圏の公的住宅団地では近年IT業に従事する高度専門職の中国籍だけではなく、インド籍の外国人も増加しているが、日本全体の外国人人口の国籍と在留資格(人口数上位5ヶ国とインド)をみると(表3-1)、中国籍外国人は在留外国人の中で最も多く、外国人総数の3割弱を占めており、在留資格も多様である。高度専門職に該当する「高度専門職」の在留資格の国籍別を見ると中国籍は「高度専門職」全体の65.6%を占めるが、インド籍は「高度専門職」の5%しか占めていない。また、上林(2017)<sup>8)</sup>「日本の2000年代の高度外国人材受入政策は、外国人IT技術者の受け入れを促進する意図で導入されているが、他の先進国の外国人IT技術者はインド国籍が多いのに対して、日本の外国人IT技術者は中国籍が圧倒的に多い」と指摘した。

以上から、本研究で扱う公的住宅団地で居住する高度専門職の外国人住民は、中国籍

の外国人住民とその家族を調査対象とする。

表 3-2 国籍別にみた在留資格

国籍	総数	永住者	定住者	特別永住者	技・人文・国	高度専門職（合計）	家族滞在	留学	技能実習（合計）	高度人材	
										本人	家族
全外国人	2933137	793164	204787	312501	271999	14924	201423	345791	410972	119	3326
割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
中国籍	813675	273776	28822	825	90766	9769	82382	144264	82370	81	3038
割合	27.70%	34.50%	14.10%	0.30%	33.40%	65.56%	40.96%	41.70%	20.00%	68.10%	91.30%
韓国	446364	72391	7208	281266	27388	589	11829	17732		2	25
割合	15.20%	9.10%	3.50%	90.00%	10.10%	3.90%	5.90%	5.10%	-	1.70%	0.80%
ベトナム	411968	17186	5646	3	51713	379	21609	79292	218727	1	52
割合	14.00%	2.20%	2.80%	0.00%	19.00%	2.50%	10.70%	22.90%	53.20%	0.80%	1.60%
フィリピン	282798	131933	54359	50	8150	75	3722	3262	35874	1	5
割合	9.60%	16.60%	26.50%	0.00%	3.00%	0.50%	1.80%	0.90%	8.70%	0.80%	0.20%
ブラジル	211677	112440	73536	31	671	53	890	642	6		1
割合	7.20%	14.20%	35.90%	0.00%	0.20%	0.40%	0.40%	0.20%	0.00%	-	0.00%
インド	40202	6466	598	5	9455	739	9987	2048	225	3	90
割合	1.40%	0.80%	0.30%	0.00%	3.50%	5.00%	5.00%	0.60%	0.10%	2.50%	2.70%
他の国籍	726453	178972	34618	30321	83856	3320	71004	98551	73770	31	115
割合	24.80%	22.60%	16.90%	9.70%	30.80%	22.20%	35.30%	28.50%	18.10%	26.10%	3.50%

注：①高度専門職は高度専門職1号イ、高度専門職1号ロ、高度専門職1号ハ、高度専門職2号の合計である。  
 ②技能実習は技能実習1号イ、技能実習1号ロ、技能実習2号イ、技能実習2号ロ、技能実習3号イ、技能実習3号ロの合計である。

### 3.2 新たな外国人団地に居住する外国人住民の特徴

#### 3.2.1 高度専門職に従事する外国人住民の特徴

外国人住民の在留資格と職業を考察すると、表3-2で示しているような「技能実習」などの体力労働者には、韓国・朝鮮国籍の外国人住民はおらず、ベトナム籍の外国人住民が半数以上を占める。それに対して、「高度専門職」や「高度人材」などの在留資格は高学歴技術職に該当し、その中で中国籍は「高度専門職」の65.56%、「高度人材」の68.10%を占め、ともに外国人全体の6割以上に達する。また、「技術・人文知識・国際業務（技・人文・国）」の在留資格を持つ中国籍の外国人も「技・人文・国」全体の3割以上を占めている。一方、高学歴技術職はインド籍も多いと言われているが、インド籍は「高度専門職」と「高度人材」の在留資格の割合について、5.00%と2.50%に過ぎ、「技・人文・国」の割合も全体の3.50%しかいない。日本で働く外国人高学歴技術職のうち、大きな割合を占めるのは中国籍の外国人であることが確認された。

#### 3.2.2 調査対象団地の確定プロセス

第一章で確認した外国人集住団地110団地の中で外国人が急増する首都圏に立地しているのは18団地である。既往研究<sup>10)</sup>で中国人IT技術者の7割以上が東京都内と神奈川県に居住している報告がある。18団地のうち、東京と神奈川県に立地する交通利便性の高い団地は7団地ある。そのうち、近年中国籍住民が急増している埼玉県川口市のUR川口芝園団地（以下、芝園団地）を研究対象として選定した。芝園団地が地区の大半を占める芝園町の2015年国勢調査にもとづく外国人率は45.05%で、また自治会は団地住民の半分程度が外国人住民と推測している。また外国人住民の9割が中国籍で、自治会と大学生が連携した多文化共生の取り組みが行われている団地である。

18団地の中に、比較対象として、中国人集住地区の川口市に位置する芝園団地と戸数規模が近く、管理者が同じURで、中国人集住地区の亀戸地区に隣接する大島四丁目団地（以下、大島四丁目団地）を選定した。団地が含まれる大島四丁目全体の外国人率は、2015年国勢調査で15.15%、芝園団地と比較するとは低い割合ではあるが、23区内の小地域集計地区の中で外国人人口は9位、2010年から2015年までの外国人増加率も7位と急激に外国人人口が増加している地区である。当該地区ではインド人学校の三大校のIISJが2010年に大島地区の第三大島中学校跡地に移転し、近年インド人も増加しているが、中国人も多い地区である。



### 3.2.3 調査対象団地の概要

芝園団地と大島四丁目団地は、UR都市再生機構の賃貸住宅で、住戸数は約2500戸である(表3-3)。いずれも最寄駅まで徒歩10分以内で、都心へのアクセスもよい。団地内と周辺に生活に必要な施設や保育園、学校などがある。団地の現地調査によると、芝園団地では掲示板上の掲示と警告の殆どが日本語と中国語の2か国語で表記されている。大島四丁目団地の掲示は、日本語だけ/日本語と英語/日本語と英語と中国語/日本語と英語と中国語と韓国語といった多様な組み合わせになっている。両団地とも多国語で掲示されている内容は、ゴミルールや生活ルールに関連するものが多い。

芝園団地と大島四丁目団地の外国人率は公表されていないため、両団地が立地する国勢調査小地域集計地区の外国人率をみると(表3-4)、いずれも2000年以降に大きく増加している。芝園団地が「中国人団地」として知れ渡ったのは所在地区芝園町の外国人率が20.30%に達した2005年頃で、2015年には45.05%まで上昇している、更に2017年に初めて外国人人口は日本人人口を超えた。

表 3-3 対象団地の概要

	UR 川口芝園団地	UR 大島四丁目団地
所在地	埼玉県川口市芝園町	東京都江東区大島4丁目
最寄駅	JR 蕨駅	都営地下鉄西大島駅
地区面積	約 14.3ha	約 10.5ha
建設年	1978年	1969年
住戸数 (内訳)	2,454戸 (UR賃貸住宅、店舗、集会所等)	2,514戸 (UR賃貸住宅、店舗、集会所等)
住宅形式 平均面積	1K-3DK 31㎡-71㎡	1DK-2LDK 37㎡~54㎡
階数	7・14・15階	8・9・14階
家賃 (公益費)	54,000-125,800円 (2,620円)	76,200-118,700円 (3,900円)

表 3-4：対象団地所在地区の外国人率変化(%)

外国人率	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
芝園町	2.22	8.98	20.30	31.07	45.05
大島4丁目	0.71	1.22	4.15	10.88	15.15



図 3-1 芝園団地の地図

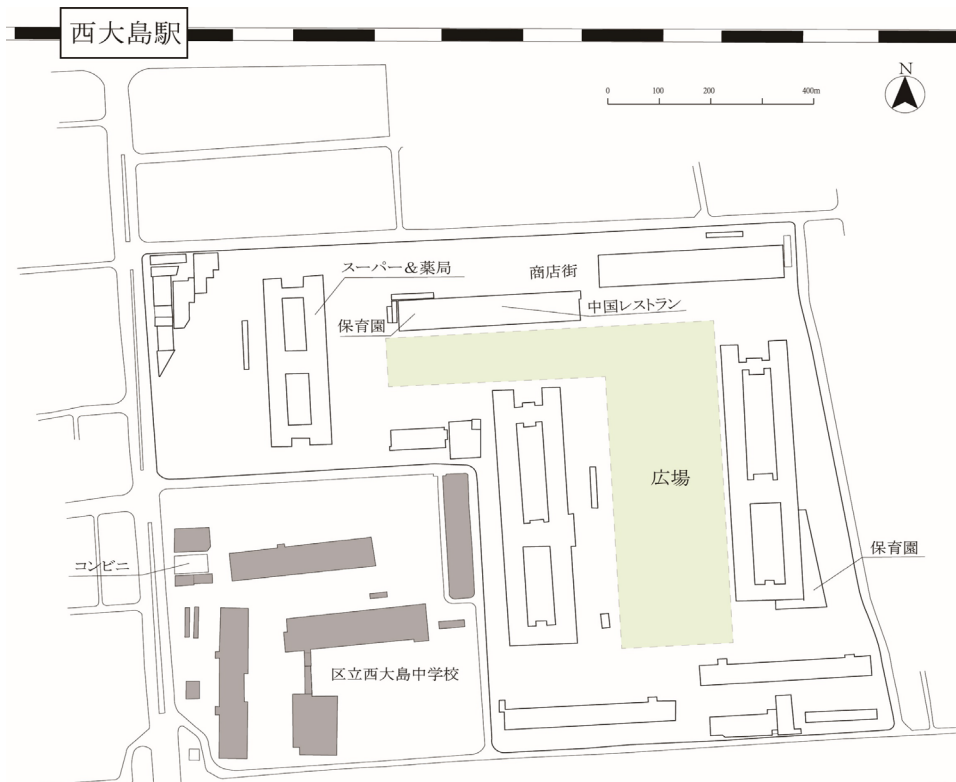


図 3-2 大島四丁目団地の地図

### 3.2.4 住民インタビュー調査の実施概要

まず、芝園団地と大島四丁目団地の中国籍外国人の居住理由や生活実態を明らかにするため、両団地に居住する中国人にインタビュー調査を行った。調査概要は表3-5の通りである。2020年7月から12月に、両団地に居住する中国籍住民10名に対して実施した。調査対象者は、筆者の都内IT会社勤務の複数の知人から紹介された居住者や、更に調査を行った住民から次の住民を紹介してもらう方法を採用し、選出した。10名中1名のみ団地エリアをカバーするSNSで協力を呼びかけた対象者である。これまでの類似研究の調査協力者は、調査などに積極的に協力する住民や、団地内組織に積極的に参加する住民が殆どであったが、今回の対象者は仕事関係や居住での交友関係の中から紹介された住民であり、必ずしも積極的に地域と関わる住民、団地活動に関心を持つ住民とは限らず、一般的な外国人住民の生活が反映できると考えられる。

面接形式は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、オンラインによる一対一の個人形式で実施し、所要時間は1人あたり30分から1時間程度であった。質問は半構造化面接法で、より正確に内容を理解するため、対象者の母国語である中国語で調査を行った。はじめに回答者自身の職業や在留資格、学歴などの個人属性に関する質問を行い、次に来日の時期や期間、来日理由、団地の居住歴、生活の状況やコミュニティとの関係について質問を行った。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、現地を訪問しての調

表 3-5 中国籍団地居住者へのインタビュー調査概要

団地	芝園団地	大島四丁目団地
時期	2020年7月、11月、12月	
対象者	団地に居住するホワイトカラー層中国人 ・IT企業に勤務する中国人や団地居住経験者の紹介により選定 ・団地エリアをカバーする中国人SNSで協力者を募集	
対象者数	6名	4名
形式	オンラインによる個人形式	
質問項目	・個人属性：年齢・性別・在留資格・職業・家族構成・学歴・日本語能力等 ・来日：時期・期間・理由 ・居住歴：団地居住期間、以前の居住地 ・居住実態：間取り、人数、入居理由等 ・コロナの影響 など	

査が困難であったことから、居住実態に関する質問では、調査者が間取り図を用意して室内配置の説明を受けた。一部の対象者からは室内写真の提供があった。

また、団地への中国籍外国人入居の背景には、勤務する企業が団地と社宅契約を結び、入居しているケースがあったことから、社宅利用の場合の入居プロセスを把握するため、中国籍外国人を雇用するIT会社で勤務する人事担当者とIT会社事務経験者に、IT技術者の居住に関して追加の聞き取り調査を行った。

更に補足情報として、第四章の市民団体のインタビュー調査を兼ね、芝園団地で多文化共生活動を展開している学生団体「芝園かけはしプロジェクト」の代表に団地内の多文化共生交流活動の実施状況などについてインタビュー調査を行った。

### 3.2.5 住民インタビュー調査対象者の属性

今回調査対象者の概要は表3-6の通りである。年齢は30代前後～40代前半で、全員が大学又は大学院を卒業している。男性は全員がIT企業従業員で、女性は配偶者がIT業や貿易の仕事に従事している。勤務地は全て東京都であるが、一時的に神奈川県で勤務した対象者もいる。在留資格は「人文国」、「高度専門職」、「家族滞在」が殆どで、世帯年収は一部無回答もあったが、「高度専門職」の査証は800万円の条件があることから、一部の対象者の年収は600万～800万以上だと考えられる。日本での滞在年数は4年から16年である（S2とS4は数年間中国に帰国した経験があるため、滞在年数は累積年数となっている）。日本語レベルは日本語能力試験の結果で分類し、N1は最上級となる。N2レベルの2人は日本語でコミュニケーションを取るのが難しいと述べたが、他の8人は日常生活や仕事で日本語を頻繁に使用し、ビジネスレベルに達していると自己評価している。サンプル数は少ないものの、高度専門職に関する既往研究で考察した外国人住民属性の年齢層、学歴とほぼ一致している。また、芝園団地住民の在留資格は、既往研究<sup>9)</sup>から十年以上を経たことで、住民在留資格は変化する可能性があり、在留資格制度も改正したため、在留資格は永住者と特別永住者はおらず、異なる特徴が確認された。しかし、既往研究<sup>10)</sup>の在留資格とほぼ一致しており、今回のインタビュー調査対象は代表的な事例だと思われる。

さらに、高学歴技術職の属性の外国人が団地での急速な集住の背景を把握するため、団地への入居理由を尋ねた。S2、S3、S6、03、04が、「UR団地は入居がしやすい」「賃料が安い」を入居の理由にあげた。S3と01の2人は、「会社の寮」や「会社が安く契約できる」を入居の理由とした。一方、中国人コミュニティを目当てに入居したのはS4とS5で、「友人の繋がり」で入居したのは03の1人だけであった。公的団地の入居のハード

ルの低さや会社との関係が入居理由としてあがった一方で、第二章の調査で、管理者側が指摘した入居理由の「外国人のコミュニティが出来ている」は、高学歴技術職の場合、一番の入居理由とはなっていないと推察される。調査対象者の半分は日本の大学や大学院を卒業し、日本で就職している。その他、中国の大学の「双学位」プロジェクトで日本語専攻とコンピューター関係の専攻を卒業し、派遣会社を経由してIT技術者として来日したり、中国で仕事の経験を積み、知人の紹介で来日したりするケースがあった。

表 3-6 調査対象者の概要

事例	団地名	年齢	性別	学歴	日本語レベル	在留資格	来日年数	団地居住年数	以前居住地区	部屋タイプ	居住人数と居住属性	職業	入居理由
S1	芝園団地	20代後半	女性	日本の大学	N2	家族滞在	11年	4年	東京の民間賃貸	2DK	夫と子供(3歳)	アルバイト	子供ができたため、広めの部屋に住み替え
S2	芝園団地	30代前半	女性	日本の大学院	N1	家族滞在	7年	2年	大阪の民間賃貸	2DK	夫と子供(3歳)	アルバイト	URの審査が早い、安い
S3	芝園団地	30代前半	男性	日本の大学院	N1	人文国	7年	3年	東京の民間賃貸	1DK	単身者	IT業(派遣)	礼金、敷金なし、会社を通してUR団地と安く契約できる
S4	芝園団地	40代前半	女性	日本の大学院	N1	経営	16年	5年	中国国内	2DK	夫と子供2人(小学校と幼稚園)	会社経営	中国人向けの仕事しており、人脈が作れる。子育ての情報が多くて便利
S5	芝園団地	30代後半	男性	中国の大学	N1	人文国	7年	6年	東京の民間賃貸	3DK	妻と子供2人(10歳息子と4歳娘)	IT業(派遣)	家族は日本語わからないから、ここで住むと安心できる
S6	芝園団地	30代前半	男性	日本の大学院	N1	高度専門	11年	1カ月	東京の民間賃貸	3DK	単身者	IT業(正社員)	在宅勤務後、もっと広く、安い部屋に転居したい
01	大島四丁目団地	30代前半	男性	中国の大学	N1	人文国	6年	6年	中国	2DK	単身者(03と同居)	IT業(派遣)	会社の契約寮
02	大島四丁目団地	30代前半	男性	中国の大学	N1	高度専門	6年	4年	東京の会社寮	2DK	妻と子供(3歳)	IT業(正社員)	中国人向けの不動産で情報をみた
03	大島四丁目団地	30代前半	男性	中国の大学	N1	人文国	8年	2カ月	東京の民間賃貸	2DK	単身者(01と同居)	IT業(派遣)	友人がいる、安い
04	大島四丁目団地	40代前半	男性	中国の大学	N2	人文国	4年	2年半	東京の民間賃貸	3DK	妻と子供(9歳)	IT業(派遣)	前の住居と近い、家賃は安い

### 3.2.6 新たな属性の外国人の公的住宅団地への入居経緯

前節で述べたような近年の団地での急速な集住の背景を把握するため、団地への入居理由を尋ねた結果、会社と契約して社宅として入居する住民がいることがわかった。このような外国人住民は直接中国から来日し、日本語、日本文化に対する理解程度が低く（図3-3）、団地のトラブルと関連する可能性がある。そのため、具体的な入居経緯を考察する必要がある。

このように直接中国から仕事で来日した経緯を明確にするために、IT会社の雇用の仕組みや、外国人住民が入居するまでのプロセスを関係者にインタビュー調査を行った。IT派遣会社の事務職経験者と人事担当者への聞き取り調査の結果をまとめる。日本では、一般IT会社に中国人IT技術者を紹介して派遣するIT会社が存在している。このような会社はIT会社と称しているが、実際の業務内容はIT技術者の派遣である。このような会社をここでは派遣会社と定義し、IT技術者がこのような派遣会社を通して団地に入居するプロセスについて、図3-4にその概要を示す。派遣会社が不動産の仲介を経てURと法人契約をしており、初めて来日した中国人に社宅として団地住戸を提供する場合や、派遣会社を通してURと安く契約するケースもある。それで、来日した中国IT技術者は派遣会社が提供する公的団地に入居する。会社が社宅として借りる以外には、会社を通してURと契約する時は、家賃などを安く契約できるメリットがあるため、会社を通して契約するIT技術者もいる。

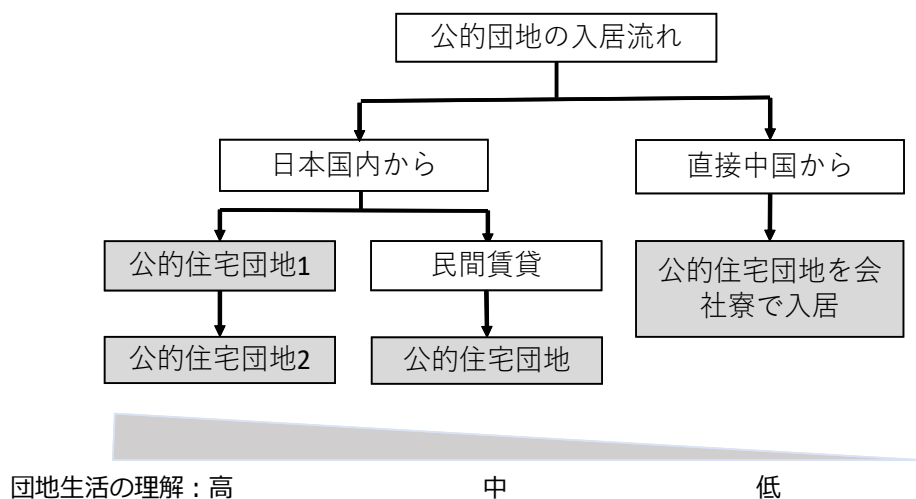


図 3-3 公的団地に入居する類型及び団地の理解程度

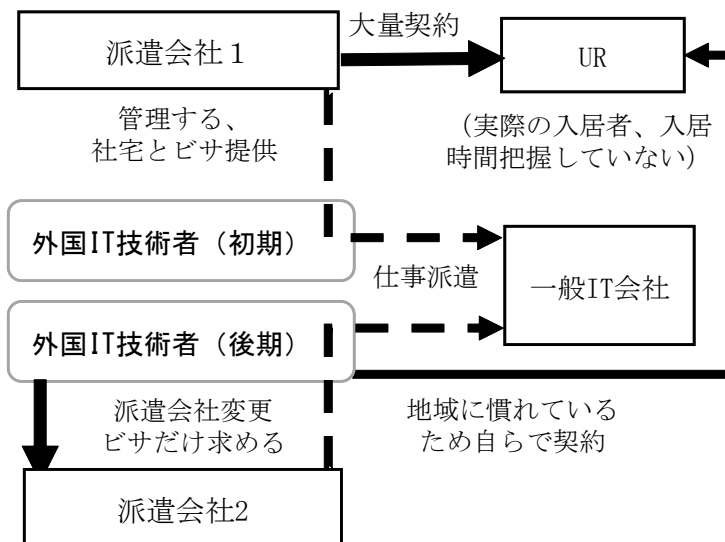


図 3-4 中国から派遣会社を通じた団地入居の流れ

外国人向けの不動産仲介だけでなく、家具や家電も派遣会社と契約する業者が存在し、会社が最低限の家具と家電を提供する場合もあるため、エスニック・ビジネスがなり立っている。最初は数人でルームシェアすることもあるが、法人契約のため団地管理者は、部屋の入居状況は把握していない。日本の団地生活ルールやゴミルールは会社が責任を持って教えることになっているはずだが、実際はゴミ分別の説明を渡すだけとなっている。

来日して一定期間が経過すると、日本の生活に慣れたIT技術者は、よりよい待遇を求め、同じIT会社に勤務したまま派遣会社を変更することもある。その際、地域に慣れた人は、URと直接契約し、同じ団地に住み続けることもあるが、周辺の民間賃貸住宅と契約することもある。

このような派遣会社の存在は、団地に外国人が集まる要因の一部であることに加えて、待遇の異なる派遣会社が複数あることが住み替え周期の短さにもつながっている。一般IT会社の正社員と違って、派遣会社と契約をしているIT技術者は、仕事のプロジェクトによって、勤務場所が変わる。派遣会社は毎月IT会社と人材の派遣/委託/請負の契約をするため、IT技術者は最短1ヶ月間で仕事場所を変更されることがある。そのため、住宅を選ぶ時には交通の利便性が重視される。

関係者によると、一般IT会社が派遣会社を介して外国人IT技術者を雇用する理由は、外国人の査証申請手続きや保険、年金などの加入責任は取らなくていいこと、及びプロジェクトごとに雇用できることである。そのため正社員より多めに給料を出してでもこ

のような雇用形式を取っている。これらの派遣会社の存在は、団地に外国人が集まる要因の一部であることに加えて、仕事場が不安定性であることから雇用形態が住み替え周期の短さにも繋がっていると考えられる。

このように公的住宅団地の外国人住民としたIT技術者たちと、従来型の外国人住民の大きな属性の差異が確認できた。日本の大学などを経験して日本語、文化に慣れた外国人住民もいれば、直接中国から仕事しにくる住民もいる。直接的にくる外国人住民は日本の生活習慣、文化になれていないまま団地に入居する。雇用先は生活支援を行う責任があるが、実際には実行されないことが多い。トラブルが発生すると、居住する団地に対応を任せている状況であると思われる。そのため、団地内の生活実態を考察する必要がある。



### 3.3 団地組織、地域活動、コミュニティでの課題

社宅として公的団地に入居した外国人住民の入居経緯を把握することで、外国人住民の雇用制度による団地居住の課題を明らかにした。直接来日した場合は雇用先が日本の生活になれるように責任を持つべきであるが、実際は管理しきれない部分が多く、トラブルは居住現場に任せていることが確認された。また、既往研究で明らかにした従来型の外国人属性と比べて、本章で考察する外国人住民属性は日本語能力、在留資格や職業が大きく違うことが分かった。そのため、新たな外国人集住団地では団地生活に関する課題も違うことが推定され、新たな類型の外国人住民が団地内の居住実態と課題を考察する必要がある。

#### 3.3.1 団地内情報の獲得方法

管理者が実施している「生活ルールの周知」、「通訳配置」を利用した外国人住民はいないことがわかった。また、実施された多言語化による「掲示・警告」についても、両団地の住民とも、団地内の掲示や警告を確認しない傾向があった。確認しない理由を尋ねると、O3は「何が大事なことがあったら投函されるから大丈夫です」と回答した。管理者の情報交換の方法を通じた情報獲得に消極的な意向を示している。

団地内の情報などを知る方法としては、芝園団地の外国人住民の多くは中国人のSNSのチャットグループがあげられる。S2だけがポスターを見かけて団地内の多文化共生活動に参加した経験があった。S3は活動に直接日本人から誘われた経験もあった。また、筆者が知人から大島四丁目団地内も外国人住民のSNSチャットグループの存在を聞いたが、大島四丁目団地の調査対象者からは確認できず、「団地内の情報を知る方法がない」との回答を得たことから、より消極的な交流姿勢が見える。

#### 3.3.2 自治会への参加状況と課題

対象者は全員、団地内の「自治会」の存在を知っていた。知ったきっかけは直接の勧誘や団地内の広報誌である。しかし、自治会の加入状況と理解程度は両団地で大きな違いがある。自治会に加入しているのはS4とS5だけで、加入した理由は、S4は「自治会に知り合いの日本人がいる」、S5が団地内で直接勧誘されたことと、「居住期間が長いから、加入した方がいい」をあげた。居住期間1ヶ月と短いS6以外の対象者は、自治会の活動や団地内の多文化共生活動の様子をある程度聞いたことがあり、S1とS6以外の対象者は、団地内の活動に参加したこともある。「自治会活動を手伝いたいですか」との質問に対して、S3は自治会で深い付き合いがある日本人がいるため、自治会活動を手伝った

経験があり、S4、S5、S6は「必要があれば、手伝いたい」と回答しており、芝園団地に居住する対象者は高いコミュニティ意識を持っている。

これに対して、大島四丁目団地では、自治会の存在を知っていても加入する人はおらず、自治会の加入意味や団地内活動の存在を知らない。また外国人を対象とした多文化共生の取り組みも行われていないため、コミュニティ活動に触れる機会が少ないと推察される。「自治会活動を手伝いたいですか」の質問では、04が「手伝えるが、日本語でコミュニケーション上手く取れない」と答えた以外には、全員「仕事で忙しいので、手伝えない」と答えた。日本語には不便がなくても、文化の違いで日本の自治会に対する理解が欠けていることが推測される。

### 3.3.3 団地内の付き合い状況と交流実態

日本人との交流願望についての質問は、在日期間が長く、日本語能力が高いほど団地内の日本人との交流願望が低いことがわかった。事例S2と04は「日本人と交流したいが、団地の高齢者より若い人と交流したい」と回答している。それ以外の対象者は、団地内の日本人との交流願望はない。その理由として、「会社の日本人と交流すれば十分」や「興味がない」があげられた。地域の繋がりより社会の繋がりを重視していることがわかった。

しかしながら、この結果に対して、芝園団地のかけはしプロジェクトの代表者が提供した資料では、2019年にURと自治会が実施した「地域コミュニティに関するアンケート」の質問「異なる国籍の住民と交流や関わりを持ちたいですか」で外国人回答者78人の8割が「思う」「やや思う」と肯定的に回答したのに対して、日本人は「思う」「やや思う」と回答したのは157人中の2割程度であった。日本人は外国人住民との交流に消極的である一方で、肯定的な回答をした外国人が多かった。その理由が外国人の回答者が団地活動にある程度興味がある人に限られているためなのか、今回の調査対象者が団地内の日本人と交流願望がないためだけかを明らかにすることは、今後の課題にしたい。

対象者の団地内の付き合いの状況を表3-7に示す。殆どの対象者は日本人と深い付き合いがない。日本人と深い付き合いのあるS3は、体育活動に参加したことがきっかけで、日本人と知り合いになった。付き合いの深い日本人は多文化共生の意識が高い自治会メンバーである。S4とS5が浅い付き合いを持つ日本人はいずれ団地内の店舗経営者や隣人であり、挨拶するまでの付き合いである。04は子供を経由して団地内の日本人との付き合いがある。家族構成から見ると、S2を除いて、単身者と子育て世帯では全体の付き合い状況が異なる。単身者では、団地内の知り合いは、ほぼ仕事の付き合いを通じた知り

表 3-7：団地内の付き合い状況

事例	中国人		日本人	
	浅い付き合い	深い付き合い	浅い付き合い	深い付き合い
S1	10人以上	5人		
S2	2～3人		1人	
S3	2～3人			1人
S4	50人以上	7～8人	10人前後	
S5	70～80人	5～6人	10人以上	
S6	1人			
01	2～3人			
02	7～8人			
03	2人			
04	5人	3人	1人	

合いであった。一方、子育て世帯では、仕事の繋がり以外に、子供を経由して他の親と知り合いになることが多い。S4は団地活動を通じた知り合いや団地の子育て世帯チャットグループの知り合いがいる。

芝園団地の子育て世帯全員が中国のSNSのママ友のチャットグループに入っており、日常の情報交換や交流活動を行っている。聞き取りによると、ママ友以外にも、生活全般の情報交換、中古品売買、野菜まとめ買い、料理交流などのチャットグループが存在している。大島四丁目団地でも似たようなチャットグループが存在しているという情報があるが、今回の大島四丁目団地の調査対象者は全員男性であり、チャットグループへの関心を確認できなかった。外国人住民は子育てと仕事での繋がりが多く、若い外国人住民と団地内の日本人高齢者とはほぼ日常の付き合いがないことがわかった。

#### 3.3.4 地域活動への参加状況と参加意欲

地域活動への理解と参加について、質問を行った。芝園団地では居住期間が1ヶ月と短いS6以外の対象者は、自治会の活動や地域活動のある程度聞いたことがあり、S2、S4、S5は芝園団地で行われている多文化共生の活動の参加経験があり、S2は1回、S5の配偶者は地域の日本語教室に参加している。S3は地域で開催した体育活動にも参加した。それに対し、大島四丁目団地では多文化共生活動が行われておらず、住民全員が多文化共生活動を含めた、地域活動については知らないと回答しており、コミュニティ活動に触

れる機会が少ないと推察される。その差異は、芝園団地での学生ボランティア団体の多文化共生活動に自治会が積極的に協力した結果だと考えられる。芝園団地での活動の存在を知るきっかけとしては、S1、S2は「掲示を見た」、S3は「知人の日本人に教えられた」、S4、S5は「SNSの公式アカウントや、チャットグループで見た」と回答した。学生団体の代表者によると、活動の主な発信手段は自治会の多言語広報誌（日本語、中国語、英語）への掲載や、ポスターの掲示などがある。また、若い年齢層の外国人住民、特に中国人住民に発信するために多くの中国人住民が使うSNSに公式アカウントを開設し、イベント、ワークショップに関する情報や、生活に必要な情報を発信している。更に、SNSのチャットグループでも中国人住民と情報交換を行っている。外国人住民が慣れた方法での情報発信は効果があると考えられる。

団地内に外国人を対象とする多文化共生活動や地域活動が存在していることを前提として、対象者に団地内の活動への理解と参加意欲から分類を行った(表3-8)。活動に対する認知状態(知っている/知らない)に関わらず、活動に関心もなく、まったく参加しない人を「無関心型」；認知状態と関心を問わず、積極的には参加しないが、誰かに誘われたら参加する人や、時間があれば、単発で参加する人を「試す型」；認知状態には関わらず、団地内の活動に関心を持ち、自分が興味のある活動だけに参加したい人を「特定参加型」；多文化共生の取り組みを認知していて、関心があり且つ積極的に参加したい人を「積極的参加型」に分類した。

無関心型から積極参加型にむかって、団地内活動への参加意欲が高いタイプとなる。単身者(S3 S6 01 03)は子育て世帯より交流姿勢は消極的であり、興味のある特定の活動以外には活動への理解も参加意欲も低い。半数以上の対象者は何らかの参加意欲があっ

表 3-8：住民の活動参加タイプ

類型	調査対象者	特徴		
		知っている	関心がある	参加したい
無関心型	S1 01 02 03	○/×	×	×
試す型	S2 S5 04	○/×	○	△
特定参加型	S3 S6	○	○	△
積極参加型	S4	○	○	○

たが、多文化共生の取り組みが実施されている芝園団地は、実施されていない大島四丁目団地より、「無関心型」の住民が少ない上に、「特定参加型」と「積極参加型」は全員芝園団地の居住者で、芝園団地の居住者は活動に対する理解と参加意欲が高い可能性がある。「無関心型」は4事例に留まり、半数以上の住民は団地内の活動に参加する可能性を示している。

### 3.4 外国人住民による空間利用の実態と課題

前節で外国人住民は団地内活動への参加状況と団地内の付き合い状況を明らかにして、団地内の外国人を対象とするソフト面の取り組みの施策効果を検証した。本節では外国人住民が団地内の空間と施設の利用状況から、ハード面の利用でのトラブル発生の可能性など、ハード面に関する課題を明らかにする。

#### 3.4.1 住戸内の居住実態

対象者が住戸内の使用特徴を明らかにするために、住戸内の居住実態について調査を行った。居住で発生したトラブルについて聞いたところ、団地内でトラブルを起こした自覚のある人は殆どおらず、S1 とS5だけが子供の室内で走る音で下階と騒音トラブルがあった。

表 3-9 住戸内の居住実態

事例	家族構成	寝室	空間的な変更	母国文化の装飾	食事	就寝	空間設備の不満
S1	子育て	洋室	床全体ジョイントマット、襖を取り外す	ない	テーブル	ふとん	防音性が良くない
S2	子育て	和室	ない	ない	テーブル	ふとん	部屋が狭い
S3	単身者	和室	ない	ない	テーブル	ふとん	換気扇古くて料理の匂いが排出されない
S4	子育て	和室	ない	中国祝日の飾り、キャラクターぬいぐるみ	テーブル	ふとん	部屋が狭い、オートロックがない
S5	子育て	和室	ない	中国祝日の飾り、国旗	テーブル	ふとん	和室で、部屋が古い
S6	単身者	洋室	ない	ない	テーブル	ベッド	浴室の設備が古い
01	単身者	和室	ない	ない	ローテーブル	ふとん	防音性が良くない
02	子育て	洋室1 和室1	ない	ない	テーブル	ベッド	ない
03	単身者	洋室	ない	ない	ローテーブル	ふとん	部屋が狭い
04	子育て	和室	ない	ない	テーブル	ふとん	防音性が良くない、浴室に窓がない

また、居住年数の長さにかかわらず、殆どの住民が部屋に手を加えずに、そのまま居住している。S1は表3-9のように、唯一部屋に手を加えており、下階の住民と騒音のトラブルがあったことから、防音のために部屋の床全体に発泡スチロール製のマットを敷き詰めている。改修とまでいかないが、居住期間の長い世帯が、部屋に母国文化の装飾をしている（S4及びS5）。

家族世帯が多く、部屋にダイニングがあるため、テーブルを置く空間は十分にあることから、食事にローテーブルを使うのは01と03だけだった。中国では床に寝る習慣はないが、殆どの調査対象者は、和室に布団を敷いて就寝している。理由としては、「幼児がいる」、「今後の引っ越しのために大きな家具の購入を避けたい」がある。長期居住を予定せず、一時的な生活場所として入居している場合、「ふとん」での就寝を選択している。サンプル数が少ないが、ベッドを使用2事例（S6及び02）は、どちらも正社員で、在留資格は「高度専門職」である。雇用が安定していて、長期滞在を予定しているため、大型家具の購入に繋がっている可能性がある。

団地の空間と設備に対する不満は、「部屋が狭い」、「防音性」、「設備が古い」があがったが、ほぼ全員が「家賃を考えれば仕方ない」、「家賃と大きさを考えたら、多少古くてもいい」とコメントとしており、団地の住戸内環境に対する不満は大きくない。また、騒音以外の団地トラブルは報告されていないが、団地を一時的な住所として捉えているようである。

#### 3.4.2 住棟内共用部の利用と表出

住棟内の共有部の利用については、S2が子供用自転車を廊下に置く以外に、荷物を置くことは殆どない。子供用自転車を置く理由を尋ねると「部屋が狭く、廊下に凹む部分があった。子供自転車を置くことは邪魔にならないと思います」と回答した。それは現地調査で確認した状況とほぼ一致している。現地調査した他のブルーカラー層団地と比べて、共用部の廊下や階段室に荷物を置くことはそれほど多くなかった。しかし、芝園団地は他の首都圏の公的住宅団地と比べて廊下に子供用自転車を置く住戸は多数見られたが、同じく調査をした大島四丁目団地では殆ど子供自転車を廊下に置くことが殆どない。その理由は、団地共用部の空間設計による占有の行為が発生すると考えている。また、外国人住民が子育て世帯が多いため、室内の空間不足も考えられる。このような共用空間占有は、外国人住民は、共用空間の占有として認識していないことがわかった。

芝園団地と大島四丁目団地とも大型団地で、片側廊下型の設計となり、同じ設計の廊下が長く続いている。自宅を間違えやすいことを想定して、対象者に自宅を識別する方



図 3-5 芝園団地の共用部に置く子供自転車

法も尋ねた。その結果、部屋番号で自宅を識別する人が殆どである。それ以外に、S2が廊下に置く子供用の自転車で自宅を分別することがあるが、殆どの外国人住民は廊下での表出はない。調査対象の中で自宅を間違った住民もいる。表出の少なさからも定住性の低さを窺える。

また、今回の調査は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、インタビュー調査で外国人住民の記述による住戸内と住棟内の利用状況となり、住戸内の現地調査ができなかったため、具体的な住戸と住棟内調査を今後の課題にとしたい。

#### 3.4.3 団地と地域で利用する生活施設

また、団地と地域の空間と施設に関する利用についても質問を行った。ゴミ捨てに関しては、全員が「ゴミルールを守ることは難しくなく、過去も現在も自分は正確に捨てられる」と回答した。前述したような入居説明の不足があっても、ゴミ捨ては問題になっておらず、共用空間の占有もないと全員が述べた。その結果に関し、芝園団地で活動する学生団体の代表者に団地内のゴミ問題や、共用空間占有の存在を確認し、更に両団地の現地調査でも生活ルールに関する多言語化した掲示と警告を確認できた。前節の空間占有に関する認識の違いを含めて考えると、団地内の違う属性の外国人住民で起こしたトラブルの可能性もあれば、日本人と外国人がトラブルに対する認識上の違いが存在する可能性も高い。具体的な理由は今後の課題にしたい。また、全員が殆ど団地内の共



有施設の集会所を利用する経験がない、前章のアンケート調査と既往研究の結果と一致していることがわかった。住民属性を問わず、外国人住民は集会所を利用しない傾向が確認された。

表 3-10：団地内施設の利用状況

事例	日常的な利用場所		定期的な利用場所	
	スーパー コンビニ ドラッグストア	広場 子供遊び場	中国食料店	中国レストラン
S1	◎	◎	○	○
S2	◎	○	○	△
S3	◎		△	○
S4	◎	◎	○	◎
S5	◎	◎	◎	◎
S6	◎		◎	○
01	◎		△	
02	◎		△	
03	◎	○	△	
04	◎	△	△	

◎週数回      ○月数回      △数カ月1回

日常的・定期的に利用する生活施設を表3-10で表す。両団地とも団地内にスーパーがあり、全員が日常的に利用している。子育て世帯は、団地内の広場や子供遊び場で子供の遊びの見守りを行うことが多い。子育て世帯である02は普段育児に参加しないため、利用していない。単身者は03だけが団地内の広場を散歩で利用すると回答している。

定期的にご利用する生活施設では、中国系食料品店とレストランの利用について、二つの団地で異なる結果となった。芝園団地では、空き店舗になった団地内商店街に中国の食料品店や中国のレストランが次々に出店し、中国籍住民にもよく利用されている、利用頻度は、少なくとも2ヶ月～3ヶ月に1回程度である。食料品の購入や食事だけではなく、情報交換の場にもなっている。特にS4とS5は中国のレストランを友達と集まる場として利用している。その一方では、芝園団地の関係者からは「中国人住民が利用する店舗は日本人がほぼ利用しない、日本人住民が日常に利用するレストランがあって、そこには中国人住民は殆ど入らない」といった情報もあった。また、日本人が日常に利用するレストランも店主の高齢化で閉店したといわれ、日本人間で日常的に交流できる場所が失

われつつある。

大島四丁目団地にも中国レストランはあるが、今回の調査対象者は、全員「味に不満があるためほぼ利用していない」と回答している。中国食料品店も団地内に一時的に出店していたが、閉店したため、団地から徒歩15分以上かかる亀戸駅近くの中国食料品店が利用されている。大島四丁目団地内の中国系施設は、芝園団地のように頻繁的に利用されてない。中国系店舗が理由で入居した住民はいないが、集住によるエスニック・ビジネスが存在していることを確認した。

外国人居住者の視点からは、既往研究と第二章で指摘されたような外国人の入居による団地利用のようなトラブルは見られないが、空間占用やゴミ捨てに関する認識の差異が存在する可能性がある。また、全体的に子育て世帯は育児行為のために単身者より団地内の施設を利用しておち、その場合は日本人住民が高齢者である状況では、外国人の子育て世帯と若い単身者とも団地内の利用での日本人住民との接点がないことを確認した。

### 3.5 新たな外国人集住団地における課題

#### 3.5.1 生活トラブルの発生と定住意向

調査対象者から伺った範囲ではS2、S5は騒音トラブルがあった以外には、自覚のあるトラブルはないと考えられる。ごみ捨てのルールを尋ねたところで、全員ごみルールに関して正確に捨てる自信があると回答していた。「ごみルールは簡単です」、「困ったことはない」などの回答があった。前述のような共用部の占有はトラブルではないと考えていることを伺えた。

団地での定住意向についても質問した。その結果を表3-11に示す。全体的に定住意向は低いことがわかった。一般に中国人は、子どもの進学を重視し、持ち家志向が高く、子どもの進学や家の購入のために引越しを考える人は多い。団地は一時的な住まいととらえていることがわかる。

表 3-11：団地での定住意向に関するコメント

- |  |
|--|
| <p>s1：住み続けますが、家を買ったら引越しするつもりです。</p> <p>s2：子供教育のためにお金貯めたら引越しするつもりです。</p> <p>s3：日本のIT業の発展が良くないですから、2~3ヶ月後に帰国する予定です。もし帰国しなかったら住み続けます。</p> <p>s4：子供の進学のため、1~2年後に引越しするつもりです。</p> <p>s5：子供の進学のため、2~3年後で引越しするつもりで、家を購入する予定があります。</p> <p>s6：家を買ったら引越しするつもりです。</p> <p>o1：今の段階は住み続けますが、結婚したら家を買って引越しするつもりです。</p> <p>o2：引越しするつもりがなく、住み続けます。</p> <p>o3：1~2年後に引越しするつもりです。もっと施設のいい新しいマンションに住みたいです。</p> <p>o4： 引越しのつもりがなく、住み続けます。</p> |
|--|

#### 3.5.2 家族の呼び寄せと課題

団地に居住するホワイトカラー層中国籍外国人には、子育て世帯が多いことから、育児支援の状況についても質問した。中国では祖父母が子育てに手伝う習慣があり、今回の調査を通じ、祖父母の来日が両団地で確認できた。

調査対象者の中で子育て世帯である6世帯のうち5世帯は、出産、孫の世話、孫に会う

ためなどの理由で、比較的長い期間、祖父祖母が日本に滞在したと回答している。祖父祖母の来日経験のない04も、もともと祖父祖母の来日を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で来日できなくなり、すべての子育て世帯が祖父祖母の滞在を検討していたことがわかった。

02以外の対象者の祖父祖母の来日期間は1ヶ月～3ヶ月で、「親族訪問」や「観光ビザ」の短期ビザを取得し、来日期間中は対象者家族と一緒に居住していた。祖父祖母の滞に関して、S5は「芝園団地と周辺の病院などでは言葉の不便もなく暮らせる」、S2は「親は日本の部屋が狭く感じるから1ヶ月間で帰国した」と祖父祖母の日本での生活の様子を回答した。

02の祖父祖母の滞在期間は最も長く、子供が生まれた時から、対象者か配偶者のどちらかの親が、3ヶ月～6ヶ月交代で来日し、孫の世話をしているという。02の祖父祖母の在留資格は高度人材の「親の帯同」で、外国人登録もしており、社会保険にも加入している状況である。団地内の住戸に空きがなかったため、祖父祖母用に近隣の賃貸住宅を借りたが、団地に広場や子供の遊び場があるため、育児行為は団地内で行っている。「団地内に中国人が多いので、親にとっては不便がないと思う」と対象者が述べているが、過去の団地居住者によると、日本語が話せず、日本の文化にも詳しくない祖父祖母の生活範囲は団地内に限定されており、地域社会とは繋がりのない状態である。団地内の生活ルールやマナーを理解する機会も少なく、親族の来日は団地のトラブルに繋がっていると推察される。

### 3.5.3 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の生活への影響については、3人がコロナで収入が減少したと回答している。S2は新型コロナウイルス感染症の感染リスクを懸念し、アルバイトをやめたため、収入が減少した。S5は新型コロナウイルス感染症で給料が減少したため、転職したと回答している。04は新型コロナウイルス感染症で収入がやや減少した。他の対象者は、新型コロナウイルス感染症による収入への影響は見られなかった。ほとんどの対象者が、収入減少より、自分や家族の感染に対する不安や、帰国が困難になることを懸念している。リストラや生活困窮の問題まではみられず、現状は比較的安定した生活を送っている様子であった。

### 3.6 小括

本章では、首都圏の外国人が集住する公的住宅団地での外国人住民を対象とするインタビュー調査を通して、新たな類型の外国人住民の属性と団地での生活実態、課題を明らかにした。既往研究では、従来型の外国人住民は国籍別からみると以下のような属性の特徴を持っている。在日コリアン団地の住民は日本人住民と同じく高齢化しており、戦前から集住が始まった。この地区に位置する団地では貧困や差別、孤独化などの課題がある。南米系団地の住民は40代～60代で、居住期間は10年前後で長期在留資格を持って、日本語能力は低く、製造業に従事する、団地に定住性が高い住民が殆どで、団地の課題として、団地生活トラブル、子供不就学、失業、一部の高齢化孤独化及びコミュニティへの不参加があげられる。東南アジアと中国帰国者が居住している団地では南米系団地と類似な住民属性である。住民の年齢層は40代以上であり、長期の在留資格を持ち、製造業に従事し、日本語能力が低く、定住時間が長い外国人住民が居住している。これらの団地は郊外団地であり、外国人住民の集住による生活トラブルの発生、団地コミュニティ不参加や子供の教育などの団地課題がある。

従来型の外国人住民の属性と違い、新たな類型の高度技術職の外国人住民とその家族はIT業に従事する人が多く、収入は比較的が高く、高学歴、日本語能力も高い。しかしながら、在留資格は中期在留がメインとなっており、雇用形態でも不安定な要素が多いため、郊外団地ではなく交通利便性の高い公的住宅団地に居住している。年齢層は20代後半から40代前半となっており、核家族世帯と単身者世帯両方存在している。子育て世帯での子供は未就学児が多い。日本で滞在する平均年数は10年以内で、団地の居住期間も平均で3年に達していないことを確認した。これまでの外国人集住団地と比べて、住民属性は大きく異なることがわかった。

また、外国人住民視点から団地内の取り組みの実施効果を検証した。管理者調査での結果は、住民に対する取り組みは主に警告、掲示などの多言語化が挙げられ、効果は良くないと指摘した。このような団地生活ルールの周知、多言語化の警告・掲示、通訳配置の施策は今回の調査対象にとっては効果がない施策であることが確認された。本章の調査対象となる外国人住民は日本語能力が高く、このような言語対策の取り組みは外国人対応の基本策で、この類型の住民属性には効果が薄いと考えられる。これらの住民属性に応じた施策は今後必要とされる。また、外国人住民に直接勧誘や伝えることによる団地内の活動に参加することが多いことから、対面の情報伝達も有効な情報交換の方法となっている。外国人住民が慣れている情報のネットワークと情報交換方法が存在して

いることが確認できた。

トラブルの発生については、芝園団地の関係者による、室内騒音、ゴミ問題、外国人住民が夕食後に共用空間で散歩する習慣から起こる夜間のアクティビティによる住戸外騒音トラブル、共用部占用や、料理を作る香辛料の匂いのようなトラブルがある報告があった。だが、今回の調査では外国人住民の視点からは発生したトラブルは殆どなく、下階の住民とちょっとした騒音トラブルがあった程度であった。トラブルの理由は、管理者調査で「言葉通じずコミュニケーションできない」ことに起因すると前章で明らかにしたが、新たな類型の外国人住民の日本語能力は高いことを考えると、言葉がトラブルの発生理由ではないと確認した。新たな類型の外国人住民でも文化の違いによる誤解や、住民の年齢層で生活スタイルの違いから発生するトラブルが考えられる。外国人住民だけが、全ての団地トラブルの発生理由ではなく、更に住民間の理解が必要であると考えられる。また、呼び寄せ家族の祖父母も団地内のトラブルに繋がる可能性があるが、今回の調査では祖父母の調査は出来なかったため、今後の課題にしたい。

団地内のコミュニティへの参加状況については、既往研究<sup>(4)</sup>ではブラジル籍の外国人住民は居住期間が長くなると、団地内の活動への参加率が高くなる報告がある。それと同様に、新たな外国人集住団地の中国IT技術者団地でも居住期間が長い住民ほど、団地内の付き合いが多く、自治会にも参加して、住戸内の空間利用も多少手を加えていることがわかった。だが、持ち家志向文化や子供の教育に関心が高いこと、及び雇用形態の不安定性などの理由で、定住意向と定住性が非常に低い。定住性が低いことは、団地内のコミュニティや地域活動の参加には消極的な影響が与えられと考えられる。

新たな類型の外国人住民の日本人との交流に消極であるという意識については、日本語能力と日本文化に慣れていることが理由だと思われ、日本人と交流する必要性が失われている。また、団地の自治会に対する理解が薄く、日本人との付き合いが少なく、同じ国籍の住民との付き合いがほとんどである。団地内日本人住民との付き合いが少ないと同時に、交流願望が低いことが確認された。その一方で、団地に居住する日本人が外国人に対する意識に関する既往研究は、山本（2015）はH団地では日本人が外国人に対する二重性の意識を持ち、多文化共生への否定はないものの、過度な集住に対する消極的であることがわかった。池上（2004）は焼津市にあるT団地で日本人住民は団地内の交流がそもそも少なく、外国人との交流は拒否で消極的な姿勢を持つ日本人住民は7割も達している。池上（2016）は磐田市の磐田団地における住民調査では、日本人が外国人との人間関係で壁を「とても強く感じる」「かなり感じる」のは48%に昇る。その一方で、

外国人は壁を感じるの2割に過ぎない。南米系集住団地での日本人住民は、多文化共生を推進している中でも外国人住民に対して消極的な意識を持っていることがわかった。また、大島（2019）は芝園団地での生活経験から、日本人の外国人に対する態度を「もやもや感」と記述した。大島の記述によると、日本人住民の多くはホストとしての立場が強く、外国人住民を心の底から団地の一員として受け入れていないが、外国人住民が団地内活動に参加しないと不満を持つ矛盾した態度を取っている。このような既往研究から、南米系団地でも、新たな類型団地でも、日本人住民は外国人住民より消極的な交流姿勢であることがわかった。外国人住民も交流に関心がないことに加えて、若い世帯の外国人住民は、高齢者の日本人住民とそもそも生活スタイルが異なり、団地生活でお互い交流願望と交流の機会がないことが推測される。

日本人住民の日常的な交流機会がないものの、ハード面の空間と施設の利用からも、空間的な接点がないことがわかった。関係者の話と外国人住民の調査から、日本人住民と外国人住民は共に日常的に利用と交流する空間がないことが確認された。ハード面の居住環境・空間の提供や改善は遅れていることが確認されたが、この類型の外国人住民は定住性が低いため住戸の施設と空間に対する不満も少ない。既往研究で明らかにしたいちょう団地の外国人住民やバングラデシュ籍の外国人住民のように和室を改造して利用するなどといったことが確認されず、日本の和室をそのまま使用していることがわかった。住棟内ハード面の利用については、団地の共用部設計による共用空間の占有を起す可能性が見られた。また、外国人住民は共用空間占有に関する意識は日本人と違いがあると考えられるが、今回の調査で実測できず、今後の課題にしたい。

また、本章では管理者と住民以外の第三者の立場で取り組みを実施する主体は確認された。芝園団地では学生団体は自治会のサポートで団地内の住民間の接点づくりのための交流イベントを実施し、一部の住民で交流の接点が生まれた。しかしながら、交流イベントの頻度が比較的到低く、参加する住民が限定されていることから、日常交流空間と空間利用の接点がないと、日ごろの交流は出来ない。そのため、中国IT技術者団地においては、日本人住民と外国人住民はお互い無接点のままに団地で居住しており、各自のコミュニティが形成されると思われる。住民間の関わりがないことは、外国人住民の住み替えを加速し、住民間の交流を悪化させ、地域イメージの低下にもつながると考えられる。

中国籍住民は公的住宅団地での定住性が低いことは確認され、調査の結果から、居住環境や家賃に対する不満が少ない。子育て世帯が多いことで、団地内の利用と付き合い

も子育て活動を中心に展開することが多いことがわかった。また、子供の教育に関する関心も高いことから、子育てと子供の教育に関連する活動で外国人住民との接点づくりは可能である。

本章は新たな集住団地の外国人住民視点から、管理者による取り組みの効果がなかったことを検証した。このタイプの外国人住民は管理者からの情報や、施策を受けておらず、団地内の自治会や、日本人住民に参加と交流願望がないことが確認した。また、団地のハード面の空間・施設利用も日本人住民との交流の機会となる接点がないことを確認した。そこで、新たなタイプの外国人住民の状況把握、外国人住民との情報交換が困難であることがわかった。その一方で、団地内に多文化共生推進する市民団体が存在している場合は、外国人住民は比較的に積極的な傾向が見られた。そのため、市民団体による多文化共生活動の実施状況を詳細に考察する必要があると考えられる。



## 本章の参考文献

- 1) 総務省統計局 (2017) : 「平成 27 年国勢調査」、「平成 22 年国勢調査」、「平成 17 年国勢調査」、「平成 12 年国勢調査」、  
[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521&result\\_page=1](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200521&result_page=1)、最終閲覧 2019 年 12 月 12 日
- 2) 稲葉佳子 (2011) 「日本における外国人居住の構図と諸課題～多文化共生における居住施策という視点から～」 p. 10-15、都市住宅学 74 号
- 3) 石川久仁子 (2013) 「複合的不利地域」におけるコミュニティ実践に関する研究—京都・東九条を中心に—、関西学院大学大学院人間福祉研究科、博士論文
- 4) 名古屋大学社会学研究室社会調査報告書15 (2016) 「外国人集住地区のコミュニティ形成と国際化」—保見団地の現在—、名古屋大学社会学研究室
- 5) 坪谷美欧子編著 (2020) 『郊外団地における外国人住民の社会的統合—神奈川県 X 団地にみる「多文化共生」の現在』、学術研究出版社
- 6) 垣野義典, 初見学 (2010) 「外国籍住民の郊外団地居住の実態—神奈川県いちょう団地を事例として—」 p. 1355-1363、日本建築学会計画系論文集75巻652号
- 7) 周飛帆, 藤田秀央 (2007) 「地域社会における外国人の集住化に関する調査報告—江戸川区のインド人コミュニティを中心に—」 p. 81-102、言語文化論叢、千葉大学言語教育センター創刊号
- 8) 小井土彰宏編, 上林千恵子 (2017) 「高度外国人材受入政策の限界と可能性—日本型雇用システムと企業の役割期待」 p. 279-304、『移民受入の国際社会学』、第11章日本 I
- 9) 江衛, 山下清海 (2005) 「公共住宅団地における華人ニューカマーズの集住化—埼玉県川口芝園団地の事例」 p. 33-58、人文地理学研究29号
- 10) 王津 (2012) 「日本の外国人高度人材導入政策と在日中国人—中国人 I T 技術者に対する実態調査を中心に—」 p. 67-107、中国系移住者からみた日本社会の諸問題第三章、財団法人社会安全研究財団
- 11) 山本直子 (2015) 「外国人集住地域における日本人住民の共生意識：H 団地の調査から」 p. 53-68、慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学・心理学・教育学—人間と社会の探究 79
- 12) 池上重弘, 福岡欣治 (2004) 「外国人居住者は地域コミュニティの担い手となり得るか？—焼津市・T 団地での調査から—」 p. 1-12、静岡文化芸術大学研究紀要5
- 13) 池上重弘, 上田ナンシー直美 (2016) 「磐田市東新町団地の生活状況をめぐる調査の詳細分析報告書」
- 14) 大島隆 (2019) 『芝園団地に住んでいます 住民の半分が外国人になったとき何が起きるか』明石書店
- 15) 山下清海 (2007) 「第二次世界大戦後における東京在留中国人の人口変化」 p. 97-113、筑波大学人文地理学研究31巻
- 16) 小林秀樹, 鈴木成文 (1981) 「集合住宅における共有領域の形成に関する研究：その 1 共有領

- 域の構造」 p.102-111、日本建築学会論文報告集307 巻
- 17) 安田浩一 (2019) 『団地と移民 課題最先端「空間」の闘い』、KADOKAWA出版社
  - 18) 中島恵 (2018) 『日本の「中国人」社会』、日本経済新聞出版
  - 19) 林泰義 (1995) 「都市型分譲マンションにおける外国人居住に関する研究—大久保地域におけるケース・スタディー」 p.257-266、住宅総合研究財団研究年報No. 22
  - 20) 荒川瞳 (2018) 「団地における新しい共同性醸成の関係づくりの実践—埼玉県川口市芝園団地を事例に—」、社会構築論系地域・都市論ゼミ論文、早稲田大学
  - 21) 市川智章, 太幡英亮, 恒川和久, 谷口元 (2011) 「外国人の増加する公的団地の状況整理と共用空間の利用調査—多文化化する豊田市保見団地を事例として—」 p.537-540、日本建築学会東海支部研究報告書第49号
  - 22) 東京新聞：「外国人、コロナ解雇急増 住まいも失い 行き場なく困窮」  
<https://www.tokyo-np.co.jp/article/17113>、最終閲覧2020年4月20日

## 第四章 外国人集住団地における多文化共生推進市民団体による取り組み

前章の管理者アンケート調査と住民インタビュー調査で、外国人集住団地の課題発生要因は有効的な情報交換の方法を利用していないことや、日本人住民と外国人住民の間に交流の接点がないであると指摘した。また、住民視点からみた管理者の施策は有効ではないことを確認した。これまで管理者が外国人住民を対象に実施してきた取り組みは、対応の基盤となる施策であり、団地内の課題と外国人住民の需要に応じた対応ではないことも確認した。外国人の住民属性に応じた対応策を探るためには、管理者以外の主体が外国人集住の状況と課題に応じて実施してきた対応策を考察する必要がある。第三者としての市民団体が実施する多文化共生取り組みは、住民視点からみた場合、団地活動に対する意識に積極的な影響があることが確認できた。また、多文化共生事業の先進事例として市民団体による多文化共生の取り組みは社会的に認められている。総務省(2017)「多文化共生事例集」でNPO団体による多文化共生取り組みの事例が多数に挙げられものの、研究の視点からみた公的住宅団地での市民団体による取り組みの実施状況はまだ明確になっていない。そこで、本章では市民団体による多文化共生の取り組みの主体と実施状況、管理者、外国人住民との関係を考察することで、外国人の住民属性に応じた多文化共生の対応策を検討する。

### 4.1 本章の研究背景、目的と対象

#### 4.1.1 研究背景

第二章の全国管理者調査で、外国人住民を対象に多文化共生取り組みを実施している団地は84団地中44団地に過ぎず、管理者が実施する取り組みの内容も「多言語化」、「掲示・警告」に留まっていることが多く、管理者の対応には限界があることがわかった。第三章の住民調査では、管理者が実施している対応は、外国人住民にとって有効的な対応ではないと確認できた一方で、団地内の多文化共生取り組みの活動に関して、外国人住民の参加の可能性がみられた。また、管理者が団地のコミュニティを「団地のコミュニティができ、住民の関係は良好」と評価した5団地があり、5団地のうちの4団地は多文化共生地域組織や自治会が活躍している団地であることが資料調査で確認できた。公的住宅団地での多文化共生の地域組織や自治会の対応は有効的であると考えられる。

資料調査では多文化共生の先進事例としてマスコミに取り上げられた外国人集住団地は、自治会だけではなく、多文化共生を推進する市民団体も含めて社会的に高く評価された。しかしながら、外国人集住問題の対応に関する既往研究は、行政（管理者）や自治会が実施主体となっている事例を対象にする研究がほとんどである。そこで、外国人

集住問題に対応する重要な主体である多文化共生を推進する市民団体の外国人集住団地での役割及び取り組みの実施状況を確認し、課題を整理する必要がある。

#### 4.1.2 本章の既往研究

既往研究では稲葉らは(2009)<sup>8)</sup>(2010)<sup>9)</sup>外国人を受け入れるホスト側として南米系団地、東南アジア難民団地、中国帰国者団地、外国IT技術者団地のような外国人集住団地10例を挙げて、各事例の外国人居住問題と団地ごとの対応と取り組みについて、自治会にインタビュー調査を行い、自治会、行政とNPOが協力する取り組みの組織モデルをまとめた。さらに、一部の団地におけるNPO団体による多文化共生事業を具体的事例で説明した。事例として挙げたNPOは、行政が主導する国際交流協会と多文化共生クラブが含まれたNPO団体であり、「居住支援の取り組み」と「日本語教室・学習支援」を実施している。自治会、行政とNPO団体が外国人住民との関わりをモデルに入れずに考察したため、取り組みの内容が外国人住民に届いているかどうかは確認不能である。また、本研究で扱う自由貢献できる多文化共生取り組みを実施する市民団体に関する調査は行われていない。

他に多文化共生取り組みに関する考察は、行政が実施する取り組みに関する研究がある。北原(2013)<sup>10)</sup>はブラジル籍の外国人住民の公営住宅での入居状況を踏まえた上に、居住でのトラブルと住環境を改善する取り組みを明らかにすることで、地方自治体の県と市が連携した取り組みの影響を考察した。行政が実施する取り組みについて考察したが、本研究の対象となる団地の「第三者」となる市民団体に関する調査はなかった。

また、自治体全体で実施されている多文化共生取り組み事業の内容と仕組みに関する考察もある。蕭ら(2017)<sup>11)</sup>は多文化共生推進の先進事例として評価されている愛知県の豊橋市を取り上げ、まちづくりの視点から豊橋市の行政及び外国人市民団体の多文化共生取り組みの施策とその課題を把握した。多文化共生推進取り組みの施策効果の検証も行った。豊橋市のNPO団体が含まれる豊橋市全体の多文化共生推進取り組みについて考察し、多文化共生事業の取り組みの内容と課題を明らかにしたが、公的住宅団地における多文化共生の市民団体の施策状況と外国人住民との関係を含めた考察はなかった。

以上の既往研究から、外国人を対象にした多文化共生取り組みに関する研究は、研究対象は行政と自治会が中心となっている研究が多い。これらの研究では、市民団体の活動に関する考察は全体施策の一部として考え、考察内容は事例の取り組み内容と実施上での課題に留まっている。そこで、本研究では市民団体を多文化共生活動の主体として、住民属性別の外国人集住団地での、多文化共生活動の取り組みを実施状況と実施上での

課題を明らかにする。

また、既往研究では外国人を対象とする取り組みの実施体制のモデル化と類型化を行ったが、取り組みの体制は自治会が中心となり、行政とNPO団体との関係を重点的に整理した。しかしながら、自治会とNPOが外国人住民との関係、外国人住民との情報交換の方法を入れずに考察した。そのため、本研究は市民団体を多文化共生取り組みの主体として、外国人住民との情報交換方法を考慮しながら、行政、管理者、住民との関係が含まれた実施体制のモデルを検討する必要がある。

#### 4.1.3 本章の研究目的と対象

本章は異なる住民属性の外国人集住団地での、多文化共生事業を実施する市民団体のソフト面の取り組みの実施状況及びハード面の空間・施設の提供・整備状況を明らかにすることを目的とする。また、市民団体と外国人住民との情報交換の方法を明確にした上で、双方の関連を明らかにする。最後にこれらの団体が多文化共生の対応策の実施上と実施での課題も考察する。研究対象としては、110の外国人集住団地を拠点に多文化共生推進取り組みを実施している市民団体を取り上げる。本章で扱う研究対象の市民団体とは、公的団地におけるNPO法人（NPO任意団体、認定NPO法人を含め）や、ボランティア組織など自由な社会貢献活動を行う団体のことである。日本語教室だけを実施する市民団体や、NPO法人の国際交流協会や財団法人のような団体は研究の対象外とする。

具体的には資料調査で110団地を拠点にした市民団体(表4-1)は28団体が確認された。そのうち日本語教室や外国人母国語教室のような言語に関する取り組みだけを実施する団体は研究の対象から除外する。さらに、多文化共生取り組みをまちづくり活動の一部として実施する市民団体も研究対象から除外し、多文化共生取り組みをメインの事業内容として実施する市民団体を取り上げた。また、複数の多文化共生推進の市民団体が一つの団地で並行して活動を実施する場合は、活動の内容が多く、対象の範囲が広い団体を取り上げ、資料調査とインタビュー調査を実施する。以上の条件で選出した結果、9/28団体が確認された。調査依頼の連絡が取れて、調査に応じたのは6団体があり、6団体の代表者を対象にインタビュー調査を実施した。インタビュー調査に応じなかった(1)「フロンティアとよはしと」(14)「多文化まちづくり工房」は既往研究とホームページの掲載内容で住民属性と事業内容を考察した。もう一つの団体である豊橋市の(20)

「International Support Association外国人とともに」は、ホームページや公式アカウントがなく、情報不足のため考察の対象外とした。6団体の調査概要は表4-2で示し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でオンラインと電話で調査を実施した。

表 4-1：外国人集住団地で多文化共生推進活動を実施する団体

	組織名	団地名 1	団地名 2	注
1	特定非営利活動法人 フロンティアとよはし	県営岩田住宅	市営柳原住宅	連絡取れない
2	NPO 法人保見ヶ丘国際交流センター	UR・県営保見団地		3 団体が集会所を共用する
3	NPO 法人こどもの国	UR・県営保見団地		
4	NPO 法人トルシーダ	UR・県営保見団地		
5	NPO 法人東九条まちづくりサポートセンターまめもやし	市営東松ノ木団地		東九条地区
6	NPO 法人みらい	UR 知立団地		
7	芝園かけはしプロジェクト	UR 芝園団地		
8	アクアレア・ポン	UR 都市機構大山田団地		日本語教室
9	ASANTE SANA (あさんて さあな)	UR 都市機構大山田団地		ボランティア日本語教室
10	NPO まなびや@KYUBAN	元 UR 都市機構九番団地		
11	アウラ・ド・キューバ	元 UR 都市機構九番団地		日本語教室
12	特定非営利活動法人東九条地域活性化センター	UR 都市機構松ノ木市街地住宅松ノ木町団地		東九条地区/まちづくり
13	コミュニティカフェ ほっこり(東九条地域活性化センター)	南岩本市営住宅		東九条地区/まちづくり
14	多文化まちづくり工房	いちょう団地		連絡取れない
15	NPO 特定非営利活動法人 中国帰国者・広島友好会	市営基町アパート		継続が確認できない
16	ベトナム in ひめじ	市営勅旨団地、第二団地		外国人アイデンティティー
17	NPO 法人 エムトゥエム	県営菱野団地萩山台/原山台		地域まちづくり、
18	特定非営利活動法人ちば地域再生リサーチ	市営県営高浜団地		多文化共生取り組みよりはまちづくり
19	MBT (Makuhari Bay Town) 国際交流の会	UR 都市機構ウインズタウン稲毛海岸		日本語教室
20	International Support Association 外国人とともに	市営赤代住宅	市営柳原住宅	連絡先がない
21	NPO ア・セントリー	県営古雅住宅 県営古雅第二住宅		継続が確認できない
22	日本語サロン和	県公営住宅城東団地		日本語教室
23	城東日本語教室	県公営住宅城東団地		日本語教室
24	NPO 法人プラス・エデュケート	UR 都市機構豊明団地		
25	桜島日本語教室	県営住宅桜島団地		日本語教室
26	桜島学習支援センターさくらんぼ	県営住宅桜島団地		日本語教室
27	京都市地域・多文化交流ネットワークサロン	東岩本市営住宅		東九条地区
28	ゆいインターナショナル日本語講座 若宮教室	若宮市営・県営住宅		日本語教室

表 4-2：多文化共生推進団体調査概要

調査対象：	NPO 法人「東九条まちづくりサポートセンターまめもやし」 NPO 法人保見ヶ丘国際交流センター NPO 法人 NPO 法人「プラス・エデュケート」 NPO 法人「まなびや@KYUBAN」 NPO 法人「みらい」 学生団体「かけはしプロジェクト」
方式：	新型コロナウイルス感染症の影響でオンラインまたは電話
期間：	2020 年 7 月～2020 年 8 月 (保見ヶ丘国際交流センターの初調査は 2018 年 2 月 11 日 保見団地第二集会所にて、2020 年 8 月に電話調査で補足調査を行った)
質問項目：	団体の発足経緯、事業内容、実施状況、 外国人住民との情報交換手段、コロナの影響、 課題、必要な支援等

注：調査対象団体の代表者；

NPO法人「東九条まちづくりサポートセンターまめもやし」 村木様

NPO法人保見ヶ丘国際交流センター 楓原様

NPO法人NPO法人「プラス・エデュケート」 森様

NPO法人「まなびや@KYUBAN」 川口様

NPO法人「みらい」 越智様

学生団体「かけはしプロジェクト」 圓山様

## 4.2 調査対象の団体と団地

### 4.2.1 調査対象になる事例団体の概要

各団体がホームページや公式アカウントで掲載した団体の概要は表4-3、事業概要の内容は表4-4に示す。市民団体の成立年や法人化した年を見ると、在日コリアン団地で活動する市民団体を含め、多文化共生を推進する団体は団地での外国人集住による課題が発生してから、代表者が活動を開始し、市民団体が成立するまで、おおよそ10年以上かかっていることがわかった。NPO団体東九条まちづくりサポートセンターまめもやし（以下まめもやし）は、活動は1980年代から在日コリアン集住地区の40番地で始まったが、不良住宅から公営住宅に移転した際に管理業務を実行するために、団地が建設された1999年と同時に法人化した。南米系団地は多様な取り組みを実施するNPO法人保見ヶ丘国際交流センター（以下保見ヶ丘国際交流センター）が実際に活動を始めたのは南米日系人の集住が始まった1990年代の後半の1998年であったが、法人化したのは2002年である。NPO団体まなびや@KYUBAN（以下まなびや@KYUBAN）の代表者はUR保見団地で多文化共生活動を経験し、2008年に名古屋の九番団地で活動を始めた。南米系団地で活動する子供学習支援団体のNPO団体プラス・エデュケート（以下プラス・エデュケート）及びNPO法人みらい（以下みらい）が法人化したのは、活動が始まった時期と同じ時期である。インタビュー調査できなかったフロンティアとよはしの事務所は公的住宅団地ではないが、複数の南米系団地（県営岩田団地、市営柳原団地）で子供の学習支援教室とプレスクールを展開している。フロンティアとよはしが活動を開始したのは2008年で、法人化したのは2010年であった。東南アジア難民と中国帰国者が居住する県営いちょう団地では、外国人住民が増加したのは1990年代で、多文化共生まちづくり工房が設立したのは2000年であった。中国IT技術者が集住するUR芝園団地では、学生団体かけはしプロジェクト（以下かけはしプロジェクト）が成立したのは問題が発生したおよそ5年後であった。

事業内容に関しては、在日コリアン団地の「まめもやし」は高齢者見守り事業、及び住民交流、まちづくり事業、人権、情報発信などの事業を実施している。南米系団地の「保見ヶ丘国際交流センター」、「まなびや@KYUBAN」、東南アジア難民と中国帰国者団地の「多文化共生まちづくり工房」は日本語教育、生活支援、交流事業を主に実施している。南米系団地だけに外不就学の外国人児童・生徒のための放課後教室などを実施するNPO法人が複数確認された。中国IT技術者団地では交流イベントの開催を主な事業内容としている。また、在日コリアン団地と中国IT技術者団地の多文化共生推進市民団体だけは日本語教育の実施がない。



表 4-3：市民団体の概要

団体名（正式）	設立年※	会員数	設立目的	活動の種類
特定非営利活動法人 東九条まちづくりサポー トセンターまめもやし （東松ノ木市営住宅）	1999		コリアン高齢者が約4割の東松ノ木市営住宅で、コリアン高齢者のライフヒストリーを伝える活動や、住民同士顔の見える関係（オープンコミュニティ）づくりをしています	① まちづくり ② 地域外にまちづくりの情報を発信する ③ 地域住民の生活と人権を守る取り組みに参加
NPO 任意団体 まなびや@KYUBAN （元 UR 九番団地）	2008		九番団地で言語や価値観の違いのためにコミュニケーションや子どもの教育などでさまざまな課題が解決につながるように支援するとともに、地域住民交流促進事業などを通じて「出会い、ふれあい、まなびあい、育ちあう場」を提供し、豊かなコミュニティを、地域のみなさんとともに創造していきたい	(1) 放課後の子ども達の居場所作り 2) 外国籍住民の支援 (3) 各種イベントなど (4) 他団体との交流・連携
特定非営利活動法人 保見ヶ丘国際交流センタ ー（UR・県営保見団地）	2002		広く地域社会に対して、地域に根ざした国際交流と、多文化共生の地域づくりに関する事業を行い、多国籍住民の文化の相互理解と福祉の向上を推進する	保健、医療又は福祉の増進を図る活動 社会教育の推進を図る活動 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 国際協力の活動 子どもの健全育成を図る活動
学生ボランティア 芝園かけはしプロジェク ト（UR 芝園団地）	2015		学生が「かけはし」となり、多文化・多世代が共生する、笑顔あふれる団地をつくる	交流イベントを開催しています。 イベントづくりの過程に住民に参加してもらう
認定特定非営利活動法人 プラス・エデュケート （UR 豊明団地）	2009	158 名	日本に居住する外国人および日本人の双方対して、地域社会で求められる教育に関する事業を行い諸問題の改善や解決を図ることで多文化共生社会における青少年の人権擁護・健全育成及び社会教育の推進に寄与すること	(1) 特定非営利活動に係る事業 ① 教育支援事業 ② 多文化共生に関する事業 ③ 人材育成・派遣事業 ④ 広報事業 (2) その他の事業 ① 教材販売事業
特定非営利活動法人 みらい（UR 知立団地）	2009	16 名	知立団地近辺には、多くの外国人が暮らしています。子供たちは基礎学力をつけるための「勉強の仕方」を学ぶことで、少しでも彼らに学力をつけ、彼らの未来に希望を持ってほしい	子どもの健全育成 子どもの健全育成に関する活動全般
特定非営利活動法人 フロンティアとよはし （県営岩田住宅・市営柳原住宅）	2010	16 名	子どもの学習支援の状況を改善するため「とよはし日本語教室」を開催し、日本語学習を支援している。又、地域の外国人と日本人との交流を通じコミュニケーションを図ることによりネットワーク構築を目指している。	国際協力、国際協力に関する活動全般、子どもの健全育成、子どもの健全育成に関する活動全般、教育「生活」「就労」などの社会的課題を行政、学校、地縁組織、企業と協働し、様々なプログラムで包括的に支援
任意団体 多文化共生まちづくり工 房（県営いちよう団地）	2000		多様な文化背景を持った人たちが、それぞれの個性を出し合い、ともに楽しく暮らせる「まち」をつくることを目的とした団体です。生まれた場所や使える言葉は人それぞれ。からこそ、同じ時間、同じ空間を生きる仲間としてともに生きる「まち」をつくりたいと思っています。	日本語教育 理解促進 まちづくり

表 4-4：各多文化共生推進団体が公表した事業概要

団体名（正式）	事業概要
<p>特定非営利活動法人 東九条まちづくりサポート センターまめもやし (東松ノ木市営住宅)</p>	<p>①東松ノ木市営住宅の住宅管理・生活支援事業：東松ノ木市営住宅において 86 世帯全体に対し、住宅管理業務に加え、主に障害・単身世帯に対し安否確認、生活相談、関係機関連絡調整、緊急時対応、集会所での会食・いこい事業、物づくり、体操などを行なう。 ②東九条地域に関する資料の収集・閲覧事業 ③地域の歴史や現状、福祉や文化などまちづくりの情報を発信し、地域への理解を深める目的により、講師派遣する。 ④その他目的を達成する為に必要な事業</p>
<p>NPO 任意団体 まなびや@KYUBAN (元 UR 九番団地)</p>	<p>(1) 放課後の子ども達の居場所作り 2) 外国籍住民の支援 川口氏は、九番団地の外国籍住民から就業、病気、DV など幅広い分野について相談（生活相談・教育相談）を受けています (3) 各種イベントなど まなびやでは、ハロウィンパーティー、クリスマス会、進級・進学お祝会など、子ども達を中心としたイベントを開催しています (4) 他団体との交流・連携</p>
<p>特定非営利活動法人 保見ヶ丘国際交流センター (UR・県営保見団地)</p>	<p>学習・研修事業 外国人児童生徒支援事業 情報提供事業 交流事業 外国人集住地域ネットワークづくり等 生活支援事業</p>
<p>学生ボランティア 芝園かけはしプロジェクト (UR 芝園団地)</p>	<p>交流イベントの企画と開催 団地祭事の協力 多言語居住パンフレットの政策</p>
<p>認定特定非営利活動法人 プラス・エデュケート (UR 豊明団地)</p>	<p>① 教育支援事業 ア. 外国籍児童生徒のための放課後学習支援事業 イ. 豊明市プレクラス・プレスクール事業（豊明市委託事業） ウ. 碧南市初期指導教室事業（碧南市委託事業） エ. 多文化ティーンズ向け（13 歳以上 18 歳未満）オンライン日本語会話教室 オ. 進路に関する相談受付事業 カ. 夢パス（不入学・不登校の児童生徒のための送迎）事業 ② 多文化共生に関する事業 ③ 人材育成・派遣事業 広報事業講演・研修事業</p>
<p>特定非営利活動法人 みらい (UR 知立団地)</p>	<p>・学習支援事業：外国にルーツを持つ子どもで、家庭での言語が日本語ではない等の理由から、支援を必要としている子どもに学習支援を行う。 ・多文化親子サポート事業(みらい Jr.)：就学前の子どもを持つ外国人の親並びにその子どもを対象に、日本語や日本の行事、あそびに親しみながら、子育てに必要な情報の提供、交換を行う。</p>
<p>特定非営利活動法人 フロンティアとよはし (県営岩田住宅・市営柳原住宅)</p>	<p>大人と子どものための日本語指導 外国人児童・生徒 学習支援教室 日本人向けポルトガル語教室 日本語能力試験受験講座 健康相談・検診室、ブラジル人学校検診（既往研究）</p>
<p>任意団体 多文化共生まちづくり工房 (県営いちょう団地)</p>	<p>にほんご学習サポート、こどもサポート、生活情報サポート 多文化交流、スポーツ交流、環境交流</p>

#### 4.2.2 外国人住民の属性と団地の現状

市民団体が所在する団地の外国人住民の属性は、第三章の住民属性で検討したように、東松ノ木市営住宅の韓国・朝鮮国籍の住民は無職の高齢者が殆どであり、UR芝園団地の中国籍住民は20代から40代のIT技術者である。ブラジル籍の団地は30代から40代の製造業、食品加工業などに従事する外国人住民が殆どである。東南アジア難民と中国帰国者団地の外国人住民はブラジル籍の外国人住民の属性と似ていて、平均年齢47.7歳の工場働く住民が多い。

所在団地の特徴については、市民団体が活動の拠点とする団地の所在地の多くは中部圏、特に愛知県に位置していることがわかった。表4-5に市民団体が所在する団地の概要を示す。団地の建設年については、在日コリアン団地は移転先として新しく建設された

表 4-5：所在団地の概要

団体名	まめもやし	まなびや@ KYUBAN	保見ヶ丘国 際交流セン ター	かけはしプ ロジェクト	プラス・エ デュケート	みらい	フロンティ アとよはし	多文化共生 まちづくり 工房
団地名	東松ノ木市 営住宅	(元 UR) 九番 団地	UR・県営保 見団地	UR 川口芝園 団地	UR 豊明団 地	UR 知立団地	県営岩田住 宅	県営いちよ う団地
所在地	京都市南区	愛知県名古屋 市	愛知県豊田 市	埼玉県川口 市芝園町	愛知県豊明 市	愛知県知立 市	愛知県豊橋 市	神奈川県大 和市/横浜 市泉区
建設年	1999 年	1974 年	1975 年	1978 年	1971 年	1966 年	1972 年	1971 年
外国人率	45.0%	31.4%	54.8%	53.5%	17.0%	52.4%	0.5715	0.2159
住戸数	87 戸	1,475 戸	2178 戸	2,454 戸	2127 戸	1960 戸	670 戸	1139 戸
家賃  (公益 費)	26,300-53, 400 円裁量 階層世帯 (-70,500)	64,000 - 66,000 円  (3,500 円)	39,100-72, 800 円  (3200 円)	54,000-125 ,800 円 (2,620 円)	38,300-54, 700 円  (2,800 円)	37,300-62, 200 円  (2,000 円)		28,700 円～

注: フロンティアとよはしは複数の公的住宅団地で活動を行うため、外国人率が一番高い団地を取り上げた。

団地であるため築年数が浅いが、他の団地は全部築40年以上の団地であった。また、所在団地の管理者属性はUR団地が多く、家賃は比較的高いことがわかった。1000戸以上の大規模団地が多く、外国人率は三割以上を占める団地が多い。団地の規模が大きいため、数百人の外国人が集住している状況であり、市民団体が活動を行っている団地は、外国人が多数集住している団地であることがわかった。外国人の集住規模が大きいは市民団体がUR団地で多数活動する理由の一つだと考えられる。また、公営団地では自治会が強制加入であることで、行政と自治会の影響が大きくなり、市民団体が介入する余地が少ないと思われる。インタビュー調査での現在の団地を活動拠点に決めた理由の一つは、UR団地は活動に必要な場所を借りやすく、家賃が安いと回答した子供支援団体があることから、活動場所を確保しやすいことも市民団体がUR団地を選んだ要因であると考えられる。

他に注意すべきことは保見団地で活動を行っている「保見ヶ丘国際交流センター」は団地内で唯一の多文化共生推進NPO団体ではなく、他に子供教育支援2団体が同じ活動場所を利用し、多文化共生活動を行っている。「プラスエデュケート」と「みらい」は外国人子供支援団体として団地内の多文化共生活動に参加しているが、団地内で実際に多文化共生推進の主体となっているのは行政、管理者と大学が連携する組織である。調査できなかったフロンティアとよはしは、複数の公的住宅団地や、集住地区で活動を行っている。拠点となる団地の一つである県営岩田住宅では、自治会と豊橋市が中心に外国人住民の対応を行っている。各団地内の行政、自治会、NPO団体による多文化共生推進活動の実施状況が異なっていることがわかった。

各団地での生活トラブル（表4-6）については、URのアンケート調査でのトラブルは無回答となっているため、芝園団地、保見団地、知立団地は現地調査で団地内の警告を確

表 4-6: 団地の警告とアンケート調査によるトラブル

団地内の警告	東松ノ 木市営 住宅	(元 UR) 九番団 地	UR・県 営保見 団地	UR 川 口芝園 団地	UR 豊 明団地	UR 知 立団地	県営岩 田住宅	県営い ちょう 団地
室内生活騒音	○	○	○	○		○	○	○
ペットの飼育			○	○		○	○	○
ゴミ出し問題	○	○	○	○		○		○
室外生活騒音			○	○		○	○	
共用空間の占用								○
違法駐車、駐輪		○	○			○	○	○

認した。東松ノ木団地と九番団地団地は第二章のアンケート調査によるトラブルで補足した。岩田団地、いちょう団地はアンケート調査と現地調査の警告確認で確認した。UR豊明団地はアンケート調査で結果を得られず、現地調査も行わなかったため、ここで生活トラブルの考察をしない。

在日コリアン団地以外では、団地の外国人率が高く、規模が大きいほどトラブルが多発する傾向があり、特に南米系団地の外国人率が高い団地でのトラブルが多い傾向があり、第二章の調査結果の南米系団地でのトラブルが多いことと一致している。東南アジア難民と中国帰国者の集住団地は似たような生活トラブルが多いことを確認した。また、代表者へのインタビュー調査で、外国人の子供の不就学、子供の教育を課題に挙げたのは南米系団地だけであった。これらの団地でトラブルが多発している一方、在日コリアン団地の東松の木団地では、生活トラブルは少ないものの、他の問題が発生していることがわかった。オールドカマーが多数居住していることで、外国人住民は日本語によるコミュニケーションは障害がなく、日本の生活にも慣れている。しかし、公営住宅であるため、貧困、高齢者、障害者の問題が深刻になっていることがわかった。中国IT技術者団地では、外国人住民は日本語分かる人が多いにも関わらず、騒音やゴミ問題などが発生している。

#### 4.3 外国人属性による多文化共生取り組み

市民団体による多文化共生事業の実施内容と実施効果を考察するため、市民団体が実施する取り組みの実施状況と課題をインタビュー調査の結果で整理する。各団体事例の団体の属性及び取り組みの実施内容と状況は表4-7に示す。具体的な取り組み内容を見ると、全般的な生活支援や交流活動のような取り組みを実施しているのは4団体で、子供学習支援だけを行う団体は2団体である。

公的住宅団地を活動拠点にした理由は、全般的な取り組みを実施する団体団地で発生した課題に対応する活動であるが、子供学習支援だけを行う団体は、活動を開始する際にあえて外国人住民が集住する団地を選んだ。

活動の実施頻度については、子供学習支援団体以外に東松ノ木市営住宅の「まめもやし」だけが頻繁的に活動を実施している。それは管理者の役割も兼ねて日頃団地内の事務所内にいることや、団地規模が小さいことで、実施しやすいためだと考えられる。他3団体は、活動の実施は本業の仕事や大学を兼ねる実施であることが、頻度が低くなる理由だと考えられる。

また、前節でも確認したように各団地での団体の取り組みの施策重点は、在日コリアン団地は高齢者の見守り活動と交流活動、南米系団地では日本語教育と子供教育の活動、交流活動、中国IT技術者団地では交流活動を重点的に実施していることがわかった。また、「保見ヶ丘国際交流センター」の代表者によると、保見団地で日本語教室を実施する目的は日本語を上達させることではなく、外国人住民に日本語で話す場を提供し、交流できるようにすることが目的だと言われている。「かけはしプロジェクト」が活動する芝園団地内ではボランティア組織による日本語教室が2つも存在し、日本語の能力が高い住民も多数共住しているため、日本語教室の実施はなく、交流イベントの実施を重点的に行っている。

以上のソフト面の取り組みに合わせたハード面の環境・空間の整備と提供については、市営住宅東松ノ木の市民団体「まめもやし」は交流イベントを集会所で実施しており、また団地の事務所に談話スペースを設置することで、住民との日常交流を図っている。九番団地の「まなびや@KYUBAN」は、多文化共生交流空間を設置する予定があり、外国人向けの情報ボードと相談ポストも設置している。外国人を対象とする相談は、相談ポストに相談希望のカードを入れることで、いつでも相談できるようにしている。

表 4-7:各団体取り組みの実施状況

団体名	団体属性	代表者属性	開始理由	スタッフ数	実施状況
東九条まちづくりサポートセンターまめもやし (東松ノ木市営住宅)	NPO 法人	地域のキリスト教地域まちづくり活動者	地域コミュニティを維持	8人 1人は正職員 他はパートシフト制で事務室常駐は3人	食事会：週2回 交流イベント：週1回 住民の安否確認、個別生活支援と相談：週2回 談話・喫茶コーナー、お弁当の配達：毎日 参加者属性：食事会とイベントの参加人数は10~12人 全員高齢者、全員常連、日本人は1~2人
まなびや @KYUBAN (元 UR 九番団地)	NPO 法人	日本語教師	外国人子供事情	コアスタッフは5人	域住民の交流・居場所づくり活動；週3回 参加人数：10~20人前後 参加者属性：団地住民、日本人半分と外国人半分、国籍はブラジルがメイン 外国人住民相談；随時
保見ヶ丘国際交流センター (UR・県営保見団地)	NPO 法人	ボランティアティーチャー	外国人子供不就学の事情	毎回3名前後 代表者以外はボランティア	子供日本語教室、日本語教室、ポルトガル語による生活相談：週1回 利用者属性：団地住民 ブラジル国籍が多い 生活相談は殆ど利用されない
かけはしプロジェクト (UR 芝園団地)	学生ボランティア団体	多文化共生関心ある学生	多文化共生問題に関心	20人以上 学生ボランティア	多文化共生イベント：月に1回 年間参加者は300人次 参加者属性：2/3は団地住民 2/3は外国人 2/3は常連客 中国籍が多い
プラスエデュケート (UR 豊明団地)	NPO 法人	ブラジル学校のボランティアティーチャー	外国人子供の事情	資格持つ教師とボランティアは20人前後	日本語初期指導教室：週5回 1年中ある 毎回40人 放課後学習支援教室：出席率は8割(月に3000円) 週2回
みらい (UR 保見団地)	NPO 法人	日本語教師	外国人子供事情	10~20人	学習支援事業：週1回 参加人数：学級で合わせて毎回40人前後 参加者属性：ほぼ団地の子供 ブラジル籍が多 多文化親子サポート事業：月1回 団地全住民が対象

具体的な実施内容を日本語能力との関係で考察すると、在日コリアン団地での日本語教育への需要が少ない。また、既往研究<sup>8)</sup>と住民調査から中国IT技術者団地では一世帯に少なくとも1人は日本語を話せる者がおり、日本語教育はこのタイプの外国人住民にとって一番喫緊の課題ではないと考えられる。そのため、在日コリアン団地と中国技術者団地で活動を実施する団体は日本語教育に取り組んでいないと考える。その代わりに、在日コリアン団地では異文化背景を持つ外国人高齢者介護の課題が迫っているため、団体は高齢者の見守りと交流活動を中心に実施している。中国IT技術者団地では外国人住民の入れ替わりが早く地域との関わりが少ないことが課題であるため、交流活動を中心に実施している。

その一方で、南米系団地の住民はまだ日本語の障害が大きいと、各団体は日本語教育を取り込みながら、交流活動を実施している。また、ブラジル籍の外国人住民の子供率が高く、特に就学年齢層の子供が多いため、子供への教育に関する課題も大きいと推測される。この状況に応じて、調査したブラジル団地で活動するすべての団体は子供の日本語教室や、子供放課後教室などの内容を取り込んでいる。

管理者による多文化共生推進の取り組みの多くは「多言語化」、「掲示・警告」に留まっている現状に対して、調査した市民団体は各団地の異なる課題に応じて、外国人住民が団地と日本の生活に適応することをサポートしながら、住民交流を促進している。

また、団地の第三者として、多文化共生推進団体は外国人住民と良好な関係を築しているが、活動上の課題は存在している。外国人や外国ルーツを持つ子供を対象にしている子供学習支援団体は団地内の多くの外国人子供の関係を持ち、多数の保護者とも関連を持っているが、全般的な活動を実施する団体が実施する交流会やイベントに参加する団地住民は限られていて、特に日本人住民の参加は少ないことがわかった。

他の課題としては、「担い手」と「資金」が一番に挙げられた。多数の団体は行政からの委託事業で運営資金を得ている。行政からの資金がない「まなびや@KYUBAN」の運営は寄付金と私費であるため、「取り組み施策対象の拡大」が一番の課題となっている。同じく行政からの資金がなく、対象拡大が一番の課題として挙げたのが「かけはしプロジェクト」である。財団からの助成金があるため、資金不足の問題はないが、多文化共生に関心がある学生が自ら応募している学生ボランティア組織であり、進学や就職での入れ替わりがあるため、担い手は不安定だと考えられる。また毎月開催する交流イベントは毎回日本人の参加が少なく、固定されていることが課題だとしている。子供学習支援団体の「プラス・エデュケート」と「みらい」でも実施対象の拡大を課題にあげた。



以上から、日本の高齢化社会と団地の日本人住民が高齢化する背景のために、市民団体にとっては担い手確保が難しいことや、資金不足とともに、実施対象の拡大も課題であることが確認された。担い手の確保のヒントになる例としては、「まなびや@KYUBAN」の5名ほどのコアスタッフは団地で育った後に周辺地区に移住し、暇な時に市民団体の活動に手伝いに来る元住民である。外国人住民が引き続き地域の多文化共生活動の担い手になる可能性がみられた。運営資金に関しては、資金に困らないと回答した市民団体は、いずれも多文化共生や人権に関する賞を獲得した市民団体で、社会的に注目されることで、寄付や支援金を得て運営の余裕ができたと考えられる。

最後に、調査事例の拠点となる団地は、外国人集住団地としてマスコミに取り上げられ、社会的に関心が高い団地が多いため、日本語教育に熱意を持つ人や、多文化共生に関心を持つボランティアが自ら集まることもある。それと同時に、行政も注目し、多文化共生活動に力を入れることが多い。このような注目が集まっている団地でも担い手と資金不足問題があり、まだそれほど外国人率が高くない、一般的に知られていない団地では、多文化共生の取り組みの実施はもっと厳しい状況であると考えられる。

#### 4.4 情報交換手段が含まれる多文化共生推進体制のモデル

##### 4.4.1 多文化共生推進活動の開始時期、開始要因と効果

各団体が拠点とする公的住宅団地の属性を見ると、多文化共生事業が始まった時期は既に外国人率が50%に近い団地が多い。そのため、事業開始の理由としては、6団体のうち、代表者が日本語教師や外国人学校でボランティアティーチャーを経験したことがあるのは4団体、多文化共生に関心を持つ学生1団体、宗教関係の地域まちづくり活動に参加したのは1団体である。全員が多文化共生に関心の高い日本人である。

南米系団地の4団体の代表者全員が日本語教育やボランティアティーチャーを経験し、事業を始めた契機は外国人子供教育に関する課題だった。それは南米系団地の外国人住民の年齢層と世代構成で就学時期の子供が多く、子供教育に関する需要が多いためだと考えられる。「保見ヶ丘国際交流センター」の代表者は、外国人の子供は言語能力不足で学校の授業に適応できず、更に子供の不就学がよく発生していたことを痛感し、子供の日本語教育の形で外国人子供への支援を始めた。同じ団地で外国人子供を対象に放課後教室や、適応性指導などを行うNPO団体は2つ存在している。南米系団地には子供に関する深刻な課題があることが確認できた。

実施効果については、全般的な支援を行う4団体の、「まめもやし」、「保見ヶ丘国際交流センター」、「かけはしプロジェクト」は所在団地での外国人が半数近くを占めた時期から活動が始まった。代表者によると、「まめもやし」は所在の在日コリアン団地での団地住民の関係を「良好」と評価し、保見団地と芝園団地は取り組みの実施で団地内の関係が「改善した」と評価した。外国人率が30%前後の九番団地では外国人集住によるトラブルは他のニューカマー団地より少なく、現在の状況を「良好」と評価した。4団体の活動の実施頻度については、「良好」と評価した団体は他の団体より高い頻度で活動を行っていることがわかった。また、子供支援だけを実施する団体での外国人の子供の参加人数は前述した団体より多いが、外国人率が50%を超える知立団地の開催頻度は外国人率17%の豊明団地より低く、その理由については団地住民の年齢構成を具体的に調査する必要がある。

##### 4.4.2 調査事例の類型化

前章の取り組み実施効果及び、代表者が述べた外国人住民との関わり状況を考察すると、調査した6団体は3類型に分けられる。類型1は多数の外国人住民との関わりが多い市民団体。類型2は限られた住民との関わりがある市民団体。類型3は子供学習支援だけを実施する市民団体とする。住民との関わりの程度は次で具体的に考察する。

(1) 類型1は外国人住民と緊密な関連を持つ「まめもやし」と「まなびや@KYUBAN」が該当する。具体的に考察すると、団地の規模が100戸未満であることもあ  
るが、NPO団体「まめもやし」は在日コリアン団地を拠点として、全ての外国人住民と関  
わりがあることがわかった。外国人住民全員の日本語レベルや、世帯構成、年齢層など  
も代表者が把握している。また、実際の入居戸数が1000戸前後の九番団地では、外国人  
住民数はおよそ団地全体の1/3であるが、市民団体「まなびや@KYUBAN」と関わりのあ  
る外国人住民は100人程度いることがわかった。両団体のイベントの開催頻度は週3回以  
上である。

表 4-8：団体の類型化

類型	類型 1	類型 1	類型 2	類型 2	類型 3	類型 3
団体名	まめもやし	まなびや@ KYUBAN	保見ヶ丘国 際交流セン ター	かけはしプ ロジェクト	プラス・エデ ュケート	みらい
設立年	1999	2008	2002	2015	2009	2009
団体属性	NPO 法人	NPO 任意団体	NPO 法人	学生団体	NPO 法人	NPO 法人
スタッフ数	8 人	5 人	3 名前後	20 人以上	20 人前後	10~20 人
主な 活動内容	管理業務 生活支援 交流活動	生活支援 交流活動	日本語教室 生活相談	交流活動	子供学習 支援	子供学習 支援
所在地	京都市南区	愛知県 名古屋市	愛知県 豊田市	埼玉県 川口市	愛知県 豊明市	愛知県 知立市
最も多い外 国人国籍	韓国・朝鮮	ブラジル	ブラジル	中国	ブラジル	ブラジル
所在地区の 外国人率	45.00%	31.40%	54.80%	53.50%	17.00%	52.40%
団地住戸数	87 戸	1,475 戸	2178 戸	2,454 戸	2127 戸	1960 戸
関わる外国 人住民数	全員	100 人	毎回 10~15 人	毎回 20~30 人	毎回子供 40 人	学級ごとに 子供 40 人
活動頻度	毎日	週 3 回	週 1 回	月 1 回	週 5 回	週 1 回

多文化共生事業の推進体制を考察すると、図4-1の「まめもやし」が所在する市営東松ノ木住宅はオールドカマーの在日コリアンが多数集住する京都市東九条地区に位置している。東九条地区内ではいくつかの外国人を対象とする団体や組織が存在し、「まめもやし」はこれらの団体と連携して活動を行うことも多い。在日コリアン団地では日本語が不自由なことはほとんどないが、外国人住民の高齢化率が高い。多文化共生の取り組みも必要であるが、介護も大きな課題である。取り組みの内容は、日常の交流と見守り活動であり、定期的に交流イベントを通して、市民団体が住民全員と緊密な関係を持った上に、外国人住民の間に横の繋がりもできている。また、市民団体は外国人との情報交換や、住民間での日常交流を図るために、ハード面の環境整備として事務局内に談話スペースを設置した。また歴史的な理由で、管理業務を行政から委託され、市民団体は管理者でありながら、第三者の立場で行政と住民や、住民間の連携や調和を図る連携や調和をもたらす存在でもある。情報を住民に伝えたい時や住民間でトラブルが起きた場合、「まめもやし」は直接住民に声をかけるなどして解決することが多い。これは、小規模団地だからこそできることでもあるが、住民との交流、住民間の交流に工夫した事例だと考えられる。

「まなびや@KYUBAN」（図4-2）は2017年に九番団地がURから民間不動産に譲渡される

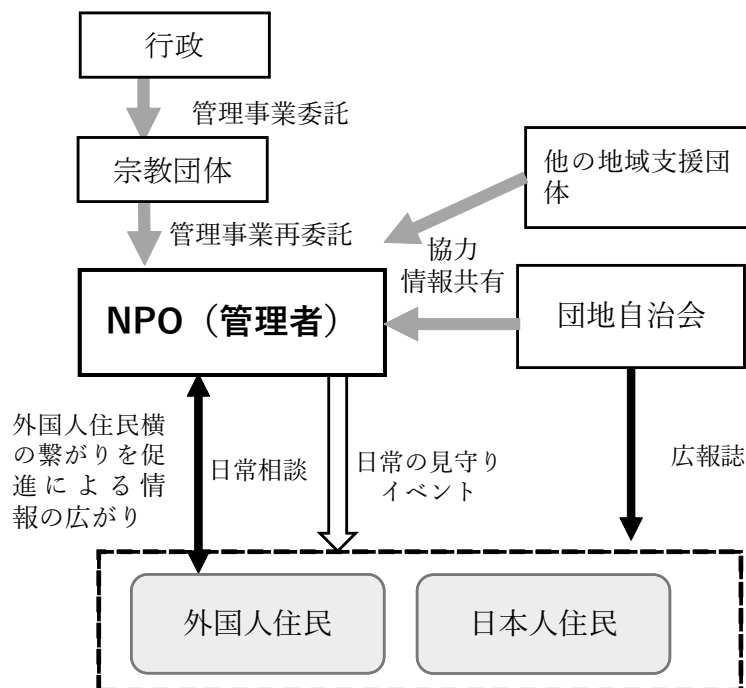


図 4-1 市営住宅東松ノ木—東九条まちづくりサポートセンターまめもやし

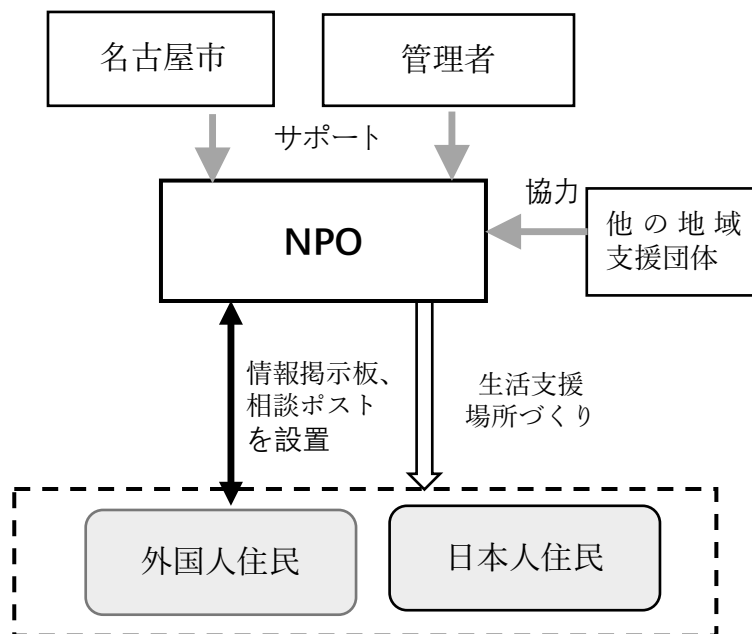


図 4-2 元 UR 団地—NPO 任意団体まなびや@KYUBAN

前から、九番団地で多文化共生事業を実施していた。2017年を持って団地自治会が解散したため、市民団体と民間管理者との協力関係は譲渡前の管理者との関係より緊密になったと言っている。「まなびや@KYUBAN」の現在の活動内容は主に地域交流と居場所づくりである。具体的には、子供の放課後教室や、イベントの開催などが挙げられる。また、ブラジル籍外国人住民の高齢化と孤独化が進んだことを受けて、日本人も含めて、全住民を対象に健康チェックも実行している。SNSで積極的に発信すると共に、外国人相談が随時できるように、「まなびや@KYUBAN」は団地内に情報の掲示板と相談ポストを設置し、外国人に対する情報発信と交流方法を工夫している。新型コロナウイルス発生後には相談件数が拡大前より増え、月300件以上になった。相談内容は書類記入の支援や失業に関する相談など多岐に及んでいる。週に数回の頻度で集会所を利用して、放課後教室とイベントを実施している。またハード面の空間・環境整備として管理者が団地内に多文化共生をテーマに交流空間を設置する予定である。

「まめもやし」と「まなびや@KYUBAN」とも、外国住民だけの支援より国籍を問わずに全住民を対象に支援することを強調した。文化の違いに対応することより住民一人一人の団地生活の課題に対応し、団地内の住民交流促進にも取り組んでいると思われる。注意すべきは、これらの実施内容は、管理者の強い協力によって成り立っていると考えられるところである。また、外国人住民との情報交換手段は、SNSなどの利用もあるが、

空間と環境の整備を通して日ごろに対面式の情報交換ができるようになっている。

(2) 類型2は具体的に「保見ヶ丘国際交流センター」と「かけはしプロジェクト」が該当する。「保見ヶ丘国際交流センター」の拠点はUR保見団地であるが、本研究で扱う保見団地は賃貸の県営保見団地とUR保見団地の両方が含まれるため、戸数は2000戸以上の規模である。「保見ヶ丘国際交流センター」が実施する日本語教室や生活相談は週1回の頻度で、参加人数は10人から15人前後である。「かけはしプロジェクト」が所在するUR芝園団地も2000戸以上の規模であるが、月に1回実施する交流活動に参加する住民は30人しかいないことを確認した。類型1に比べて関わる住民数が少ないため、この2団体は限られた住民と関わりを持つ団体だと判断した。

具体的にみると、「保見ヶ丘国際交流センター」の取り組みモデルは図4-3に示すとおりである。豊田市から日本語教室と子供日本語教室の事業委託を受け、現在主な事業内容は日本語教室と生活相談であり、団地が所属する自治区や住民団体と連携して不定期にイベント開催することもある。また、保見団地では複数のNPO団体が活動しているため、自治会/自治区が団地内施策の中心となり、他のNPO団体と一緒に協力しながら、行政からサポートを受けて、多文化共生取り組みを実施している。しかし、管理者とは頻りに意見交換をしておらず、居住に関する情報は雇用側の責任者が外国人住民に入居オリエンテーションを実施し、各自で取り組みを実施している。外国人との情報交換の方法としては、普段の活動で住民と交流をしているが、団体の高齢化のため、特に積極的に情

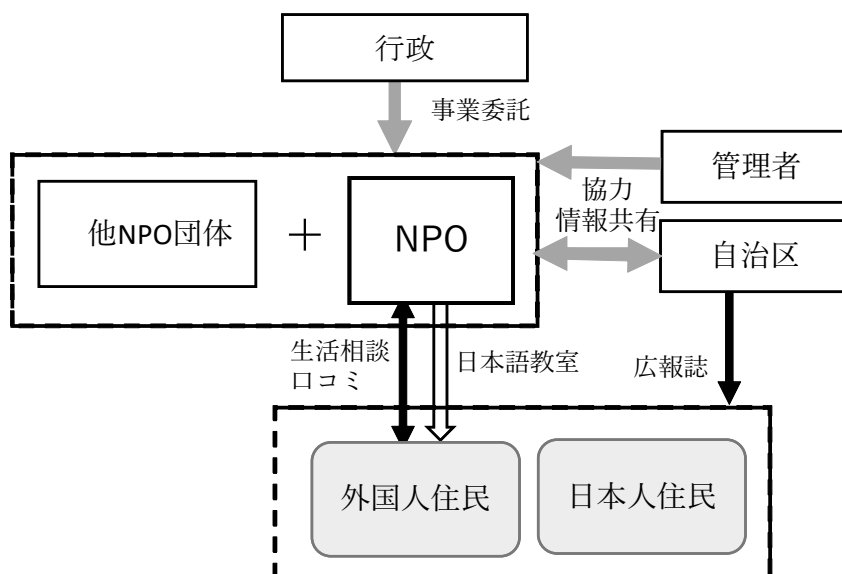


図 4-3 UR 保見団地—NPO 法人保見ヶ丘国際交流センター

報発信していない。日本語教室や活動に参加する外国人住民は、ホームページと団地内の広報誌からの情報を受けて参加する住民もいるが、行政、国際交流協会からの紹介や、団地内の口コミなどの方法を通じた参加もある。また、ハード面の環境整備に関する取り組みはなかった。

「かけはしプロジェクト」の多文化共生推進モデルは図4-4で示す。自治会の活動の手伝いに誘われたことをきっかけに事業が始まったため、自治会との関わりが深い。現在、主な活動内容は多文化交流クラブの開催である。交流イベントの実施は自治会のメンバーが協力している上に、活動場所も自治会が管理している。団地内の多文化共生の取り組み実施の主体は学生団体、自治会が中心となる仕組みとなっている。

外国人住民との交流手段に関しては、イベント、ワークショップに関する情報や、生活に必要な情報を発信するため、日本語、中国語と英語の三カ国語でSNS、外国語広報誌、ポスティングで発信する。特に中国人住民に発信するために中国人住民が多く使うSNSに公式アカウントを開設した上に、住民とチャットグループでも情報交換を行う。公式アカウントは法人で開設する必要があるため、行政を通して公式アカウントで発信している。行政は公式アカウントを管理しているものの、発信の内容は自治会が作っている。

他の団体と比べて、行政からの支援が少なく、公式アカウントの管理だけを行っている。月1回の交流イベントは団地の住民交流を促進したが、住民の日ごろの交流の場がな

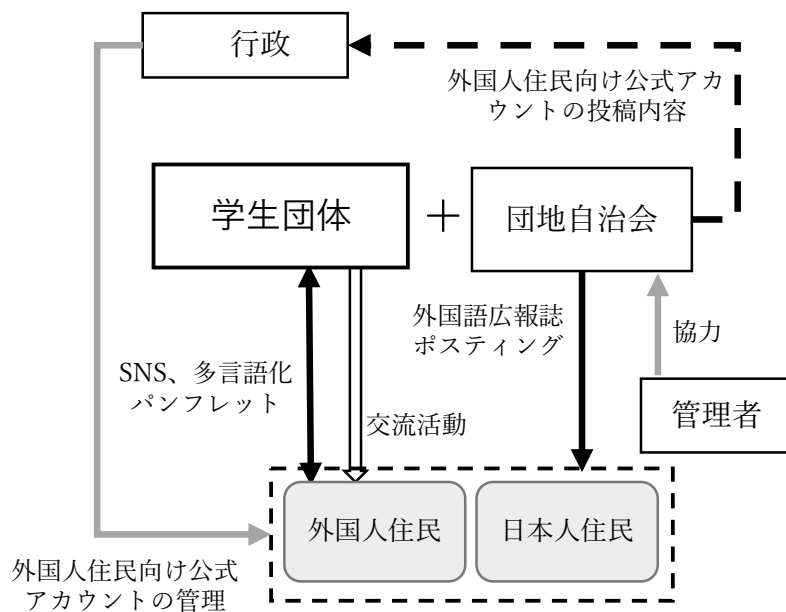


図 4-4 UR 芝園団地—学生ボランティア団体かけはしプロジェクト

い。ハード面の環境整備として、学生団体は団地内の空き店舗に日常の交流空間を設置したかったが、行政と管理者からの支援がもらえなかったため、空間の確保ができなかった。

学生団体は日ごろ団地に居住しておらず、団地住民との繋がりが少ない。積極的に新しい情報交換方法を利用しているが、外国人住民とは緊密な信頼関係を築けたとは言えない。自治会を通して団地で活動を実施しているため、自治会に対する依存度が高い。自治会のメンバーは多文化共生意識が強く、多文化共生活動の担い手になれる人がいなければ、学生団体だけでの活動の実施は難しいと考えられる。

このように類型2は積極的に多文化共生取り組みを推進しているが、実施内容は類型1と比べて少なく、実施頻度も低い。管理者との協力関係はあるが、類型1と比べて強くないことがわかった。自治会/区は団地内取り組みの事業実施の中心となっている。また、住民との情報交換方法については、積極的に発信してないか、対面で情報交換の機会が少ない状況となっているため、関わりのある外国人住民が少ない。

(3) 類型3は外国人子供学習支援団体の「プラス・エデュケート」と「みらい」である。子供学習団体は団地内の多文化共生推進活動を主導しないが、団地内の外国人を対象とする活動の重要な一部だと考えられる。

外国人子供を対象とする学習支援団体の「プラス・エデュケート」と「みらい」は、団地内の子供放課後教室や子供学習支援、子育て支援活動を行っている。代表者はいずれも日本語教育専攻出身で、外国人子供の問題を意識して、自分の経験を生かすために

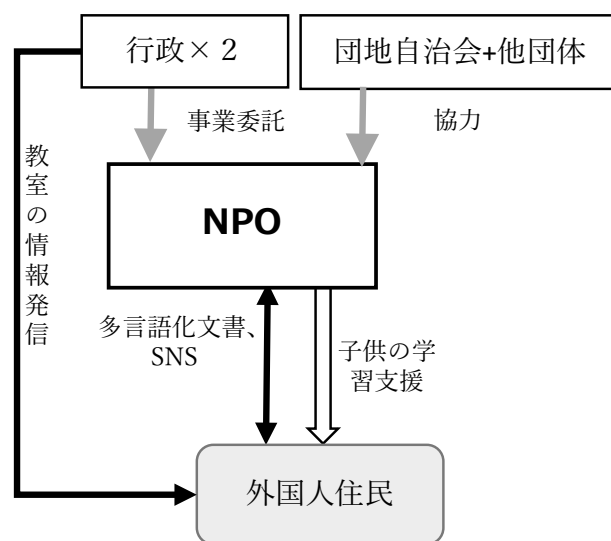


図 4-5 UR 豊明団地—NPO 法人プラス・エデュケート



子供教育に力を入れたいことをきっかけに事業を始めた。豊明団地と知立団地を選んだ理由は外国人が沢山集住していることと家賃の安さである。また、外国人住民との情報交換方法として、外国人子供の教育を中心として活動を行うため、子供の日本語能力が親よりも高い場合が多く、子供を介して保護者と情報交換することが多い。また通訳を通じた交流や、翻訳した文章、チラシを保護者に渡すこと、SNSなどを通して情報交換をするような方法を試している。

両団体は活動の内容では大きな違いはないが、各自所在する団地の外国人率が大幅に違うため、団地内活動の重点が違う。「みらい」が所在するUR知立団地では、外国人率は50%近くであるため、行政、管理者と大学が連携して、多文化共生推進取り組みも含めた包摂的な地域まちづくりのプロジェクトが進んでいる。「みらい」が行政から放課後教室と子育て支援の業務委託を受けることは、団地全体の多文化共生取り組みの一環となっていると考えられる。その一方で、「プラス・エデュケート」が立地する団地の外国人率は20%未満で、調査した事例の中では比較的低い外国人率である。そのため、豊明団地内の活動は多文化共生の取り組みが中心ではなく、管理者、自治会と大学が連携し、介護・医療・福祉・子育てなどに関する取り組みを中心に地域まちづくりを実施している。また、「プラス・エデュケート」は豊明市からの委託事業だけではなく、碧南市など複数の自治体から業務委託を受けており、活動範囲も東海地区に広がっている。団地内で他団体、組織との協力も行っているが、「プラス・エデュケート」は豊明団地

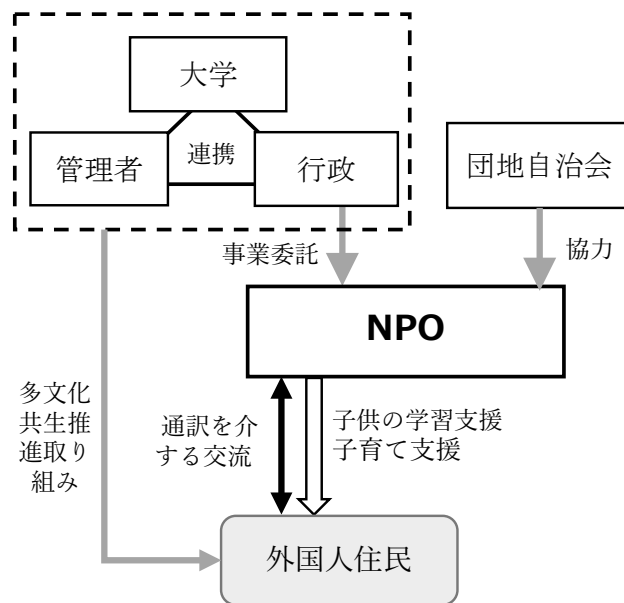


図 4-6 UR 知立団地—NPO 法人みらい

を拠点に、広い範囲で外国人子供学習支援活動を行っていることがわかった。そのため、子供学習支援支援団体は他の多文化共生推進団体と比べて比較的独自の多文化共生活動を実施していることがわかった。子供学習支援だけを実施する市民団体は、外国人子供教育の専門性があり、実施の拠点と内容が団地状況によって弾力的に対応できる。団体の運営規模も比較的大きく、参加者数が多いことから、専門的な事業内容を実施する市民団体の仕組みは広い範囲で運用できると思われる。

今回の調査で明らかにしたNPO団体の多文化共生事業の推進体制は、全般的な支援を実施する団体は管理者の権限がある団体や、管理者と緊密な協力を持つ団体のほうは実施内容が豊富であり、住民との関わりも多いことがわかった。情報交換の方法を考察すると、管理者は団地内の空間や環境整備のサポートできるため、団体は住民との情報交換は対面で行い、関わりやすいと思われる。

#### 4.4.3 外国人率、団地規模と多文化共生推進活動の関係性

外国人率、団地規模と取り組みをみると、外国人住民が半数を占める団地でも87戸の小規模団地の東松ノ木住宅での取り組みは、同じく日本語でコミュニケーションを取れる2000戸の芝園団地と比べて、実施内容が多く、参加率と実施頻度も高い。施策効果は小規模団地の方が効果的であると考えられる。また、実施効果のよい2団体を考察すると、団地内の事務所や連絡ポストのような日常的にハード面の繋がりがあがる団体の方が、取り組みの実施にいい影響があると考えられる。

また調査できなかった団地の規模と外国人率は、県営岩田団地670戸（子供学習支援）57.2%、市営柳原団地710戸46.0%（子供学習支援）、県営いちょう団地1139戸21.6%（全般的な支援）であることから、市民団体が活動をしている団地は500戸以下の団地は市営東松ノ木団地だけで、外国人率が45%以下の団地は九番団地、いちょう団地と豊明団地の3団地で、一番低い外国人率は17%であった。規模と外国人率を考えると、管理業務を行う「まめもやし」は特別な事例でありながら、市民団体が中規模以上の団地、特に大規模団地を拠点に活動を実施する傾向がある。全般的な取り組みを実施する市民団体は1000戸以上かつ外国人率20%以上の団地で活動を実施していることが確認された。1000戸以上かつ外国人率20%以上の団地では自治会と管理者だけでは外国人問題対応に限界があると考えられる。

それ以外では、愛知県で活動を行う団体が多く、実施する内容も豊富であることがわかった。愛知県では行政、自治会、管理者と市民団体が協働で多文化共生取り組みを実施することが多く、他の団体と比べて多文化共生活動に対する温度差を感じた。

#### 4.5 多文化共生交流が生まれる空間と施設

各団体が団地内の拠点として活動を行う空間で一番に使われているのは団地内の集会所である。保見団地にある「保見ヶ丘国際交流センター」は子供学習支援活動を実施する2団体と集会所を共用している。代表者によると「保見ヶ丘国際交流センター」の活動については、空間に対して不満はないが、子供学習支援団体は子供学習の空間が不足しており、教室に参加できない子供もいる。九番団地にある「まなびや@KYUBAN」は、活動の実施時間を隣の集会所空間を利用する日本語教室の実施時間に合わせていると代表者が述べた。共用空間での交流を図っていると考えられる。

集会所以外に活動の実施や住民交流できる空間を持っている団体については、「まめもやし」は集会所でイベントを開催すると同時に管理事務所内に談話スペースを設置しているため、住民は日常的に交流ができる。九番団地にある「まなびや@KYUBAN」によると、現在は集会所を利用しているが、これから管理者による団地内に多文化交流空間を作る予定がある。知立団地で活動する「みらい」は、行政が団地内の商店街に多文化交流センター「もやいこハウス」を設置してあるため、活動で利用することがある。また、行政からの委託事業を実施する時、参加人数によって団地周辺の昭和児童センターを利用することもある。

市民団体はハード面の空間について、「プラス・エデュケート」が豊明団地を拠点にした理由の一つは「家賃の安さを考慮した」ことである。また、新型コロナウイルスの影響で密を避けるために、更に広い空間が必要となった。「かけはしプロジェクト」の代表者は「日常的な交流場所がないため、せっかくできた住民交流が長く続かない」とコメントしており、団地内の空き店舗を日常の交流空間にしたかったが、管理者と行政からの協力をもらえずに断念した。

活動に参加する住民数を見ると、日常的な交流拠点があり、イベントの頻度が高い東松ノ木団地、九番団地では団体と関わりのある住民は76人（外国人住民全員）と100人前後（外国人住民の1/3）であることに対して、日常交流空間のない団体は住民との関わりが少ないことがわかった。集会所は交流イベントなどに使えるが、イベントの実施頻度が低い団地で日常交流できる場所がなければ、対面での情報交換できず、住民交流の維持と対象の拡大が難しいと考えられる。交流を生み、維持するためには、日常の交流空間を工夫する必要がある。また、日常の交流空間を確保できた団体は、いずれも管理者と行政からの支援と協力があつた団体である。特に交流活動に重点を置く団体にとっては日常交流空間の確保は重要であり、管理者と行政の協力が必要である。

#### 4.6 新型コロナウイルス感染症の市民団体に対する影響及び対応策

調査した各団体は新型コロナ感染症の拡大で新たな課題が発生していることが確認できた。特に交流活動への影響が大きく、緊急事態宣言によって活動が中止になり、対面での交流ができなくなった。緊急事態宣言後も、3密を避ける取り組みでより広い活動の実施空間への需要が高まった。

各団体の具体的な課題は、在日コリアン団地では外国人住民が帰国困難などの事情が発生して、見守り活動や交流活動も難航している。南米系団地では外国人住民の失業や収入減少が発生している。子供学習支援団体の「プラス・エデュケート」と「みらい」は新型コロナ感染症の拡大防止対策で学習場所の利用が難しくなり、オンラインの学習に転換して展開していた。しかし、オンラインの学習はネット回線やパソコンの制約があり、全ての子供の環境が整っているわけではないため、全対象に対する実施は困難であった。また、オンライン学習で子供の状況が把握できなくなり、子供の学習の効率も低下している。また、中国IT技術者団地の芝園団地では、学生団体は日頃に団地にいないため、団体は住民側の状況がわからなくなった。

緊急事態宣言の解除後にも、子供学習支援団体をはじめ、すべての交流イベントも「三密」を避けるため、もっと広い活動空間が必要になった、空間の確保は難しい。それで、コロナ禍の多文化共生取り組みの実施に対する影響は大きいと考えられる。

団体はコロナ対策として、一部の団体はオンラインとSNSなどを利用して外国人住民に情報発信をしている。南米系団地にある「保見ヶ丘国際交流センター」、「まなびや@KYUBAN」では新型コロナ感染症に関する相談が増え、支援金や自営業対象の助成金の申請書類の記入が難しい外国人住民が多いため、書類記入の支援を多数実施した。調査した時点では「まなびや@KYUBAN」は既に新型コロナ感染症の拡大で月300件の相談を受けている。また、2020年4月から、無料食料品配布、コロナ相談と住民のコロナに関するアンケート調査も行った。「プラス・エデュケート」では子供オンライン学習のため、市からタブレット端末などを調達するような対応をした。多くの団体は迅速に外国人住民の状況を把握して、対応することができた。

新型コロナ感染症の拡大は外国人住民と市民団体の多文化共生取り組みの実施に大きな影響を与えたことがわかった。在日コリアン団地で活動を実施する団体は高齢者と障害者の見守り活動が難しくなり、中国IT技術者団地で活動を実施する団体は住民との関わりが断絶された。特に課題が多いのは南米系団地で、住民の失業や収入減少及び子供学習支援の実施困難などの課題が挙げられた。

#### 4.7 小括

本章では外国人集住団地を拠点に、多文化共生推進取り組みを実施している市民団体の先進事例を対象に考察した。

外国人住民の属性の年齢層、世帯構成、集住期間によって、団地で発生した課題が異なり、市民団体が実施する取り組みの重点も異なることがわかった。しかしながら、集住期間の経過に伴い、団地の課題は住民属性の変化によって変わる可能性が高い。例えば、南米系団地では外国人住民の高齢化が進んで、これから南米系団地での外国人高齢者問題は新たな課題になることもあり、中国籍、インド籍のIT技術者団地や、若い東南アジア外国人集住する団地では、世帯構成の変化で子供に関する課題が多くなる場合もあると考えられる。外国人住民の属性の変化に十分注意しながら、在日コリアン団地と南米系団地での多文化共生の経験からの対応策を実施する必要があると思われる。

市民団体の多文化共生推進の施策効果は団地規模が小さいほど効果の高いことがわかった。週3回以上の頻度で、固定的な日常交流空間のある市民団体の施策効果が高いことがわかった。これらの市民団体は外国人集住規模の大きい団地だけで確認されたため、外国人集住が開始した早期や小規模団地で始まるとより高い効果がある。そのため、担い手の育成は重要だと考えられ、集住初期から管理者と行政による担い手育成は不可欠であると考えられる。

取り組みの内容については、子供学習支援のみ実施する市民団体以外は、全部の市民団体が交流の活動を取り込んでいる、住民との交流、及び住民間の交流は不可欠であると考えられる。団体は住民との交流、及び住民間の交流を創出するために、活動による交流の機会を提供し、ハード面の交流空間の確保も行っている。

管理者の取り組みと比べて、多数の団体が先進的な情報交換方法を利用し、住民との情報交換で外国人住民の需要を把握し、対応する。具体的には対面での交流や、外国人がよく使うSNSの利用や、翻訳文章を渡すことなどの方法で外国人住民と情報交換を行っている。特に日常の交流空間やハード面の整備が前提での情報交換方法を利用する団体は、日ごろ団地に滞在し、住民との交流と支援ができ、他の団体より住民との関わりが多い。良好な多文化共生取り組みの実施効果を得た市民団体は、外国人住民だけを対象にすることはなく、全住民を対象として取り組みを組んでいることがわかった。外国人問題対応の大きな課題を、一人一人の住民の具体的な対応に転換したと考えられる。これは、適切な情報交換方法を利用し、外国人住民が含まれた住民の需要を把握した上の施策であると考えられる。

また、課題として外国人住民と日本人住民の間は、日本人住民が交流活動への参加が少なく、日本人住民と外国人住民間の関わりも少ない。市民団体は住民間の交流活動を実施しているが、日常生活での接触による交流が必要だと考えられる。この度、多文化共生市民団地が活動している団地での日本人住民の意識調査は出来なかったが、「まめもやし」の話によると団地で居住する同じ国籍の外国人住民も「オールドカマー」と「ニューカマー」両方が存在し、同じ文化の背景でも外国人住民の間にトラブルが発生していることが確認できた。それは「オールドカマー」は日本の生活経験が長いことで、外国人住民の立場ではなく、日本人と同じホスト側の立場で態度を取ったと考えられる。似たような発言は坪谷（2020）によるとX団地での外国人問題について、居住歴の長い外国人は居住歴の短い外国人に対して、「一緒に扱ってほしくない」とコメントした。居住時間が長い外国人住民は日本人住民の立場に転換したと思われる。このような変化は側面からホスト社会が外国人に対する偏見を検証した。日本人住民を巻き込む取り組みに関する考察は今後の課題としたい

市民団体が多文化共生取り組みを実施する仕組みには、管理者が不可欠であることがわかった。また、行政と管理者からの支援が足りない団地では、ハード面の提供と整備は不可能であることが確認された。行政からの支援については、愛知県に位置する公的団地では行政からの支援が多く、多様な内容を実施する傾向がある。子供の学習支援だけを実施する市民団体が所在するブラジル団地では行政、自治会、管理者や大学が含まれた多主体が協力しながら、協働で取り組みを実施していることが確認した。特定属性の外国人住民を対象にする市民団体（子供の学習支援だけを行う市民団体）の仕組みは、行政と自治会の施策に基づいて、実施の拠点、実施の内容、実施の範囲など弾力的に対応ができるため、専門性のある支援分野では応用しやすいと思われる。

多文化共生事業を実施する市民団体は先進事例とはいえ、実施している取り組みの多くは代表者個人的な経験や能力から発足することが多いことがわかった。そのため、市民団体は多文化共生取り組み事業を継続するために担い手や資金の確保に課題がある。しかしながら、現在市民団体の担い手は、多文化共生に関心の高い人だけに頼っている。特に多様な支援と活動を実施する団体はボランティアが中心となっていることがわかった。「まなびや@KYUBAN」のように団地で育った外国人住民が外国人担い手になる可能性が見られたが、これから地域で外国人住民が多文化共生の担い手になるための育成のシステムの確立が必要だと考えられる。

## 本章の参考文献

- 1) NPO法人保見ヶ丘国際交流センター ホームページ、<http://homigaoka.jp/>、最終閲覧2021年7月31日
- 2) MANABIYA@KYUBAN ホームページ、<https://manabiyakyuban.wixsite.com/manabiya>、最終閲覧2021年7月31日
- 3) 法人みらいホームページ、<https://www.facebook.com/mirai.chiryu/>、最終閲覧2021年7月31日
- 4) 知立市：多文化子育てサロン（NPO法人みらい）（2019年度）  
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/2019takosalon-mirai.html>、最終閲覧2021年7月31日
- 5) 京都市市民活動総合センター—東九条まちづくりサポートセンター  
[http://shimin.hitomachi-kyoto.genki365.net/gnkk14/mypage/mypage\\_group\\_info.php?gid=G0000051](http://shimin.hitomachi-kyoto.genki365.net/gnkk14/mypage/mypage_group_info.php?gid=G0000051)、最終閲覧2021年7月31日
- 6) NPO法人プラスエデュケート ホームページ、<https://www.plus-educate.org/>、最終閲覧2021年7月31日
- 7) 芝園かけはしプロジェクト、<https://shibazonokakehashi.org/>、最終閲覧2021年7月31日
- 8) 稲葉佳子, 石井由香, 五十嵐敦子, 笠原秀樹, 窪田亜矢, 福本佳世, 瀬戸一郎 (2009) 「公営住宅における外国人居住に関する研究—外国人を受け入れたホスト社会側の対応と取り組みを中心に—」 p. 275-286、住宅総合研究財団研究論文集35巻
- 9) 稲葉佳子, 石井由香, 五十嵐敦子, 笠原秀樹, 窪田亜矢, 福本佳世 (2010) 「公営住宅および都市再生機構の賃貸住宅における外国人居住に関する研究—外国人居住への取組が行われる 10 団地を対象に—」 p. 2397-2406、日本建築学会計画系論文集 75-656
- 10) 北原玲子 (2013) 「群馬県伊勢崎市の公営住宅における外国人世帯集住と地方自治体の取り組みに関する研究」 p. 1241-1247、日本建築学会計画系論文集 78-688
- 11) 蕭閔偉, 城所哲夫, 瀬田史彦, 佐藤遼, 李度潤 (2017) 「外国人集住都市における多文化共生のまちづくりの現状と課題に関する一考察—愛知県豊橋市の南米系外国人市民向けの行政と市民団体による多文化共生事業を中心に—」 p. 55-62、都市計画論文集 Vol. 52-1
- 12) 坪谷美欧子編著 (2020) 『郊外団地における外国人住民の社会的統合—神奈川県 X 団地にみる「多文化共生」の現在』、学術研究出版社
- 13) 石川 久仁子 (2013) 「複合的不利地域」におけるコミュニティ実践に関する研究 —京都・東九条を中心に—、関西学院大学大学院人間福祉研究科博士論文
- 14) 松宮朝 (2010年) 「ニューカマー外国籍住民集住地域の比較研究に向けて—地域からとらえる視点の可能性—」 p. 19-26、愛知県立大学教育福祉学部論集59号
- 15) 池上重弘, 福岡欣治 (2005) 「外国人居住者は地域コミュニティの担い手となり得るか?」 p. 1-12、静岡文化芸術大学研究紀要5
- 16) 松宮朝 (2019) 「外国籍住民と公営住宅（下）」 p. 23-32、社会福祉研究第20巻、
- 17) 稲葉佳子 (2011) 「日本における外国人居住の構図と諸課題—多文化共生における居住施策と

- いう視点から～」 p. 10-15、都市住宅学74号
- 18) 朴景善 (2020) 「共生まつりにおける共生社会実現への可能性：東九条マダンを事例に」  
p. 124-151、共生学ジャーナル4
  - 19) 稲葉佳子 (2010) 「日系ブラジル人派遣労働者の住宅問題と背景事情」 p. 27-30、都市住宅学68号
  - 20) 松宮朝 (2010) 「経済不況下におけるブラジル人コミュニティの可能性——愛知県西尾市県営住宅の事例から——」 p. 33-40、社会福祉研究 第12巻
  - 21) 特定非営利活動法人フロンティアとよはし ホームページ、  
<https://frontiertoyohashi.wixsite.com/frotierty>、最終閲覧2021年12月1日
  - 22) 多文化まちづくり工房 ホームページ、<http://tmkobo.com>、最終閲覧2021年12月1日
  - 23) 豊橋市 (2019) モデル地区事業 報告書<概要版>、  
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/secure/モデル地区事業総括書【概要版】.pdf>、最終閲覧2021年12月1日
  - 24) 知立市：知立団地「みんなのリビング」プロジェクトについて、  
<https://www.city.chiryu.aichi.jp/kurashi/community/syouwamiraikaigi/1523927322570.html>、最終閲覧2021年8月23日
  - 25) 愛知県：けやきいきいきプロジェクト—豊明団地における地域包括ケアシステムづくり、  
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/57201.pdf>、最終閲覧2021年8月23日
  - 26) 総務省(2017)「多文化共生事例集～多文化共生推進プランから10年 共に拓く地域の未来～」、  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000731370.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000731370.pdf)、最終閲覧2021年6月20日



## 結論：多文化共生対策の検討

### 1. 本研究の成果

本研究の成果は以下の通りである。

第一章では、日本の外国人集住の現状を把握することを目的として、国勢調査小地域集計地区の外国人人口データを用いて外国人集住地区を抽出し、市街地の特徴を整理した。さらに、外国人が特に集住している地区として公的住宅団地に着目し、全国に110の外国人が集住する公的住宅団地のリストを作成し、外国人集住団地の分布特徴と属性の分析を行った。

第二章では、外国人の公的住宅団地における集住状況を明らかにするために、第一章の外国人集住団地の結果を踏まえて、110団地の管理者を対象にアンケート調査を行った。調査項目として、団地の属性、外国人住民の生活実態、団地内の外国人が利用する施設と空間、外国人増加による生活トラブルの発生状況、及び外国人を対象とする取り組みの実施状況を設定した。その結果、日本の外国人集住団地では、同じ国籍の外国人が一つの団地に集まって居住する傾向があり、団地住民の国籍ごとに生活トラブルの特徴が異なることを確認した。団地内の生活トラブルの対応状況をみると、管理者が外国人を対象に実施しているソフト面の対応策では、入居支援と掲示の多言語化が中心で、問題発生後の事後対応となっていることが分かった。また管理者が外国人の集住状況や対策の実施状況を把握していない団地が多数あることを確認した。

管理者からみた外国人対応の課題では、「言葉が通じず、外国人とのコミュニケーションが取れない」があがっている。よく使用されている外国人住民とのコミュニケーション手段は、管理者からの一方的な情報伝達が多く、双方向に意思疎通が図れる方法の工夫が必要である。団地内のコミュニティに関する評価については、外国人住民と日本人住民の間は、お互いに接点がなく、無関心な状態で、トラブルが発展しやすい状況にあると思われる。団地内の空間利用では、日本人住民と外国人住民の間で団地内の共用空間の利用傾向が異なることを確認したが、外国人増加に対応したハード面の整備は遅れていることがわかった。

以上から、外国人が集住する公的住宅団地では、生活トラブルが発生しているものの、管理者が十分に状況を把握しきれておらず、またトラブルへの対応も一方的な情報提供に依存しており、管理者と外国人、外国人と日本人の間のコミュニケーションも十分とれていないことがわかった。さらに外国人の属性によって、生活習慣や文化、必要とす

る支援や空間が異なるが、それに応じた対応も進んでいないことが分かった。

第三章では、既往研究や第二章の団地実態では明らかになっていない、近年増加している新たな属性の外国人住民の居住実態把握を目的として調査を行った。具体的には、首都圏の公的住宅団地において、2000年以降に集住が始まった高学歴技術職の外国人住民を対象にインタビュー調査を実施した。既往研究と第二章のアンケート調査に取り上げた団地に居住する外国人住民の属性は、就労制限のない長期在留資格を持ち、日本語能力が低く、製造業や食品加工業の従事者が多く、居住地は仕事場に近しい都市郊外部に位置する団地が多い。またこういった団地に入居する理由は、仕事場に近しいことと先に団地に入居した同胞のコミュニティからの呼び寄せであった。

このような従来型の外国人属性に対して、第三章で扱った外国人集住団地の住民属性は、高学歴で、収入と日本語能力が高く、中期の在留資格を持っているという特徴がある。加えて、新たな類型の団地は、駅に近く、交通の利便性が高い都市部に位置している。本調査では、入居のしやすさと家賃の低さを入居理由としてあげた外国人住民が多かった。さらに、入居経緯、居住実態、団地内の付き合い状況、コミュニティ状況についてみると、この類型の外国人住民は仕事の雇用制度と持ち家志向の文化の影響で、公的住宅団地を一時的な住所として捉えていることが分かった。これらの団地でも外国人集住による生活トラブルは存在しているが、外国人住民の視点からみると、直接的なトラブルの経験は少ない。また、従来型の外国人住民に比べると、新たな類型の外国人住民は、団地内の日本人と繋がる必要性を感じていない。団地内の付き合いは、仕事を通じた付き合いや、子供を通じた付き合いが殆どであり、日本人との付き合いは少ない。団地内で実施されている外国人を対象とするソフト面の取り組みへの関心も低く、特に管理者による施策はこの類型の外国人住民にとって効果がないことが確認できた。一方、多文化共生推進の市民団体が多文化共生取り組みを実施している団地の外国人住民は、団地内の活動に参加する意欲が比較的高いことがわかった。

空間利用については、既往研究では従来型の外国人は室内の和室を改造/カスタマイズすることが多いとの指摘があるのに対して、この類型の外国人住民は住戸内に対する不満は少なく、改造もない。団地内の共有空間の利用では、エスニック店舗や子育て活動場所を利用することが多いが、高齢者の日本人住民と日常的な交流接点がないことが分かった。「接触理論」から団地内の住民間の付き合いを考察すると、外国人住民は日本人住民と関わる必要性も、理由も、機会もなく、空間での共同利用もない。日本語能力が高いにもかかわらず、交流の機会と接点がないために、多文化共生に消極的な態度にな

っていると考えられる。

第四章では、市民団体による多文化共生活動の実施状況を把握するため、第一章で確認できた外国人集住団地の110団地の中から、多文化共生の取り組みを実施している市民団体を研究対象として、団体の代表者にインタビュー調査を実施した。市民団体の視点から団地の多文化共生活動の実施状況と課題を把握し、団体が行政、管理者、外国人住民とどのような関係性を有するかを明らかにした。市民団体の多くは行政から委託業務を受けており、管理者からの支援がある団体はごく一部である。外国人住民と関わりの多い市民団体は、行政及び管理者と緊密な交流と協力関係を持ち、活発に活動していることがわかった。これらの市民団体は、日ごろに団地に滞在しており、団地の状況と外国人住民の属性を把握している。外国人住民属性に応じて、必要な支援や活動内容は異なっており、在日コリアン団地では外国人の高齢者を対象に、介護と見守り支援の活動を中心に実施している。南米系団地では、すべての団地で日本語教育を実施している。また南米系団地では、外国人の子供が多いため、子供教育を中心に活動を展開する市民団体も存在している。東南アジア難民と中国帰国者が多い団地では、日本語教育や子供支援、交流活動などの取り組みを実施している。また、中国IT技術者団地では、交流活動を中心に行っている。

外国人住民と良好な関係を築くために、外国人住民との情報交換の方法にも工夫をしている。具体的には、言葉の壁が存在する団地では日本語教育の支援、子供が多い団地で子供に対する日本語教育の支援を実施するといった、住民の属性に応じて外国人のニーズに沿った支援を行っている。加えて、外国人住民が使い慣れている情報交換ツールの活用や、対面での情報交換など多様な方法を試みている。さらに、日本人住民と外国人住民間に日常的な接点を作るために、積極的に交流活動を実施し、日常の交流拠点となる空間を設置した団体もある。しかし、このような市民団体はまだ数少なく、人手不足と資金不足の課題を抱えていることが分かった。

## 2. 多文化共生対策に向けた検討

これまでみてきたように、日本においても、外国人集住はすすんできており、外国人集住に関わる課題も存在している一方で、外国人集住に対応する有効な仕組みと対応策が十分に用意されていない。そこで、本研究では次の4つの対策を提案する。

### 1) 外国人の属性を考慮した対策の必要性

まず属人的な要因を考察する。各章で取り上げた団地は、外国人住民属性の国籍、在留資格、職業など属性に偏りがあることを確認でき、団地が抱える課題も、団地居住の一般的な課題と外国人集住に起因する課題があることが確認できた。例えば、生活トラブルでは、「騒音」と「ゴミ問題」のように、団地生活で頻繁に発生し、簡単に解決できない一般的な課題がある。異なる生活習慣を持つ外国人と日本人の間でよりトラブルが多いように見えるものの、日本人の間でも世代間やライフスタイルの違いによって、同様の問題が発生する場合もある。

これに対して、住民属性に関連する課題は、南米系団地で特に顕著な「室内改造」の生活トラブルがある。さらに、住民の日本語能力不足でコミュニケーションを取れない課題や、外国人住民の年齢層と世帯構成による子供問題、高齢者問題、就職問題、雇用制度に起因する住み替えの早さといった課題が存在していることを確認した。南米系団地、東南アジア難民と中国帰国者の集住団地の課題は、住民の日本語能力、在留資格、職業、年齢層が類似するため、生活トラブルの発生頻度も類似していることがわかった。また、既往研究の池上（2004）（2016）、大島（2019）の報告から、団地内の日本人住民側に、外国人住民に対して肯定的でない意識があり、トラブルの原因をすべて外国人と結び付けるような偏見が存在しているとの指摘もある。このように、外国人住民の属性は団地ごとに異なることから、団地が抱える課題も異なっており、課題解決に求められる対応策も違ってくると考えられる。また日本人の偏見の解消も、団地内の多文化共生促進策の推進にも影響する。

属人的な要因から多文化共生の対策を考えると、入居段階での対応を検討する必要があると思われる。本研究の背景でも述べたように、外国人の住居選択には制約が多く、民間住宅での入居差別の存在から、公的住宅にやむを得ず入居している外国人も多いことから、一律の入居制限の設定は不適切である。しかし、急激な集住や過度の集住は、入居者間の軋轢を生じさせてしまう可能性があり、対応が必要である。

外国人の入居に関しては、入居時点で、団地の生活様式やマナーについての十分な説明と理解を求める機会を用意することや、入居枠を設定し、緩やかな集住となるよう調

整する仕掛けの検討が必要である。入居コントロールに関する既往研究は、北原（2013）が「伊勢崎市の市営住宅における対策として、特定目的別分散入居制度を導入し、入居者の世帯属性のバランスを調整する取り組みを進めている」と報告し、国籍を問わずに子育て世帯を意識的に入居させ、特定の世代属性に極端に偏る集住を抑えることができた。また、日本人住民については、留学生宿舎のチューター制度のように、外国人との集住や多文化共生に積極的な意識を持つ人を対象とした募集枠を設定することや、日本人住民と外国人住民が日常生活で接点を持てるよう、同年齢や子育て世帯など、繋がりを作りやすい世帯の優先入居制度の導入も考えられる。

## 2) 外国人との接点・交流機会の創出

次に、団地内の課題に影響する非属人的な要因を、ソフト面の取り組みとハード面の環境整備・空間利用から考察する。管理者へのアンケート調査から、団地で発生しているトラブルへの対応は一定の効果をあげていることがわかっているが、より詳しくみると、団地の現状と課題を十分把握できていない管理者も多数存在しており、また課題の把握から対応策までを実施できている団地は半数しかない。

トラブルへの対応策の内容も、団地生活ルールの周知、掲示・警告の多言語化、通訳配置のような基本対応策に留まっており、団地の外国人住民の属性に応じた対応策までは行われていない。特に、外国人との情報交換については、管理者が外国人住民を生活ルールに従うよう一方的に情報を伝えているだけとなっており、外国人の理解を促す工夫や使いやすい情報ツールの活用まではできていない。

一方で、外国人集住団地での日本人住民と外国人住民の間に、付き合いや空間利用での接点がないことも分かった。社会学視点での「接触理論」から考察すると、日常の接触がない場合、住民はお互いに偏見を持ち、付き合いに消極的な態度となり、生活トラブルの解決が難しくなる。そこで、市民団体が介入し、日本人住民と外国人住民の間の接触をつくることを目的として、交流の機会を作り出すための団地内のイベントの開催といったソフト施策や、日常の交流空間と施設の提供というハード面の対応策を実施している。このような取り組みを通じて、市民団体と外国人住民の間に信頼関係ができ、団地内のコミュニティ促進と維持に貢献している。

空間・施設の整備のハード面と提供など対応策は、今回の調査では、管理者によるごみ置き場の整備によるトラブルの減少、市民団体による交流空間の設置が交流を促進した事例が確認できたものの、限定的な取り組みとなっている。多文化共生の対応策とし

て、ソフト施策と連動したハード面の整備は不十分な状況である。

### 3) 外国人とのコミュニケーション手段の拡充

第二章の調査から、管理者による外国人住民への情報伝達の方法は、「多言語での掲示・警告」が最もよく利用されているが、管理者自身もトラブルの解消効果が高くないと認識している。また第三章の外国人住民側の調査でも、外国人は「掲示・警告」をあまり確認しておらず、効果がないことが分かっている。日本人住民対象とする生活トラブルと課題の対応策は、従来型の手法で解決してきたが、多く管理者にとって外国人住民の対応は手さぐりの状況にある。そのため、外国人住民を対象とした対応策は、実施効果を確認しながら、改善していく必要がある。

第二章の管理者調査で、トラブル解決に効果があったことを確認できたのは「通訳配置」であったが、導入されているのは一部の団地に限られている。これに加えて、住民が個人的に問題解決に協力することもありうるが、管理者が積極的に外国人住民の意見を求める情報交換の方法が用意されていない。稲葉（2010）の調査では団地内の苦情の9割は日本人住民からのものであるとの指摘もあり、外国人の声は届きにくく、住民苦情を通した団地の状況の把握は、偏った視点となることが懸念される。

第四章で把握した市民団体による取り組みでは、外国人が日常的によく利用しているSNSを通じた情報共有の取り組みや、宗教施設や子育て等を目的とした外国人コミュニティ内のつながりを活かしたコミュニケーションを確認できた。外国人集住団地における管理者、日本人住民、外国人住民の意思疎通でも、「掲示・警告」だけでなく、外国人が使いやすい情報伝達手段も取り入れたコミュニケーション手段の拡充を図っていくことが必要と考えられる。

### 4) 外国人と日本人をつなぐ主体の重要性

最後に、自治会や市民団体が存在している団地の経験から、外国人と日本人、管理者をつなぐ主体の存在について検討する。稲葉（2010）の調査によると、自治会が活発な外国人集住団地の一部では、外国人との交流活動、日本語が堪能な外国人住民の自治会役員への選出、外国人リーダーの育成などの取り組みを実施している。また、第四章で考察したように、団地にかかわっている市民団体が、活動を通して外国人住民との情報交換を積極的に行っていることがわかった。

自治会と市民団体のいずれかが存在し、外国人の属性を踏まえた居住の現状と課題を

熟知している場合は、対応策の計画や実施、施策の効果の評価と改善を担い、管理者と協力して多文化共生を推進することが期待できる。だが、第二章の管理者調査では、団地内の自治会の活動状況を把握している管理者は10%前後であり、自治会と緊密に情報交換や協力をしているとはいえない。

市民団体が公営団地で活動する場合は、団体を支援する行政が多文化共生の取り組みを推進していることが多い。これに対して、UR団地の場合は、自治会の役割は公営住宅より少なく、市民団体が自治会に代わって管理者と住民間の情報交換役を担える可能性もある。しかし、第四章の調査結果からは、管理者と市民団体は、実際には単なる活動スペースの賃貸契約関係にとどまりやすいことがわかった。

外国人の生活支援を目的とする市民団体は、団地生活のトラブルの解決だけではなく、住民属性に応じて必要な支援をより柔軟に提供することができ、より効果的な多文化共生の対応策を担える可能性がある。外国人住民と有効的なコミュニケーション手段を持ち、日本人と外国人の間の接点づくりのような活動を実施する市民団体はまだ少ないものの、外国人と接触の多い日本語教師や多文化共生に関心のある人が多文化共生推進事業に取り組んでいる。一方で、運営資金や担い手不足の課題を抱える市民団体も多い。そのため、市民団体の活動には、行政と管理者からの協力が必要で、団体の独自努力による多文化共生の実現は限界がある。

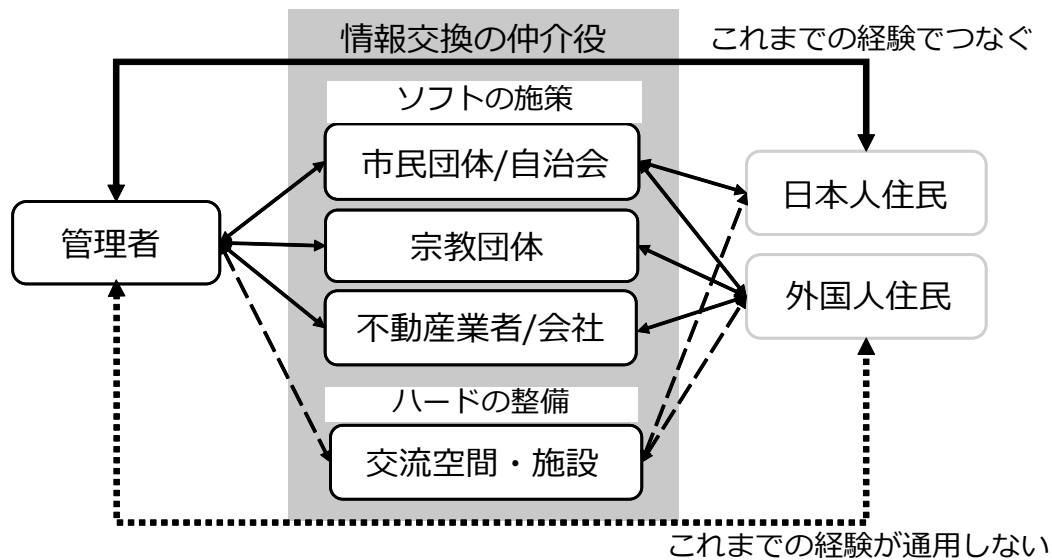


図 5-1 団地内の情報交換方法モデル

図5-1に示した情報交換の仲介役として、自治会や多文化共生を目的とした市民団体に加えて、外国人住民の心のよりどころや生活と密着した市民団体に役割も期待できる。

第四章で調査した市民団体の「まめもやし」は、「東九条キリスト者地域活動協議会」のメンバーが創設し、現在もキリスト教区から管理活動の再委託業務を受けている。この背景には、韓国・朝鮮国籍のキリスト教信者が多数存在しているため、宗教団体が外国人集住と関わっていると考えられる。また、フィリピンのような宗教国では、人口の9割以上はキリスト教信者とされている。日本のフィリピン籍の外国人住民にとっても教会はコミュニティの核となっていると言われる。

宗教の繋がりについては、北原（2014）が東京都北区に居住するバングラデシュ人の多くがイスラム教の礼拝で生活拠点としてモスクを利用することや、金曜礼拝で仕事場の近くにモスクが必要とされることを指摘している。宗教の活動は外国人の情報交換の機会と交流の場となっている。宗教がある国から日本に来た外国人住民との情報交換したい場合は、宗教団体や宗教施設を通した方法も有効と考えられる。

このように各団体は情報交換の仲介役として役割を担える可能性がある。しかし、団地管理者が積極的に住民と情報交換し、団地の多文化共生を目指さない限りは成り立たない。管理者と団地住民が含まれる各主体との交流と協力が、多文化共生対応策の第一歩だと考えられる。

情報交換の場を空間的に考えると、第四章で考察したように、市民団体が提供した交流空間も日常の情報交換の場になれるが、そのような場の設定は、管理者の支援が不可欠であり、実施している団地はまだ少ない。交流が目的とする空間以外で情報交換できる空間・施設に着目すると、第三章の外国人住民調査から、外国人住民は団地内の外国人向けのレストランで集まり、情報交換していることがわかった。これらの外国人向け店舗は、外国人住民の居住状況を把握するための手掛かりになると考えられる。また、交流空間の提供が難しい場合は、比較的、実現しやすい方法として、市民団体「まなびや@KYUBAN」のように、いつでも外国人住民と連絡が取れるよう、団地内に相談ポストを設置することも有効と思われる。

既往研究と調査から、公的住宅団地の外国人集住がすすんだ理由の一つに、社宅契約があることがわかっている。社宅契約での団地入居の場合、管理者や自治会が実際の居住者を確認することが困難で、自治会と市民団体が外国人住民と繋がりにくい状況が生まれている。第三章の外国人の団地入居経緯で確認したように、社宅契約の場合、外国人を雇用する企業と社宅契約をする不動産仲介業者が介在している。保見団地でのヒアリング調査では、会社の責任者が入居オリエンテーションの責任を果たしていることがわかった。団地の生活ルールの説明は、契約時の不動産仲介業者や会社の責任者が担う



ことになるが、第三章の調査でも分かったように、入居後のフォローやトラブル時の注意までは対応しておらず、管理者と不動産仲介業者や会社の間での情報交換も行われていない状態である。そのため、トラブルの解消や入居後の対応が適切に行われていない可能性がある。

最後にこれまでの指摘をまとめる。外国人住民の増加に伴い、国籍、在留資格、年齢層などが多様化しており、団地の現状に応じた多面的な包摂の対応が求められる。その第一歩として、集住状況の把握、多文化共生取り組みの実施効果を迅速に伝える情報交換システムの確立が必要である。管理者は、自治会や市民団体、社宅の仲介者を情報交換の仲介役として、各主体と緊密な情報交換を行い、外国人住民とのコミュニケーションを図るとともに、外国人住民と日本人住民の接点や交流の機会を作っていくことが必要である。情報交流に加えて、交流空間で住民と繋がる方法も併用することが望ましい。

このような形で管理者が多文化共生の取り組みに関与し、積極的に情報交換することで、団地と住民の状況を的確に把握でき、有効な多文化共生の取り組みを実施できるようになる。さらに、取り組みの実施に対するフィードバックを受けて、対策を改善することができれば、集住がすすむ公的団地における多文化共生の取り組みを効果的に実施することができるだろう。

### 3. 本研究の課題

本研究は、日本における外国人集住団地の現状を広くとらえることに目的に調査を行った。これにより、外国人集住の課題の全体像を確認することはできたが、国籍・世代・職種・滞在期間が多様化する外国人ごとの居住実態や課題を網羅的に把握するには至らなかった。既往研究で特定の住宅団地を対象に、詳細な事例調査から、実態と課題を明らかにしているものはいくつか存在するが、そのような事例調査と組み合わせることで、より詳細な外国人集住の課題と対応策を検討することは、今後の研究の中で取り組んでいきたい。

第二章のアンケート調査では、団地管理者を対象とした調査を行ったが、管理業務をさらに別の業者に委託する場合も存在し、管理者自体が団地の状況を把握していないことが多かった。より詳細な事例調査を行うには、管理業務を受託している業者や現地管理員、自治会を対象とした調査が必要であり、今後の課題にしたい。

属人的な要因は外国人住民が原因となる課題以外に、日本人住民の生活実態や、日本人住民の外国人に対する寛容度も踏まえた分析が必要である。今回の調査では日本人住民の調査を行っておらず、既往研究の知見をもとに考察を行っている。今後、詳細的な事例調査を行う時に、日本人住民も含む住民調査をしたい。

第三章のIT技術者団地の住民調査は、インタビューのサンプル数を増やす工夫を行ったが、コロナ禍の影響もあり、協力を得られた人数が少なかった、高度専門職としての住民属性の考察はできたが、各団地全体の特徴を表していない可能性がある。

第四章の調査では、外国人住民と管理者間の仲介役として、外国人向けの不動産仲介や宗教団体が役割を果たしている場合が存在するが、現地での調査が難しかったため、今回は直接話を聞くことができなかった。今後の課題にしたい。

新型コロナウイルス感染症の影響で、本研究はハード面の環境整備と空間提供に関する現地調査はできず、管理者、住民、市民団体への調査から、各主体のハード面に対する主観的な評価のみで考察をしている。そのため、ハード面に関する結果は限定的で、環境整備と空間提供に関しては具体的な対応策まで検討できていない。本研究で事例として取り上げた談話スペース、多文化交流センターや、外国人向けのレストランのような施設の利用状況と情報交換での役割に関する分析は、今後の研究対象として調査を行いたい。

#### 4. 本章の参考文献

- 1) 稲葉佳子, 石井由香, 五十嵐敦子, 笠原秀樹, 窪田亜矢, 福本佳世 (2010) 「公営住宅および都市再生機構の賃貸住宅における外国人居住に関する研究－外国人居住への取組が行われる10団地を対象に－」 pp. 2397-2406, 日本建築学会計画系論文集75-656
- 2) 北原玲子 (2014) 「東京都北区のバングラデシュ国籍在留外国人の居住環境に関する研究：国際労働力移動による連鎖移民が受け入れ国の集住地に及ぼす影響」 p. 873-882, 日本建築学会計画系論文集 79(698)
- 3) 池上重弘, 福岡欣治 (2004) 「外国人居住者は地域コミュニティの担い手となり得るか？－焼津市・T団地での調査から－」 p. 1-12、静岡文化芸術大学研究紀要5
- 4) 池上重弘, 上田ナンシー直美 (2016) 「磐田市東新町団地の生活状況をめぐる調査の詳細分析報告書」
- 5) 大島隆 (2019) 『芝園団地に住んでいます 住民の半分が外国人になったとき何が起きるか』明石書店
- 6) 北原玲子 (2013) 「群馬県伊勢崎市の公営住宅における外国人世帯集住と地方自治体の取り組みに関する研究」、 pp. 1241-1247、日本建築学会計画系論文集 78-688

## 謝辞

本研究を遂行し、学位論文をまとめるまでには、多くの方々のご支援とご指導を賜りました。お世話になった皆様方にこの場をお借りして、深謝の意を申し上げます。

まず、本研究を直接の御指導を頂いた藤井先生に感謝の意を述べさせていただきます。研究に関するあらゆることを教えていただきまして、いつも優しい言葉で励まして下さいました。生活面でも笑顔で相談に乗ってくださいまして、異国にいる私が家族のような温かさを感じました。藤井先生のおかげで本研究が遂行したと思っており、本当にありがとうございました。今後も藤井先生のような構成の良い、洗練された表現で論文を書けるように、引き続き頑張ります。

副指導教員の渡辺俊先生、山本幸子先生、雨宮護先生、東京大学の瀬田史彦先生には、本研究の審査を引き受け頂き、いつも分析の方法や論文の構成に関して多くの有益な助言をいただきまして、とても感謝しています。土地利用研究室の大村謙二郎先生、有田智一先生、川島宏一先生からも、合同ゼミや夏ゼミでたくさんの貴重なアドバイスを頂き、ありがとうございました。また、いつも相談に乗っていただいた修士時代の指導先生、九州産業大学の上和田茂先生にも感謝を申し上げます。

外国人集住のテーマに関する研究会を参加する際にも多くの研究者とお話できました。特に貴重な既往研究を読ませて頂いた稲葉佳子先生、北原玲子先生をはじめ、感謝申し上げます。

また、調査に応じていただいた行政の関係者、団地住民、団体の代表者には、貴重な資料と情報を頂いて、本当にありがとうございました。研究の調査にあたって、たくさんの方と話でき、多文化共生事業推進の大変さを実感しました。ここで、現場における多文化共生のために努力している人々に敬意を表します。

藤井研究室の皆さんにもお世話になりました。特にいつも日本語の文章をチェックしてくださる島田由美子さん、瀬川遥子さん、江本珠理さんに感謝しています。いつも温かい雰囲気を作ってくださった研究室の皆さんに出会えて本当に幸せでした。

最後に、私事になりますが、いつも私をあたたく応援してくれた両親と祖父母に心から感謝を申し上げます。

## 付録1 外部投稿一覧

### A. 審査付論文・著書

1. Wang Shuang, Fujii Sayaka (2018) A Study on the Distribution and Characteristics of the Public Housing Densely Inhabited by Foreigners in Japan, Proceedings of the 12th International Symposium on Architectural Interchanges in Asia/pp.235-240, 2018-10
2. 王爽、藤井さやか (2020) 公的住宅団地における外国人集住の実態と取り組みに関する研究- 全国の外国人集住団地管理者へのアンケート調査の分析 -, 都市計画論文集55巻 3 号, p. 954-961, 2020 (発表付き)
3. 投稿中：公的住宅団地におけるホ高学歴技術職の中国籍住民の居住実態と地域との関わりに関する研究 ー首都圏2団地の住民インタビュー調査からー

### B. 論説

1. 藤井さやか, 王爽 (2019) 住宅団地における多文化コミュニティ形成に向けた取り組み-外国人集住が進む住宅団地事例から-, 都市計画/336/pp.64-67, 2019-01

### C. 口頭発表・研究発表

1. A Study on the living supports and communities of the Public Housing Densely Inhabited by Foreigners in Japan, American Association of Geographers, Annual Meeting 2019
2. 首都圏における在日外国人の居住地階層等の特性について、2019年日本建築学会関東支部 シンポジウム「外国人居住と住宅・コミュニティ問題」
3. The Future of the Public Housing Densely Inhabited by Foreigners in Japan, The 2019 Annual Conference of the German Association for Social Science
4. Challenges of public housing in Japan: Aging and increase of foreign residents, Aging of high-rise houses and the decline of cities, UK-Japan Joint program: Ageing High-Rise Neighbourhoods

## 附録2 調査質問票と質問項目

1. 管理者アンケート調査 質問票 (p. 136～p. 143)
2. 住民インタビュー調査 質問項目 (p. 144～p. 145)
3. 市民団体インタビュー調査 質問項目 (p. 146～p. 151)

## 調査票：公的住宅団地の外国人集住に関するアンケート

平成 31 年 4 月 筑波大学

### ご回答にあたってのお願い

- ・ このアンケートには、**団地管理者様**がお答えください。
- ・ 回答は選択肢の中から選び、**番号に○をつけて**いただくものと、**数字を記入して**いただくものがあります。○をつけるものは、「ひとつに○」「該当するものすべてに○」と指定しています。その範囲内でお答えください。
- ・ その他を選択する場合は（ ）内に概要をお答えください。
- ・ 同封の封筒に入れて封をし、**5月22日(水)までに** ご提出ください。

### (団地名) について教えてください。

(2015 国勢調査小地域人口データによる所在地区の外国人率は 19.6%でした。)

### I 団地の概要についてお伺いします

**質問 1.** 団地の建設開始時期を教えてください。(ひとつに○)

- |             |            |             |
|-------------|------------|-------------|
| 1. 1960 年以前 | 2. 1960 年代 | 3. 1970 年代  |
| 4. 1980 年代  | 5. 1990 年代 | 6. 2000 年以降 |

**質問 2.** 外国人住民の集住が始まった時期を教えてください。(ひとつに○)

- |                  |                  |                  |
|------------------|------------------|------------------|
| 1. 1990 年以前      | 2. 1990 年～1995 年 | 3. 1996 年～2000 年 |
| 4. 2001 年～2005 年 | 5. 2006 年～2010 年 | 6. 2010 年以降      |

**質問 3.** 団地で外国人の集住が始まった理由は何だと思えますか？(該当するものすべてに○)

1. 外国人を雇用する会社の借り上げ社宅として契約したため
2. 外国人住民の勤務先に近いため
3. 駅に近く交通の便がよいため
4. 難民/帰国者などの受け入れ施設に近いため
5. 外国人向けの施設（幼稚園、学校、食料品店など）が近い/揃っているため
6. その他（ ）

**質問 4.** これまでに団地の建替え事業を行っていますか？(該当するものすべてに○)

- |            |               |              |
|------------|---------------|--------------|
| 1. 建替えを行った | 2. 建替えを行っていない | 3. 建替えの計画がある |
|------------|---------------|--------------|

**質問 5.** 日本人世帯・外国人世帯の主な世帯構成を教えてください。(該当するものすべてに○)

	若年単身者	若年夫婦のみ	夫婦と未婚子供のみ	一人親と子供のみ	三世帯	高齢者	その他
日本人							
外国人							

**質問 6.** 主な家賃の範囲を教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 3万円/月以下	2. 3~5まで万円/月	3. 5~7まで万円/月
4. 7~10まで万円/月	5. 10万円/月以上	

**質問 7.** 団地内に自治会はありますか。(ひとつに○)

1. はい	2. いいえ	3. わからない
-------	--------	----------

**質問 8.** 外国人住民の国籍について、多い国籍から順番に、1番目に①、2番目に②、3番目に③を以下の表にご記入ください。

中国	韓国/朝鮮	フィリピン	ベトナム	ブラジル	米国	タイ	ネパール	インドネシア	その他

**質問 9.** 外国人住民の在留資格について、多い在留資格から順番に、1番目に①、2番目に②、3番目に③を以下の表にご記入ください。

永住者・特別永住者	留学	技能実習	技術・人文知識・国際業務	定住者	日本人の配偶者	経営・管理	高度専門職	その他

**質問 10.** 団地の外国人住民の主な職種を教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 農業など第1次産業従事者	2. 工場など第2次産業従事者
3. 一般会社やサービス業など第3次産業従事者	4. 留学生
5. わからない	6. その他 ( )

## II 団地における住宅・施設についてお伺いします。

**質問 11.** 団地内にある外国系の店舗について教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 食料品店	2. レストラン	3. 航空券などの代理店	4. ビサ関連の代行店
5. その他 ( )	6. ない	7. わからない	

**質問 12.** 団地周辺にある外国系の店舗について教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 食料品店	2. レストラン	3. 航空券などの代理店	4. ビサ関連の代行店
5. その他 ( )	6. ない	7. わからない	

**質問 13.** 団地内にある外国人が集まれる場所を教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 集会所	2. 多文化共生センター	3. ない
4. わからない	5. その他 ( )	



**質問14.** 団地周辺にある外国人が集まれる場所を教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 公民館など	2. 多文化共生センター	3. 外国系のお店
4. わからない	5. ない	6. その他 ( )

**質問15.** 団地に居住する外国人の増加を受けて実施した団地内の施設・設備の整備について教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 駐車場の増設/整備	2. 子供遊び場/公園の整備	3. 多目的活動室増設
4. 集会所の整備	5. ゴミ置き場の整備	6. 住棟と住戸のリフォーム
7. ない	8. わからない	9. その他 ( )

**質問16.** 団地に居住する外国人の増加を受けて、今後、実施する予定の団地内施設・設備の整備について教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 駐車場の増設/整備	2. 子供遊び場/公園の整備	3. 多目的活動室増設
4. 集会所の整備	5. ゴミ置き場の整備	6. 住棟と住戸のリフォーム
7. ない	8. わからない	9. その他 ( )

**質問17.** 団地に居住する外国人が日常の集まりや活動でよく使用する共用空間はありますか。該当する共用空間をお答えください。(該当するものすべてに○)

1. 公園	2. 集会所	3. 運動場
4. 団地内共用スペース (住棟間の空きスペースなど)		
5. 住棟内共用スペース (エントランスホール、廊下など)		
6. ない	7. わからない	8. その他 ( )

### III 外国人住民集住問題についてお伺いします。

**質問18.** 団地に居住する外国人が増加してからトラブルが生じていますか。(ひとつに○)

1. はい	2. いいえ	3. わからない
-------	--------	----------

**質問19.** 外国人集住によるトラブルの発生頻度を教えてください。(ひとつに○)

1. 頻繁に発生	2. たまに発生	3. ほとんどない
4. 頻繁に発生していたが現在少ない		

**質問20.** どのようなトラブルが発生しているか教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 住戸内の使用に関するトラブル (ア. 騒音	イ. 無断改造	ウ. 無断転居)
2. 住棟空間と施設の使用 (ア. 騒音	イ. 共用空間占用	ウ. ポイ捨て)
3. 団地空間と施設の使用 (ア. ゴミルール守らない	イ. 無断駐車	
ウ. BBQ やトランプゲームなどで許可なしの使用)		
4. コミュニティの問題 (ア. 自治会/活動の不参加	イ. 会費滞納	
ウ. コミュニケーションが取れない)		
5. その他 ( )		

**質問 2 1.** 団地の日本人住民と外国人住民の関係を評価してください。(ひとつに○)

1. 対立的な緊張状態	2. お互い関心と接点のないまま生活
3. コミュニティできて関係は良好	4. その他 ( )

**質問 2 2.** 外国人の集住を理由に、日本人が入居を敬遠することはありますか。(ひとつに○)

1. ある	2. ない	3. わからない
-------	-------	----------

**質問 2 3.** 団地外の人には外国人集住団地にネガティブなイメージを持っていると思いますか。(ひとつに○)

1. とてもそう思う	2. ややそう思う	3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない	5. 全くそう思わない	

#### IV 外国人に対する取り組みについてお伺いします。

**質問 2 4.** 団地に居住する外国人を対象とする取り組みありますか。(ひとつに○)

1. はい	2. いいえ	3. わからない
-------	--------	----------

質問 24 で「1. はい」と答えた方は、引き続き、以降の質問にお答えください。  
「2. いいえ」「3. わからない」と回答された方はこれで終了です。

**質問 2 5.** 外国人住民に対する取り組みを始めた理由は何ですか。(該当するものすべてに○)

1. 外国人増加によるトラブルの発生	2. 住民からの苦情や要望
3. 自治体からの推進	4. 団地を所管する組織の方針
5. わからない	6. その他 ( )

**質問 2 6.** 外国人住民に対する取り組みの内容を教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 団地生活ルールの周知	2. 通訳配置	3. 掲示・警告の多言語化
4. 日本語教室	5. 外国人相談窓口	6. 外国人子供支援
7. 多文化交流イベント	8. その他 ( )	

**質問 2 7.** 外国人住民に特に注目してほしい情報を外国人住民に伝える方法を教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 口コミ	2. 掲示板ポスター	3. 活動場所にポスター	4. 自治体ホームページ
5. 特にない	6. SNS ( )	7. その他 ( )	

**質問 2 8.** 外国人住民に対する取り組みの実施主体を教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 自治体	2. 住民自治組織(自治会・区会など)	3. 団地管理者
4. 多文化共生地域組織	5. わからない	6. その他 ( )

**質問 2 9.** 外国人住民に対して一番効果があった取り組みを教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 団地生活ルールの周知	2. 通訳配置	3. 掲示・警告の多言語化
4. 日本語教室	5. 外国人相談窓口	6. 外国人子供支援
7. 多文化交流イベント	8. その他（	）

**質問30.** 団地内外国人に対してこれまで行ってきた取り組みで、トラブルが解決又は改善されましたか。(ひとつに○)

1. はい	2. いいえ	3. 一部改善になった	4. わからない
-------	--------	-------------	----------

質問30で「2」「3」と答えた方は、引き続き質問31～32をお答えください。  
「1」「4」の方は質問33へお進みください。

**質問31.** 解決が特に難しいトラブルはなんですか？(該当するものすべてに○)

1. 住戸内の使用に関するトラブル (ア. 騒音	イ. 無断改造	ウ. 無断転居)	
2. 住棟空間と施設の使用	(ア. 騒音	イ. 共用空間占用	ウ. ポイ捨て)
3. 団地空間と施設の使用	(ア. ゴミルール守らない	イ. 無断駐車	ウ. BBQ やトランプゲームなどで許可なしの使用)
4. コミュニティの問題	(ア. 自治会/活動の不参加	イ. 会費滞納	ウ. コミュニケーションが取れない)
5. その他 (		)	

**質問32.** トラブルの解決が特に難しい理由を教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 外国人の要望を把握できなかった	
2. 言葉が通じず、情報が伝わらなかった	
3. 言葉が通じてても外国人は参加しなかった、理解してくれなかった	
5. 実施する担い手がいないから続けない	
6. わからない	7. その他 (
	)

**質問33.** 外国人住民の多い団地の管理業務に必要な支援や仕組みを教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 外国人集住団地の管理経験	2. 外国人集住対策の責任者を明確化
3. 外国人集住の対応仕組みの確立	4. 行政の資金補助
5. 行政の情報支援	6. 外国人対応担い手の確保
7. その他 (	)

**質問34.** 多文化共生のための団地内の取り組みにおいて、大学あるいは大学団体との連携はありますか？(ひとつに○)

1. はい	2. いいえ	3. わからない	4. 以前あったが、現在は無い
-------	--------	----------	-----------------

**V 外国人に対する取り組みの仕組みについてお伺いします。**

**質問35.** 団地内外国人に対する取り組みの中心になっているのはだれですか？(該当するものすべてに○)

1. 団地生活ルールの周知	2. 通訳配置	3. 掲示・警告の多言語化
4. 日本語教室	5. 外国人相談窓口	6. 外国人子供支援
7. 多文化交流イベント	8. その他（	）

**質問30.** 団地内外国人に対してこれまで行ってきた取り組みで、トラブルが解決又は改善されましたか。(ひとつに○)

1. はい	2. いいえ	3. 一部改善になった	4. わからない
-------	--------	-------------	----------

質問30で「2」「3」と答えた方は、引き続き質問31～32をお答えください。  
「1」「4」の方は質問33へお進みください。

**質問31.** 解決が特に難しいトラブルはなんですか？(該当するものすべてに○)

1. 住戸内の使用に関するトラブル (ア. 騒音	イ. 無断改造	ウ. 無断転居)	
2. 住棟空間と施設の使用	(ア. 騒音	イ. 共用空間占用	ウ. ポイ捨て)
3. 団地空間と施設の使用	(ア. ゴミルール守らない	イ. 無断駐車	ウ. BBQ やトランプゲームなどで許可なしの使用)
4. コミュニティの問題	(ア. 自治会/活動の不参加	イ. 会費滞納	ウ. コミュニケーションが取れない)
5. その他（		）	

**質問32.** トラブルの解決が特に難しい理由を教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 外国人の要望を把握できなかった	
2. 言葉が通じず、情報が伝わらなかった	
3. 言葉が通じてても外国人は参加しなかった、理解してくれなかった	
5. 実施する担い手がいないから続けない	
6. わからない	7. その他（
	）

**質問33.** 外国人住民の多い団地の管理業務に必要な支援や仕組みを教えてください。(該当するものすべてに○)

1. 外国人集住団地の管理経験	2. 外国人集住対策の責任者を明確化
3. 外国人集住の対応仕組みの確立	4. 行政の資金補助
5. 行政の情報支援	6. 外国人対応担い手の確保
7. その他（	）

**質問34.** 多文化共生のための団地内の取り組みにおいて、大学あるいは大学団体との連携はありますか？(ひとつに○)

1. はい	2. いいえ	3. わからない	4. 以前あったが、現在は無い
-------	--------	----------	-----------------

**V 外国人に対する取り組みの仕組みについてお伺いします。**

**質問35.** 団地内外国人に対する取り組みの中心になっているのはだれですか？(該当するものすべてに○)

1. 住民自治組織(自治会・区会など)	2. 多文化共生地域組織	3. 自治体
4. 国際交流協会	5. 団地管理者	
6. その他 ( )		

質問35で「1 住民自治組織」と答えた方は引き続き質問36～43をお答えください。  
「2」の方は質問44へお進みください。  
「3」「4」「5」の方は質問がここまでです。

**質問36.** 住民自治組織(以下、団地自治会とします)はどんな役割を果たしていますか。(該当するものすべてに○)

1. 防災訓練の実施	2. 防災組織の設立	3. 防犯パトロールの実施
4. 親睦活動の実施	5. 清掃活動の実施	6. ごみ集積所の管理
7. 福祉活動の実施		
8. その他 ( )		

**質問37.** 団地住民の自治会への加入率を教えてください。(ひとつに○)

1. 10%以下	2. 10%～30%未満	3. 30%～60%未満	4. 60%～90%未満	5. 90%以上
----------	--------------	--------------	--------------	----------

**質問38.** 団地自治会への外国人住民の加入率を教えてください。(ひとつに○)

1. 10%以下	2. 10%～30%未満	3. 30%～60%未満	4. 60%～90%未満	5. 90%以上
----------	--------------	--------------	--------------	----------

**質問39.** 団地自治会に外国人の役員はいますか。(ひとつに○)

1. いる	2. 以前いたが現在いない	3. いない	4. その他 ( )
-------	---------------	--------	------------

**質問40.** 団地自治会役員の人数を教えてください。(ひとつに○)

1. 1～5名	2. 6～10名	3. 11～20名	4. 20名以上
---------	----------	-----------	----------

**質問41.** 団地自治会の外国人役員の人数を教えてください。(ひとつに○)

1. いない	2. 1～5名	3. 6～10名	4. 10名以上
--------	---------	----------	----------

**質問42.** 団地自治会による外国人住民に対する取り組みに対して、団地管理者との関係を教えてください。(ひとつに○)

1. 管理者からの委託事業	2. 管理者からの協力依頼	3. 独自で取り組み実施
4. わからない	5. その他 ( )	

**質問43.** 団地自治会による外国人住民に対する取り組みに対して、地元自治体との関係を教えてください。(ひとつに○)

1. 自治体からの委託事業	2. 自治体からの協力依頼	3. 独自で取り組み実施
4. わからない	5. その他 ( )	

**質問44.** 団地内で活動している多文化共生地域組織名を教えてください。(記入してください)

1. _____	2. _____	3. _____	4. _____
----------	----------	----------	----------

**質問45.** 外国人住民に対する取り組みを実施しているのが多文化共生地域組織の場合は、地元自

自治体とはどんな関係ですか。(該当するものすべてに○)

- |               |               |             |
|---------------|---------------|-------------|
| 1. 自治体からの委託事業 | 2. 自治体からの協力依頼 | 3. 独自取り組み実施 |
| 4. わからない      | 5. その他 ( )    |             |

**質問46.** 外国人住民に対する取り組みを実施しているのが多文化共生地域組織の場合は、団地自治会とはどんな関係ですか。(該当するものすべてに○)

- |                 |                 |             |
|-----------------|-----------------|-------------|
| 1. 団地自治会からの委託事業 | 2. 団地自治会からの協力依頼 | 3. 独自取り組み実施 |
| 4. わからない        | 5. その他 ( )      |             |

質問は以上です。お忙しいところご協力いただき大変ありがとうございました。

## 住民調査の質問項目

### 1. 基本属性

年齢：

性別：

出身国：

国籍：

在留資格：

在日年数：

日本語レベル：

団地居住年数：

過去の居住地区：

団地の入居理由：

職業：

通勤/通学地区：

家族構成：

配偶者は日本人？外国人？：

現住所の居住人数：

部屋タイプ：

### 2. 団地内のコミュニティ多文化共生取り組み、支援について

2-1 団地内でどんな多文化共生施策があるのがご存知ですか。

知っている場合はどんなルートで知りました？

2-2 団地で他の住民とトラブル発生したところありますか？

2-3 外国人支援を受けたことがありますか？あるいは団地内の活動などに参加することありますか？

2-4 日本人との交流願望ありますか？

2-5 団地内の知り合い状況は？中に同じ国籍の人と日本人はそれぞれの人数？知り合いになったきっかけは？

2-6 将来の多文化共生取り組み実施の担い手になりたいと思いますか？

### 3. 団地の空間利用状況：

- 3-1 平面図と室内の写真を提供して頂けますか？
- 3-2 住戸内や住戸前に母国の文化で飾り、装飾することはありますか？
- 3-3 室内空間や設備については不満ありますか？
- 3-4 住棟内の空間、廊下やエントランスホールでものを置いたり、話したりしますか？
- 3-5 何を見て、自宅を認識していますか？
- 3-6 団地内によく利用される空間や施設ありますか？どんな頻度で使っていますか？
- 3-7 団地内や近所に親戚や友達はいますか？集まる時はどこを使いますか？
- 3-8 近郊地域でどんな場所をよく利用しますか？

#### 4. 団地生活について

- 4-1 最初にこの団地生活を始めた時困ったことはありますか？
- 4-2 団地の空間について不便だと思うことありますか？
- 4-3 この団地で継続生活していきたいですか？ 1～5
- 4-4 コロナで困っていた/いること。新型コロナウイルス感染症の情報をどこから得ていますか？
- 4-5 団地内の掲示・警告を確認しますか？

#### 5. 子育てについて

- 5-1 親は子育てのため来日したことありますか？期間の長さ、ビザ、何をしに来ましたか？どうやって泊まりますか？
- 5-2 親が日本の生活に不便を感じたことありますか
- 5-3 子供を団地内の外国人向けの保育所を利用するつもりありますか



質問項目：NPO法人保見ヶ丘国際交流センター

活動団地：保見団地

一回目の調査項目：

1. 2002年から始めた事業ですね。始めたきっかけはなんですか？
2. 事業内容についてですが、現在行っている日本語教室とポルトガル語の生活相談でよろしいですか。これ以外に、以前何を行いました？
3. 日本語会話クラスと日本語こどもクラスはそれぞれの参加者は何人ですか。
4. 参加者の年齢層、国籍の割合などを教えていただけますか。長い期間で通いつける住民は多いですか？保見団地の住民のみとなっていますか？
5. 授業内容を通して、参加者の日本語をどこまで上達させますか？
6. 生活相談の実施状況はどうですか？
7. 日本語教室と相談はどうやって宣伝していますか？参加者住民はどんなルートでここを知りました？
8. 先生は何名いらっしゃいますか？国籍は？通訳は市から派遣ですか？ボランティアですか？
9. 運営で難しいことは何ですか？
10. 自治体と関わりありますか？他のNPOと日本語子ども教室とこどもの国の学習支援と関わりありますか。豊田市国際交流協会と関わりありますか？
11. いくつの活動団体と同じ集会所を使っていますが、空間に対する不満はありますか？他の団体から、空間か、施設についての要望ありますか？
12. 今まで運営してきたところで、外国人住民文化の違い、言語通じない原因で問題を起こしたことがありますか？団地内どんなトラブルありますか？

二回目の調査項目：

1. 新型コロナウイルス感染症発生してから、活動に対する影響ありますか？ご存知の範囲では外国人住民は今回でどんな問題が発生していますか？
2. 新型コロナウイルス感染症で運営側として改めて支援が必要、不足を感じたことがあれば教えてください。

質問項目：NPO法人東九条まちづくりサポートセンターまめもやし

活動団地：市営東松ノ木団地

1. 事業の発足経緯を教えてくださいませんか？
2. 団地管理者の立場でもありますが、管理者としての業務内容とNPOとしての事業内容を教えてくださいませんか？それぞれの住民の利用状況も教えてくださいませんか。
3. 現在の活動は行政から委託されていますが、国際交流協会、団地自治会などそれぞれはどんな関係になっていますか？大学とはどんな繋がりありますか？
4. 東九条地区で外国人や多文化共生推進の組織いくつあるようですが、この団地で活動している他の団体ありますか。この地区の他の多文化共生推進団体とはどんな関係ですか。
5. アンケート調査結果ではコミュニケーションできないのは外国人集住団地で一番大きな問題ですが、在日コリアン集住団地で一番大きな問題は高齢者の介護、福祉に関する問題であるらしい、それでも他の団体における医療支援では朝鮮語を使う介護サービスはあるようです。それは日本で居住時間の長い在日コリアン住民でも同じコミュニケーション問題ありますか？
6. 外国人住民に知ってほしい情報、例えば介護サービスに関する情報があればどんな方法使って伝えていますか？ 逆に外国人住民のニーズを知るためにはどんな方法を使っていますか？
7. 現在の活動を推進するため、一番大きな課題はなんですか？例えば①担い手問題②住民参加率問題③資金問題④コミュニケーション問題⑤開催場所問題など
8. 在日コリアンは日本の居住時間長い、文化も近いことはありますが、在日コリアンに関する多文化共生推進策はニューカマーに関する多文化共生推進に参考できると考えている部分を教えてくださいませんか。
9. 新型コロナウイルス感染症の発生で、活動に何が影響ありますか。ご存知である範囲で外国人住民はどんな問題が発生していますか？それに対してどんな対応策をしました？
10. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、運営側として改めて困難点、支援が必要、不足を感じたことがあれば教えてください。

質問項目：芝園かけはしプロジェクト

活動団地；UR都市機構川口芝園団地

1. 事業発足の経緯を教えてください。活動の拠点は芝園団地で、現在の活動範囲も芝園団地ですか。

2. 多文化交流クラブ、芝園サロン、イベント企画などの開催頻度、実施状況と利用人数は？利用者は団地の住民ですか？利用者国籍はどうなっていますか？

3. 現在の活動を行うには行政や、国際交流協会、団地自治会、管理者、他の多文化共生団体などそれぞれはどんな関係になっていますか？

4. 外国人住民に知ってほしい情報、例えばこんな活動がある情報はどんな方法使って伝えていますか？逆に外国人住民のニーズを知るためにはどんな方法を使っていますか？

5. 現在の活動を推進するため、一番大きな課題はなんですか？例えば①担い手問題②住民参加率問題③資金問題④コミュニケーション問題⑤開催場所問題など

6. 新型コロナウイルス感染症発生してから、活動に対する影響ありますか？ご存知の範囲では外国人住民は今回でどんな問題が発生していますか？

7. 新型コロナウイルス感染症で運営側として改めて支援が必要、不足を感じたことがあれば教えてください。

質問項目：NPOまなびや@KYUBAN

活動団地；元UR都市機構九番団地

1. 事業発足の経緯を教えてください。活動の拠点は九番団地で、現在の活動範囲も九番団地ですか。団地で他に活動する多文化共生推進団体ありますか。

2. 地域住民の交流・居場所づくり活動の実施状況と利用人数は？利用者は団地の住民ですか？利用者国籍はどうなっていますか？

3. 現在の活動を行うには行政や、国際交流協会、団地自治会、管理者、他の多文化共生団体とはどんな関係になっていますか？

4. 外国人住民に知ってほしい情報、例えばこんな活動、支援がある情報はラジオを使って伝えていますか？他の方法もありますか？逆に外国人住民のニーズを知るためにはどんな方法を使っていますか？

5. 現在の活動を推進するため、一番大きな課題はなんですか？例えば①担い手問題②住民参加率問題③資金問題④コミュニケーション問題⑤開催場所問題など

6. 新型コロナウイルス感染症発生してから、活動はラジオ以外には全部休止となっているようですね。団地内で行うアンケート調査では解雇、収入減少、入国制限で母国に帰れない、住所が失う、日本語が忘れてしまう、情報入手困難などの問題があるようですが、比較的に多い、とても急ぐ問題は？その対応策の一つとして食料品の配布でNPOセカンドハーベスト名古屋とはどんな繋がりですか？今回で早めに対応できた仕組みはどうなっていますか？（行政と他の団体）

7. 新型コロナウイルス感染症で運営側として改めて支援が必要、不足を感じたことがあれば教えてください。

質問項目：NPO法人プラス・エデュケート

活動団地；UR都市機構豊明団地

1. 事業発足の経緯を教えてください。活動の拠点は豊明団地で、現在は豊明市と碧南市で事業展開していますか。豊明団地で他に活動する多文化共生推進団体ありますか。

2. 豊明団地行っている活動内容と開催頻度、利用人数などの状況を教えてください。利用者は団地の住民ですか？利用者国籍はどうなっていますか？

3. 豊明団地での活動を行うには行政や、国際交流協会、団地自治会、管理者、他の多文化共生団体とはどんな関係になっていますか？

4. 外国人住民に知ってほしい情報、例えばこんな学習支援がある情報どんな方法で伝えていますか？逆に外国人の子供と親のニーズを知るためにはどんな方法を使っていますか？

5. 現在の活動を推進するため、一番大きな課題はなんですか？例えば①担い手問題②住民参加率問題③資金問題④コミュニケーション問題⑤開催場所問題など

6. 新型コロナ感染症発生してから、活動はどのぐらい休止しましたか？他に影響ありますか。ご存知の範囲で外国人住民はこの影響を受けてどんな問題発生していますか。

7. 新型コロナ感染症で運営側として改めて支援が必要、不足を感じたことがあれば教えてください。

質問項目：NPO法人みらい

活動団地：知立団地

1. 外国人事業を始めたきっかけを教えてください。活動の拠点は知立団地でいいですか、現在の活動範囲も知立団地ですか？
2. 知立団地で行われている学習支援事業、多文化親子サポート事業のそれぞれの実施頻度と利用人数は？利用者は団地の住民ですか？利用者国籍はどうなっていますか？
3. 現在の活動を行うには知立市や、国際交流協会、団地自治会、管理者、他の多文化共生団体などそれぞれはどんな関係になっていますか？名城大学はURと知立市を連携したようですが、みらいにも大学と繋がりありますか？昭和未来プロジェクトとの関わりありますか？
4. 外国人住民に知ってほしい情報、例えばこんな支援事業があるような情報はどんな方法使って伝えていますか？逆に外国人住民のニーズを知るためにはどんな方法を使っていますか？
5. 現在の活動を推進するため、一番大きな課題はなんですか？例えば①担い手問題②住民参加率問題③資金問題④コミュニケーション問題⑤開催場所問題など
6. 新型コロナ感染症発生してから、活動に対する影響ありますか？どんな影響ですか？ご存知の範囲では外国人住民は今回でどんな問題が発生していますか？
7. 新型コロナ感染症で運営側として改めて支援が必要、不足を感じたことがあれば教えてください。
8. 2019年の事業報告書をみせていただけますか